

令和 2 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 令和 2 年 3 月 5 日
- ・ 開 会 令和 2 年 3 月 5 日
- ・ 閉 会 令和 2 年 3 月 1 2 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	後 藤	忍	7 番	品 田	好 博
2 番	三 條	幸 夫	8 番	齋 藤	宏 司
3 番	上 地	史 隆	9 番	松 岡	克 美
4 番	田 中	裕 之	10 番	深 川	昇
5 番	原 本	哲 己	11 番	松 田	信 行
6 番	沢 出	好 雄	12 番	近 藤	哲 雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 教 育 長
代 表 監 査 委 員		農 業 委 員 会 会 長

副 町 長	福 祉 課 参 事
総 合 支 所 長	産 業 課 長
会 計 管 理 者	産 業 課 参 事
総 務 課 長	建 設 課 長
総 務 課 参 事	建 設 課 参 事
総 務 課 参 事	地 域 振 興 課 長
住 民 課 長	住 民 福 祉 課 長
福 祉 課 長	総 務 課 主 査

生 涯 学 習 課 長	高校・認定こども園推進室参事
生 涯 学 習 課 参 事	高校・認定こども園推進室参事

農 業 委 員 会 事 務 局 長	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長
監 査 委 員 事 務 局 長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和2年第1回大空町議会定例会議事日程

第1号 令和2年3月5日（木） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について
(諸般の報告)
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 令和2年第1回大空町議会定例会にあたって（町政執行方針）
- 日程第6 令和2年度大空町教育行政執行方針
- 日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第9 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第10 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第11 同意第1号 大空町教育委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第2号 大空町監査委員の選任について
- 日程第13 議案第1号 物品の購入について
- 日程第14 議案第2号 大空町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第3号 令和元年度大空町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第16 議案第4号 令和元年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第5号 令和元年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第6号 令和元年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第7号 令和元年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第8号 令和元年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第9号 令和元年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第10号 令和元年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第11号 財産の無償貸付けについて
- 日程第24 議案第12号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第25 議案第13号 大空町課設置条例の一部を改正する条例制定について

日程第26	議案第14号 大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第27	議案第15号 大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第28	議案第16号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
日程第29	議案第17号 大空町債権管理条例の一部を改正する条例制定について
日程第30	議案第18号 大空町東藻琴生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定について
日程第31	議案第19号 大空町豊住交流センター条例制定について
日程第32	議案第20号 大空町地域福祉センター条例制定について
日程第33	議案第21号 大空町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について
日程第34	議案第22号 民法の一部改正に伴う町営住宅関係条例の整備に関する条例制定について
日程第35	議案第23号 令和2年度大空町一般会計予算
日程第36	議案第24号 令和2年度大空町国民健康保険事業特別会計予算
日程第37	議案第25号 令和2年度大空町後期高齢者医療特別会計予算
日程第38	議案第26号 令和2年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算
日程第39	議案第27号 令和2年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算
日程第40	議案第28号 令和2年度大空町簡易水道事業特別会計予算
日程第41	議案第29号 令和2年度大空町下水道事業特別会計予算
日程第42	議案第30号 令和2年度大空町個別排水処理事業特別会計予算

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会教育長	渡邊國夫
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	福祉課参事	鈴木章夫
総合支所長	伊藤裕幸	産業課長	藤田勉
会計管理者	平田義和	産業課参事	中村直樹
総務課長	南部猛	建設課長	高島清和
総務課参事	林敏美	建設課参事	山本純生
総務課参事	塚原章裕	地域振興課長	作田勝弥
住民課長	田中信裕	住民福祉課長	星加政志
福祉課長	佐々木徳幸	総務課主査	土田康裕

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐薙幸史	高校・認定こども園推進室参事	村山修
生涯学習課参事	田端久剛	高校・認定こども園推進室参事	友西敦史

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 伊藤裕幸

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 井上透

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 伊藤裕幸

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	菊地教男	事務局主幹	田中学
------	------	-------	-----

以上のとおり報告する。

令和2年3月5日

大空町議会議長 近藤哲雄

諸 般 の 報 告

《令和元年12月18日～令和2年3月5日》

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 12月18日 | 第15回議会広報常任委員会 |
| 1月7日 | 令和2年消防出初式 |
| 10日 | 故吉田禮元氏町葬 |
| 12日 | 大空町成人式 |
| 17日 | 第4回議員協議会 |
| | 第11回総務厚生・第11回産業建設文教合同常任委員会 |
| | 第11回総務厚生常任委員会 |
| | 第11回産業建設文教常任委員会 |
| 18日 | 北海道内7空港民間運営開始女満別空港記念式典 |
| 22日 | 第12回総務厚生常任委員会 |
| | 第16回議会広報常任委員会 |
| 23日 | 小清水町議会経済厚生常任委員会視察来町 |
| 28日 | 大空町交通事故防止町民集会 |
| 30日 | 第17回議会広報常任委員会 |
| 2月8日 | 議会報告会・町民との意見交流会 |
| 10日 | 第18回議会広報常任委員会 |
| | 北海道内7空港一括民間委託に関する提案概要説明会 |
| 13日 | 大空町の農業を考える会学習会 |
| 18日 | 第19回議会広報常任委員会 |
| 19日 | 第13回総務厚生・第12回産業建設文教合同常任委員会 |
| | 第13回総務厚生常任委員会 |
| | 第12回産業建設文教常任委員会 |
| 20日 | オホーツク町村議会議長会役員会・定期総会（北見市留辺蘂町） |
| 28日 | 第7回議会運営委員会 |
| 3月5日 | 令和2年第1回定例会 |

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会 開会宣言

◇議 長 ただいまから令和 2 年第 1 回大空町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

なお、本定例会にあたりましては、感染症予防のためマスク着用にて取り進めてまいりたいと思っておりますので、発言時などにおきましてのご協力をよろしくお願いいたしますと思います。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において 9 番、松岡克美議員及び 10 番、深川昇議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

◇議 長 日程第 2、議会運営委員会審査報告を行います。議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。議会運営委員会委員長、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 おはようございます。議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る 2 月 28 日、議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議いたしました。

本定例会では、一般質問者が 4 人、町長から提出されております案件が 36 件であります。その内容は、承認が 1 件、諮問が 3 件、同意が 2 件、条例制定等の議案が 14 件、令和元年度の補正予算が 8 件、新年度予算が 8 件であります。議会提出議案の提出も予定されております。

したがって、一般質問及び提出案件の内容から判断いたしまして、本定例会の会期は、本日 3 月 5 日に開会し、3 月 12 日までの 8 日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしました。その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会審査報告といたします。

◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第 3 会期の決定について

◇議 長 日程第 3、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から 3 月 12 日までの 8 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から 3 月 12 日までの 8 日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長から報告いただきます。
事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は、12名全員
であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は、一覧表として配付し
ているとおりであります。

なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承
願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付してい
るとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4、行政報告を行います。山下町長から行政報告の申し出
がありますので、これを許します。山下町長。

◇町 長 おはようございます。令和2年第1回大空町議会定例会の行政報
告を行います。

12月15日から2月18日まで、町政懇談会ふれあいトークおおぞら
を実施してまいりました。今年は20地区におきまして431人の方々のご参
加をいただきました。道路整備等の要請は例年から見ると少ない印象でござ
いりましたが、しかし、多様な要望が町に寄せられておりまして、職員と共有
をし、これらの解決にあたっていかなければならないと考えたところでござ
います。

12月19日は、大空町の新しい高校づくりに関する要望のために札幌に
出向きました。北海道教育委員会に対しまして、現在の東藻琴高校、女満別
高校、これらが新しい高校へ引き継がれるということになりますので、それ
らの人事配置について要望を行ったところでございます。

12月25日は農業再生協議会水田部会を開催いたしました。

年が明けまして、1月10日、故吉田禮元氏の町葬を執行いたしました。
昭和46年から62年まで旧女満別町長を務められ、大空町名誉町民となら
れていた方でございます。

1月12日は、52名の出席のもと、この場所で大空町成人式を挙行いた
しました。

1月17日は、札幌市におきまして、5G利活用トップセミナーが開催さ
れ、出席いたしました。このセミナーには長谷川総務副大臣も出席をしたと
ころでございます。5Gの利用の前提として、光ケーブルの敷設が必要との

見解が示されました。また、地域でこういったものをどのように活用していくか、その利用検討が必要だとの内容でございました。

1月18日には、北海道内7空港民間運営開始記念式典及びレセプションが千歳市で開催されました。1月15日に7空港のビルの一体運営が開始されました。1月18日には女満別空港においても式典が行われましたが、私は7空港所在地の協定調印があったために千歳空港に関係する式典及びレセプションに出席をしたものでございます。

1月21日には、B&G全国サミット、東京で開催されまして、教育長とともに出席いたしました。本町にあります両海洋センターについては、両センター共、特Aの評価をいただいたところであります。

そのまま東京に滞在をいたしまして、1月22日、北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会の要望にも参加いたしました。

1月28日は、交通事故防止町民集会を開催いたしました。昨年12月19日、国道39号線、昭和で町民の方の死亡事故が発生しました。また、1月7日には、北見市において町民の死亡事故の発生ということを受けましてこの集会を開催したところであります。改めて基本的な安全対策の徹底というものをみんなで確認し合ったところでございます。

1月29日は、北海道ビジネスセミナー・ほっかいどう応援セミナーが大阪で開催され、出席いたしました。網走刑務所住吉作業所用地の活用に対する企業の参入を求めるべく、セミナーにおいてプレゼンテーションを行ったところでございます。

併せまして、この機会に1月29日と30日、航空会社を訪問し、要望活動を行っております。ジェイエアに対しましては運行期間の延長、また、ピーチアビエーションに対しましては、新規路線の開設を要請したところでございます。

2月4日は、オホーツクイメージ戦略推進委員会が網走市で開催されました。オホーツクールの取り組みの効果を今後検証していくことを確認いたしましたところであります。

2月6日は、オホーツク町村会定期総会が清里町で開催されました。

2月12日は、畜産振興協議会を開催いたしました。住吉牧野の活用や今後のあるべき姿について、さまざまな角度、視点からご意見を頂戴したところであります。

2月13日には、網走川流域における流域対策等に関する取組ビジョン推進宣言・署名式典に出席いたしました。網走開発建設部、網走南部森林管理署、オホーツク総合振興局、津別町、美幌町、網走市、そして大空町において、流域対策の推進について確認し、調印をいたしましたところであります。

2月21日には、農地保全連絡会議が開催されました。網走川水系、藻琴川水系流域における農地を保全し、土砂流出を抑制するための連絡会議の初回が開催されたところであります。

併せて同日、オホーツク東部広域農業水利管理協議会を開催いたしまして、美幌町長の出席をいただきました。

同日、農業再生協議会臨時総会を開催いたしました。JAめまんべつ補助

事業について説明をいたしまして、事業承認をいただいたところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 令和2年第1回大空町議会定例会にあたって（町政執行方針）

◇議 長 日程第5、令和2年第1回大空町議会定例会にあたって、町政執行方針の説明を行います。山下町長から、町政執行方針について説明の申し出がありますので、これを許します。山下町長。

◇町 長 令和2年第1回大空町議会定例会にあたり、町議会議員並びに町民皆様に私の町政に対する基本的な考え方と事業の概要、予算について説明申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私の任期も折り返しを迎え、残り2年となりました。大空町長として14年、女満別町長から通算しますと17年を経過しようとしています。この間、町長とはどうあるべきか、今も迷い続け答えは見つけられていません。しかしながら、このような私を温かく見守り、叱咤激励くださる町民皆様やご指導いただく町議会議員各位のおかげを持ちまして、今日も務めることができますことに深く感謝を申し上げます。これからも、あるべき姿を求めて、日々精進してまいりたいと存じます。変わらぬご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。

世界の情勢に無関心ではいられなくなりました。香港での民主化デモ、イギリスのヨーロッパ連合離脱、アメリカ大統領選挙の行方、オーストラリアでの大規模森林火災、中東における紛争など、遠く離れたところでの事象であっても、政治や経済、環境において日本さらには私たちの地域にも影響及ぼすことが増えています。新型コロナウイルスによる感染症は、中国からアジアへ、そしてあっという間に世界中に広がりを見せました。健康被害ばかりではなく、観光、生産、物流など、あらゆる分野で影響が拡大しています。

いよいよ、2020東京オリンピック、パラリンピックが開催されます。北海道で行われる競技種目もあり、選手たちの躍動から感動が身近に感じられることでしょう。さらに、10年後の冬季オリンピックの開催に向けた機運醸成に繋がることを期待しています。

大空町は本年、旧女満別町が大正10年に当時の網走町から分村・独立し、100年という節目の年を迎えます。先人たちの想いを胸に次の世紀を展望した地域社会を創造していかなくてはなりません。財政状況は、平成29年度の決算を契機に厳しさを増しています。今後、大空町としての持続可能な行政運営のためには、今何をしておかなければならないか、という視点に立った政策判断が求められます。私自身が取り組みを進めてきたものであっても、見直しが必要だと考えています。皆様のご理解を賜りたいと存じます。

「幼児教育の体制づくりと環境の充実」「高等教育現場の再編と機能の向

上」「医療や介護環境の確保」「地域の情報通信環境の拡充」「防災拠点となる庁舎の整備」「移住定住の促進と地域就業者の確保」「行政サービスの広域連携による効率化」「産・学等民間の資金力やノウハウの活用」「地域を担う人材の育成」いずれも現段階で施策を講じておかなければ、将来の大空町の姿を展望することはできません。粘り強く、そして果敢にチャレンジしてまいります。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

予算につきましては、まちづくり宣言の理念、総合計画、総合戦略、各分野の計画を基に編成をいたしました。あわせて、事業の効果を検証しつつ見直しをはかったものもあります。また、町民皆様との共通目標に掲げた、子どもたちの「夢」の実現、働く人たちの「元気」の創出、生活者の「安心」の確立を念頭に取組んだところです。

提案いたしました事業の概要については、4ページから32ページに掲載させていただいておりますのでご覧くださいようお願い申し上げます。

33ページをお開きください。事業を積み上げました結果、令和2年度の予算は、一般会計97億8,181万2,000円、国民健康保険事業特別会計12億810万円、後期高齢者医療特別会計1億1,963万3,000円、介護保険事業勘定特別会計8億1,160万1,000円。介護サービス事業勘定特別会計605万9,000円、簡易水道事業特別会計2億6,696万9,000円、下水道事業特別会計3億9,622万6,000円、個別排水処理事業特別会計3,214万8,000円、合計126億2,254万8,000円となりました。

私の町政に臨む基本的な考え方、各会計予算について述べさせていただきました。

昭和35年生まれの私もとうとう還暦を迎えました。先日同年代が集まり、お祝いとお祝いの会が催されました。同級生の多くも定年退職を迎え、名実ともに高齢者の仲間入りを果たしました。喜寿や米寿など、字面から長寿を祝う年もある中、還暦は十干と十二支の組み合わせから、60年で一巡して元に戻り、生まれ変わって出直すという意味があります。

私の人生を振り返ると、役場への就職、結婚、町長への就任、大空町の誕生とそれぞれの転機がありました。決して順風満帆ではありませんが、艱難辛苦の連続でもありませんでした。素晴らしい出会いもありました。

人生百年時代と言われます。平均寿命も80歳を超えます。まだやり残していることがあります。まだ出来ることがあるのではないかと思います。体力や健康面に十分配慮しながら、残された任期をしっかりと全うしてまいりたいと存じます。皆様のご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。

なお、提案いたしております予算の細部につきましては、担当者から説明をさせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これで、町政執行方針の説明は終わりました。

◎日程第6 令和2年度大空町教育行政執行方針

◇議 長 日程第6、令和2年度大空町教育行政執行方針の説明を行います。
渡邊教育長から教育行政執行方針について説明の申し出がありますので、これを許します。渡邊教育長。

◇教 育 長 令和2年第1回大空町議会定例会の開会にあたり、令和2年度教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

平成から令和へと新たな時代を迎えましたが、今日の社会は、人口減少、少子高齢化に加えグローバル化、産業構造の変化、地球温暖化など数多くの課題を抱えています。

また、IoTやビッグデータ、人工知能をはじめとする急速な技術革新の進展などにより、これからの社会は大きく変化することが予想されています。

そのような予測困難な社会を生き抜いていくためには、起こりうる諸問題に柔軟に対応し、先見性を持って創造性豊かに困難に立ち向かえることのできる、様々なスキルを身につけた強い人材を育てていくことが重要であると考えております。

生涯学習においては、町民一人一人が生涯を通じて積極的に学び、潤いと生きがいを持って地域社会で活躍できるよう、学習環境の充実をはかっていく必要があります。

大空町教育委員会は、多様に変化していく教育環境や諸課題に対応すべく、町長が主催する総合教育会議との連携のもと、第2次大空町教育推進計画の基本理念である「つながる」「ひろがる」教育の実現に向け、各種教育施策に積極的に取り組んでまいります。

2ページから11ページまでは学校教育関係、12ページから16ページまでは社会教育関係についての主要な方針について、それぞれ掲載させていただいておりますので、ご覧くださいようお願い申し上げます。

最終ページになりますが、17ページをお開きください。

令和2年度の教育行政執行にあたっての主要な方針に基づき、大空町教育委員会といたしましては、次代を担う子どもたちの心豊かなたくましい成長と町民の皆様の活気と潤いに満ちた生涯学習社会の創造を目指し、学校・家庭・地域はもとより、関係機関・関係団体との連携をはかりながら、本町教育の一層の充実・発展に全力で取り組んでまいりますので、町議会議員並びに町民皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これで教育行政執行方針の説明は終わりました。

◎日程第7 承認第1号

◇議 長 日程第7、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議案書1ページです。承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和2

年 3 月 5 日提出、大空町長、山下英二。

3 ページです。専決処分書。地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和 2 年 1 月 7 日、大空町長、山下英二。

5 ページになります。今回の補正予算の専決処分は、大空町名誉町民、故吉田禮元氏が入院加療中のところ、令和 2 年 1 月 6 日、午後 3 時 15 分、97 歳でご逝去されました。大空町名誉町民条例の規定に基づき、ご遺族の了解を得て町葬を 1 月 10 日に執行することとなり、議会開催の時間的余裕がないことから、歳入歳出予算の専決処分を行ったものでございます。

令和元年度大空町一般会計補正予算（第 7 号）。令和元年度大空町一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 305 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 89 億 9,500 万 6,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

令和 2 年 1 月 7 日、大空町長、山下英二。

7 ページです。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入です。

19 款、繰入金に 305 万 1,000 円を追加し、歳入合計は 89 億 9,500 万 6,000 円としています。

8 ページです。歳出です。2 款、総務費に 305 万 1,000 円追加し、歳出合計は、歳入合計と同額にしています。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、14、15 ページをお開きください。

2 款 1 項 15 目、町葬費、11 節、消耗品費、食糧費、印刷製本費として計 70 万 1,000 円。12 節、広告料、新聞折込料として計 51 万 3,000 円。14 節、祭壇、自動車借上料として計 183 万 7,000 円の追加は、町葬執行に必要な経費を計上しています。

続きまして、歳入の説明をしますので、12、13 ページをお開きください。

19 款 1 項 1 目 1 節、財政調整基金繰入金に 305 万 1,000 円の追加は、今回の補正予算の財源として繰り入れたものです。

以上、補正予算についてご説明申し上げました。ご承認くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第8 諮問第1号

◇議 長 日程第8、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。山下町長。

◇町 長 議案書の17ページでございます。諮問第1号、人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員、鎌田宏惇が令和2年6月30日をもって任期が満了するので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を後任委員に推薦することについて議会の意見を求める。令和2年3月5日提出、大空町長、山下英二。

住所、北海道網走郡大空町東藻琴西倉353番地の1。氏名、鎌田宏惇。生年月日、昭和25年12月11日生まれてございます。

鎌田氏は、平成20年7月から4期12年間、人権擁護委員として活動をされております。引き続き同氏を推薦申し上げたく、議会の意見を求めるものでございます。

本人のご経歴等につきましては、参考資料の1ページ、2ページに記載のとおりでございます。ご覧をいただきたいと存じます。何とぞご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。暫時休憩します。

(休憩 午前10時30分)

(再開 午前10時31分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りします。本件は、お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申したいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦については、お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申することに決定しました。

◎日程第 9 諮問第 2 号

◇議 長 日程第 9、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。山下町長。

◇町 長 議案書の 19 ページでございます。諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員、河崎琢哉が令和 2 年 6 月 30 日をもって任期が満了するので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、次の者を後任委員に推薦することについて議会の意見を求める。令和 2 年 3 月 5 日提出、大空町長、山下英二。

住所、北海道網走郡大空町女満別本通 6 丁目 1 番 1 号。氏名、河崎琢哉。生年月日、昭和 33 年 2 月 19 日生まれでございます。

河崎氏は、平成 23 年 7 月から 3 期 9 年間、人権擁護委員として活動をされております。引き続き同氏を推薦申し上げたく、議会の意見を求めるものでございます。本人のご経歴等につきましては、参考資料の 3 ページ、4 ページに記載のとおりでございます。ご覧をいただきたいと存じます。何とぞ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。暫時休憩します。

(休憩 午前 10 時 33 分)

(再開 午前 10 時 34 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りします。本件は、お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦については、お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申することに決定しました。

◎日程第１０ 諮問第３号

◇議 長 日程第１０、諮問第３号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。山下町長。

◇町 長 議案書の２１ページでございます。諮問第３号、人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員、中鉢由美子が令和２年６月３０日をもって任期が満了するので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、次の者を後任委員に推薦することについて議会の意見を求める。令和２年３月５日提出、大空町長、山下英二。

住所、北海道網走郡大空町東藻琴５５番地の１２。氏名、坂巻重子。生年月日、昭和４２年１１月２３日生まれてございます。

坂巻氏は、大空町社会福祉協議会のふれあい訪問員として、高齢者世帯を訪問して、日常生活の困り事などの把握や見守り活動を行い、各種サービスの紹介、地域や関係機関との情報交換並びに調整等を行っております。問題解決の手助けとなる業務に従事され、人権擁護委員に適任であると判断をいたしました。坂巻重子氏を推薦申し上げたく議会の意見を求めるものでございます。本人のご経歴等につきましては、参考資料の５ページに記載のとおりでございます。ご覧をいただきたいと存じます。何とぞご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。暫時休憩します。

（休憩 午前１０時３７分）

（再開 午前１０時３８分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りします。本件は、お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、諮問第３号、人権擁護委員の推薦については、お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申することに決定しました。

◎日程第１１ 同意第１号

◇議 長 日程第１１、同意第１号、大空町教育委員会委員の任命について

を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。山下町長。

◇町 長 議案書の２３ページでございます。同意第１号、大空町教育委員会委員の任命について。

大空町教育委員会委員、神田靖治が令和２年６月１１日をもって任期が満了するので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、次の者を後任委員に任命したいので議会の同意を求める。令和２年３月５日提出、大空町長、山下英二。

住所、北海道網走郡大空町東藻琴新富１８３番地。氏名、神田靖治。生年月日、昭和４４年１月１０日生まれでございます。神田氏は、平成２４年６月から教育委員会委員として活動をされております。引き続き同氏を任命いたしたく議会の同意を求めるものでございます。本人のご経歴等につきましては、参考資料の７ページから８ページに掲載しておりますとおりでございます。ご覧をいただきたいと存じます。何とぞご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、同意第１号、大空町教育委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第１号、大空町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎日程第１２ 同意第２号

◇議 長 日程第１２、同意第２号、大空町監査委員の選任についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。山下町長。

◇町 長 議案書の２５ページでございます。同意第２号、大空町監査委員の選任について。

大空町監査委員、近藤克郎が令和２年６月１８日をもって任期が満了するので、地方自治法第１９６条第１項の規定により、次の者を後任委員に選任したいので、議会の同意を求める。令和２年３月５日提出、大空町長、山下英二。

住所、北海道網走郡大空町東藻琴８２番地の４７。氏名、近藤克郎。生年月日、昭和２６年２月１７日生まれでございます。

近藤氏は、平成２４年６月から監査委員として活動をされております。引

き続き同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。本人のご経歴等につきましては、参考資料の 9 ページ、10 ページに掲載のとおりでございます。ご覧をいただきたいと存じます。何とぞご同意賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、同意第 2 号、大空町監査委員の選任についてを採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第 2 号、大空町監査委員の選任については、同意することに決定しました。暫時休憩します。

(休憩 午前 10 時 43 分)

(再開 午前 10 時 44 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 13 議案第 1 号

◇議 長 日程第 13、議案第 1 号、物品の購入についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。佐薙生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書 27 ページでございます。議案第 1 号、物品の購入について。

次のとおり、物品を購入したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。令和 2 年 3 月 5 日提出。大空町長、山下英二。

記、1、購入する物品の種類及び数量、スクールバス 1 台。2、購入の方法、指名競争入札。3、購入の金額、825 万円。4、購入の相手方、大空町女満別西 3 条 2 丁目 1 番 13 号、株式会社たいせつ、代表取締役、中山登。

今回のスクールバスの購入につきましては、昨年 10 月に故障いたしましたスクールバスの更新のため、購入を行うものであります。

議会参考資料 11 ページをご覧ください。今回購入予定のスクールバスの概要等について示しております。今回購入するスクールバスは、全長 6.99 メートルのマイクロバス。座席数は 29 席となっております。

購入にあたっての指名競争入札については、令和 2 年 1 月 28 日に実施を

しております。6者を指名したところですが、2者が辞退し、4者による指名競争入札を行い、株式会社たいせつが落札したところでございます。

購入の金額は825万円。購入期限は令和2年10月30日としております。

以上、提案内容についてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第1号、物品の購入についてを採決します。

◇議 長 お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第1号、物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第2号

◇議 長 日程第14、議案第2号、大空町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。佐々木福祉課長。

◇福祉課長 議案書29ページをお開きください。議案第2号、大空町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和2年3月5日提出、大空町長、山下英二。

31ページは改正文でございます。改正内容を定例会参考資料13ページの新旧対照表により説明いたしますので、お開き願います。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、成年後見人であっても意思能力を有する者は、印鑑登録を受けることができるとされたことから条例の一部を改正するものです。

この改正により、成年被後見人が印鑑登録を申請する場合、当該成年被後見人ご本人が窓口に来庁され、かつ法定代理人が同行している場合に限り、登録申請が可能となるものでございます。

改正内容といたしましては、登録資格、第2条第2項第2号、意思能力を有しない者、（前号に掲げる者を除く。）に改めるものです。

附則、この条例は公布の日から施行することとします。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 これから議案第2号、大空町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第2号、大空町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第3号

◇議 長 日程第15、議案第3号、令和元年度大空町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議案書33ページです。議案第3号、令和元年度大空町一般会計補正予算（第8号）。

令和元年度大空町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,711万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億6,789万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加、廃止及び変更は、第3表、債務負担行為補正による。

地方債の補正。第4条、地方債の廃止及び変更は、第4表、地方債補正による。令和2年3月5日提出、大空町長、山下英二。

35ページです。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。1款、町税から184万3,000円減額。7款、ゴルフ場利用税交付金に11万9,000円を追加。13款、分担金及び負担金から1,543万6,000円を減額。14款、使用料及び手数料から717万4,000円を減額。15款、国庫支出金から5,956万1,000円を減額。16款、道支出金に1億874万1,000円を追加。17款、財産収入から770万2,000円を減額。19款、繰入金から9,973万1,000円を減額。21款、諸収入から122万5,000円を減額。36ページになります。22款、町債から4,330万円を減額しまして、歳入合計は1億2,711万2,000円を減額し、88億6,789万4,000円とするものです。

37ページ、歳出です。1款、議会費から45万2,000円を減額。2款、総務費から4,296万9,000円を減額。3款、民生費から4,426万2,000円減額。4款、衛生費から2,273万円減額。5款、労働費から180万円減額。6款、農林水産業費に1億5,111万9,000円を追加。7款、商工費から325万2,000円減額。8款、土木費から8,826万円減額。38ページです。9款、消防費から1,235万3,000円減額。10款、教育費から2,939万6,000円減額。11款、公債費から233万7,000円減額。12款、職員給与費から3,016万5,000円減額。14款、災害復旧費から25万5,000円減額し、歳出合計は1億2,711万2,000円減額し、歳入合計と同額にするのです。

39ページ、第2表、繰越明許費です。6款1項、産地生産基盤パワーアップ事業7,589万円は、国の補正予算によるもの。その下、畜産基盤整備事業補助金1億5,172万3,000円は、用地造成工事遅延によるもの。農業水路等長寿命化・防災減災事業784万円は、リール式散水機の特殊部品製造の遅れによるもの。その下、農地耕作条件改善事業2,926万5,000円は、排水ルート変更によるもので、いずれも年度内に完了しないため繰り越すものでございます。

続きまして40ページ、第3表、債務負担行為補正です。1、追加です。今回、2の廃止と関連がありますので、併せて説明をいたします。

まず、追加の農業経営基盤強化資金利子補給金から下の平成26年度入学資金借入金利子等助成金までの12の事業につきましては、既に過年度議決をいただいております。償還期限、期間及び限度額の変更に伴いまして、過年度議決分については補正できないことから、下段に記載しております2の廃止でございますが、同じ12事業を廃止しまして、改めて期間及び限度額をそれぞれ設定し、追加するものでございます。

41ページ、3の変更です。現年度議決に係る分でございます。農業振興資金利子補給金は、借入額の確定に伴い、補正後欄の限度額を198万6,

０００円に変更、その下、平成３１年度入学資金借入金利子等助成金は、借入金額の確定に伴い、補正後欄の期間を令和１５年度までに、限度額を３９万９，０００円に金利変動による増額分を加算した額に変更するものでございます。

続きまして４２ページをお開き願います。第４表、地方債補正です。１、廃止でございます。東藻琴８号線道路整備事業債は、事業用地内の土地所有者が死亡したことにより、取得に時間を要することから、事業を延伸したため廃止とするものでございます。

２、変更です。移住定住促進事業から４３ページの中段にございます女満別豊住地区農地整備事業債までの１２の事業につきましては、各々の事業費の確定に伴い、限度額を減額するものです。その下の農業水路等長寿命化・防災減災事業及び農地耕作条件改善事業債は、それぞれの事業量の増に伴い限度額を増額するものです。ひがしもこと乳酪館整備事業債は、交付税措置のある過疎債と併用した際に補助金が定額となり、過疎債のみで事業実施した場合と比較したところ、交付税措置の負担額を考慮した際に過疎債のみの方が有利であると判断したため、限度額を増額するものです。その下、開陽中央線道路整備事業債は、事業実施財源の社会資本整備交付金が減額となったことから、事業調整を行い減額するものです。その下、東藻琴２４線道路整備事業債から次のページ４４ページ、１番下になりますが、下段の元年発生災害公共土木施設復旧事業債まで、それぞれの事業債までの事業につきましては、それぞれの事業費の確定に伴い減額するものです。いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

◇議 長 議案説明中ですが、ここで１０分間休憩します。

(休憩 午前１１時０１分)

(再開 午前１１時１０分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１５、議案第３号の議事を続けます。総務課長。

◇総務課長 先ほどに引き続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明でございますが、今回の補正予算は、年度末に向けた実行予算を実施したものでございます。入札や事業費の確定、利用者の増減による執行残等により整理した事項については説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

歳出から説明いたします。６６、６７ページをお開き願います。中段にあります２款１項１目、行政事務情報化事業、１９節、社会保障・税番号制度システム整備負担金に９万２，０００円の追加は、個人情報を外務機関へ受け渡しする中間サーバー機の管理運営費の大空町負担分が確定したことによるものでございます。

6目、公有財産管理費、11節、光熱水費に50万円の追加は、女満別地区温泉くみ上げ量の増のため、ポンプ稼働時間が増えたことにより、電気料を追加するものです。

続きまして68、69ページ、7目、移住・定住対策事業、8節、いきいき子育て住宅支援奨励金に40万円の追加は、交付件数が見込みより増えたことによるものでございます。

次に70、71ページをお開き願います。中ほどにございます網走刑務所住吉作業所用地利活用事業、13節、利活用計画策定業務委託料から1,200万円の減額は、民間企業等からの提供情報に基づき事業の公表内容を検討することとしたため委託業務を取りやめたことによるものです。

続きましてページを飛びます。76、77ページをお開き願います。3款1項1目、高齢者等移動支援事業、14節、外出支援タクシー借上料に44万9,000円の追加は、利用者が見込みより増えたことによるものです。中段にあります介護保険事業特別会計繰出金、28節、介護サービス事業勘定特別会計繰出金に113万9,000円の追加は、介護予防サービス計画件数の減に伴い計画収入が減少したため繰り出すものでございます。その下にあります地域介護・福祉空間整備推進補助金、19節、補助金として88万円の追加は、高齢者グループホーム災害対策用発電機の導入費用に対して支援するものでございます。

続きまして、78、79ページをお開き願います。中段にございます2項2目、広域入所事業、13節、広域入所委託料53万1,000円の追加は、委託先の公定価格加算額の上昇に伴うものでございます。

続きまして82、83ページをお開き願います。上段にあります7目、後期高齢者健診事業、13節、健康診査委託料に20万9,000円の追加につきましては、健診受診者の増によるものでございます。

続きまして84、85ページをお開き願います。6款1項3目、農村環境改善センター管理費、中ほどにございます13節、指定管理委託料に58万2,000円の追加は、重油代の高騰に伴い、不足が生じることによるものです。3つ下になりますスマート農業推進事業補助金、19節、産地パワーアップ事業補助金として7,151万5,000円の追加は、産地パワーアップ計画に基づき導入するGPS自動操舵機械導入費に対して支援するものでございます。

続きまして病虫害対策事業になります。86、87ページをお開き願います。上段にございますジャガイモシストセンチュウ類簡易洗浄施設整備事業補助金として230万円の追加は、農地への病虫害侵入を防ぐため、簡易洗浄施設の整備に対して支援をするものでございます。2つ下にあります産地生産基盤パワーアップ事業、19節、補助金として7,589万円の追加は、産地パワーアップ計画に基づき、てん菜種子乾燥施設整備に対して支援するものでございます。

続きまして88、89ページをお開き願います。上段にあります国営美女地区かんがい排水事業基金積立金、25節、積立金に1,693万5,000千円の追加は、事業完了に伴う負担金支出のため積み立てるものでござい

ます。3つ下になります美幌田中第2地区水利施設等保全高度化事業、19節、負担金に21万5,000円の追加は、道営事業の事業追加に伴うものでございます。

7目になります。真ん中やや下にあります農業水路等長寿命化・防災減災事業、11節、消耗品及び修繕料合わせて82万3,000円の追加は、リール式散水機の修繕に伴う費用を、その下、農地耕作条件改善事業、15節、排水路整備工事に31万3,000円の追加は、事業用排水路整備に係る道予算の配分増に伴うものでございます。

2項1目になります。90、91ページをお開き願います。上段上から3つ目になります森林環境譲与税基金管理費、25節、基金積立金に12万4,000円の追加は、緑豊かな森づくり事業意向調査に係る郵便料の執行残を積み立てるものでございます。

ページ飛びます。94、95ページをお開き願います。8款2項4目、開陽中央線道路整備事業、13節、測量設計委託料から1,917万4,000円の減額は、社会資本整備交付金が減額したことに伴い事業調整を行ったことによるものです。

続きまして3つ下にあります東藻琴8号線道路整備事業、15節、17節、22節合わせて3,030万円の減額は、先ほども説明いたしましたが、事業用地内の土地所有者が死亡したことにより、取得に時間を要することから、事業を延伸したことによるものでございます。

4項1目、下水道事業特別会計繰出金、28節、繰出金に188万1,000円の追加は、下水道使用戸数及び使用料の減に伴い繰り出すものでございます。

続いて96、97ページをお開き願います。6項1目、1番上になります町営住宅維持補修事業、15節、屋根外壁等改修工事から1,101万6,000円の減額。その下、2目、中央さくら団地建設事業、13節、調査設計委託料から38万1,000円の減額は、社会資本整備交付金の減額に伴い事業調整により延伸したことによるものです。

ページを飛ばさせていただきます。100、101ページをお開き願います。中段やや下になります。10款3項3目、スクールバス運行事業、14節、重機借上料に5万5,000円の追加は、廃車車両の運搬車を借り上げすることから追加するものです。

続いて102、103ページをお開き願います。4項2目の高校教育振興基金積立金、25節、積立金に56万5,000円の追加は、東藻琴高校農業実習生産物売払代を積み立てるものでございます。

中ほどにあります4目、東藻琴高等学校寄宿舎管理費、18節、暖房機に7万5,000円の追加は、ストーブの更新に伴うものです。

その下になります6項1目、社会教育総務事務費、11節、修繕料に28万9,000円の追加は、旧豊住小学校の施設小破修繕発生に伴うものでございます。

続いて104、105ページをお開き願います。中段にございます7項1目、体育文化振興補助金、19節、補助金に21万9,000円の追加は、

町民が芸術文化スポーツ活動において、全道全国大会への出場の機会が増えていることによるものでございます。

続きまして106、107ページになります。中段にあります12款1項1目、職員給与費から総額3,016万5,000円の減額は、主に社会人枠職員の不採用、また休職者等による人件費が減額となったことによるものです。

続きまして歳入の説明をいたします。48、49ページをお開き願います。1款、町税全体では、実績や見込みなどにより増減しております。

13款1項1目1節、農業基盤整備事業分担金、総額1,500万3,000円の減額は、各道営事業の事業費の確定等により農業者分担金について増減しているところでございます。

続きまして50、51ページをお開き願います。中ほどになります14款1項6目4節、住宅使用料、総額で416万円の減額につきましては、新築住宅建設や転居による退去者の増による減、また、単身者住宅使用料は入居者増によることから増減しているところでございます。

続きまして52、53ページになります。15款2項1目1節、社会保障・税番号制度システム整備費補助金に9万2,000円の追加は、先ほど歳出で説明しました管理運営費に対する大空町負担分が確定したことによるものです。

その下、先導的民間連携支援事業補助金から1,200万円の減額は、先ほど歳出で説明しました網走刑務所住吉作業所用地について、委託業務を取りやめたことによるものです。

続きまして、2目4節、地域介護・福祉空間整備交付金として88万円の追加は、歳出で説明いたしました高齢者グループホームの発電機の導入に対するものでございます。

4目1節、農地耕作条件改善事業補助金に275万円の追加は、これも歳出でご説明しました農業用排水路整備において、道予算の配分増等に伴うものでございます。

4項1目1節、社会資本整備総合交付金、総額3,914万5,000円の減額は、交付金の減額に伴い事業調整によるもののほか、事業の延伸、事業費の確定に伴うものでございます。

5項1目1節、地方統制推進交付金に50万円の追加はサイクルアドベンチャーオホーツク推進事業に係る交付金でございます。

続きまして54、55ページでございます。下段になります16款2項4目1節、農業費補助金、総額1億5,526万7,000円の追加は、事業費の確定に伴う増減や下段に書かれております農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金から産地生産基盤パワーアップ事業補助金までについては、歳出で説明しましたリール式散水機の修繕、簡易洗浄施設の整備、GPS自動操舵機械導入、てん菜種子乾燥施設整備の実施に伴うものでございます。

続きまして56、57ページでございます。3節、ひがしもこと乳酪館大規模改修事業補助金から3,790万円の減額は、地方債補正で説明したとおりでございます。交付税措置の負担等を考慮した際、過疎債で事業を実

施したほうが有利であると判断したため補助申請を見送ったことによるものです。

続きまして58、59ページ、19款1項1目1節の財政調整基金等繰入金から、7目1節の子ども未来づくり教育基金繰入金まで、総額9,973万1,000円の減額は、今回の補正予算の財源調整のため繰り入れを取りやめたものでございます。

続きまして60、61ページになります。21款4項10目1節の弁償金でございますが、20万5,000円の追加としまして、東藻琴芝桜公園ハウス施設内において、農薬散布後の適正期間、収穫できない農薬を使用したため、イチゴ、トマトの販売中止また廃棄したことからその売り払い収入相当額を計上したものでございます。

続いて62、63ページになります。22款、町債につきましては、先ほど第4表、地方債補正で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

また、地方譲与税、地方交付税、町債などで3月下旬でなければ確定しない経費につきましては、例年どおり専決処分をさせていただくことをご了承願います。

以上、補正予算についてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。何点か教えていただきたいと思います。まず、55ページ1節の農業費補助金、産地生産基盤パワーアップ事業補助金7,589万円の事業の中身、教えていただきたいと思います。

それから71ページの歳出ですが、19節で網走刑務所住吉作業所用地利活用事業の委託料の減額について先ほど説明ありましたが、先般、北海道新聞で刑務所跡地のことについて報道がされていました。委託料を削って民間の云々という話がありましたが、もう少し詳しく説明をしていただければと思います。

もう1点、83ページ、18節の備品購入費、木屑の破砕機の導入をされていますが、導入し稼働しているのかどうか。稼働状況について説明いただければと思います。

以上よろしく申し上げます。

◇議 長 藤田産業課長。

◇産業課長 三條議員から質問の1点目の産地生産基盤パワーアップ事業の関係でございます。こちらの事業につきましては、てん菜種子乾燥施設の整備に関わる事業に対します北海道からの補助金でございます。

事業の内容につきましては、てん菜種子の生産に関わります労働負担、特に種子の乾燥工程におきまして手間や時間が非常に大きく、生産者が減少し

ているというような状況がございます。労働力の高齢化もありまして、施設の整備が求められているというような現状から、JAめまんべつが取組主体となりまして、既存の倉庫を活用して乾燥施設を整備するというものでございます。

計画といたしましては、通風乾燥コンテナを24基設置し、およそ10時間をかけて種子の乾燥を行うというものでございます。1日当たりの処理量につきましては約10トンでございます。これによりまして種子の生産に関わります労働の削減、それから生産性の向上を図るというような目的で整備をするというものでございます。

同様に歳出でも、事業費として補助金を計上しているところでございます。

◇議 長 塚原総務課参事。

◇総務課参事 三條議員からご質問がありました71ページの利活用計画策定業務委託料につきましてご説明させていただきます。

網走刑務所住吉作業所の利活用事業につきましては、法務省や関係団体と連携しながら、地域の活性化や再犯防止に資する取り組みを進めていくということを協議しているところでございます。

実施主体といたしましては、民間の企業等に行っていただくことで、民間の持つ多種多様なノウハウ技術等を活かして、効率的かつ効果的な事業展開を目指すこととしておりまして、担い手となっただけの民間事業のほうを公募によって選出することを予定しております。

この公募に当たりまして事業をどういった内容にするかということを含めて利活用事業計画を策定するというところで、策定の支援をいただくことについての業務委託料として、当初、予算を要求させていただいたところですが、法務省等と協議する中で、まずは公募の前段階としてこういった事業に関心を持っている民間事業者の方から、どういった事業が可能かということなどの情報や意見等をいただきまして、それを踏まえて、事業の公募方針等を策定していったほうが実現の可能性ですとか効果の面で優れているのではないかということで、今回、公募の前段階としての情報提供をさせていただいたというものでございます。

それに伴いまして、今回の策定業務が取りやめとなったことから補正で減額とさせていただいたということでございます。以上です。

◇議 長 田中住民課長

◇住民課長 3点目のご質問でございます。木屑破砕機の稼働状況ということですが、今年度、木屑破砕機を導入させていただきました。

稼働状況ですが、最終処分場で数年前から若干保留しておりました木や枝の関係も含めて、常時町民の方から直接搬入されている木や枝、それから公共施設の木を夏場から秋にかけては、ほぼフル稼働して処理している状況となっております。

◇議 長 2 番、三條議員。

◇三條議員 はい、2 番。刑務所跡地の関係について再度質問させてもらいたいと思います。新聞等であのように報道されると町民の皆さんの関心の度合いも非常に高まっております、民間の業者うんぬんというお話がありましたが、民間の業者の方から手を挙げるとか声が掛かっている状況に今あるのかないのか。そこのところお願いします。

◇議 長 塚原総務課参事。

◇総務課参事 現在、情報提供のほうを民間企業に依頼しているという状況でございまして、昨日の時点では実際情報提供をいただいた件数はないですが、その課程で何社かからは情報提供のほうを検討しているということで、連絡や問い合わせがあったところでございます。

具体的な企業名につきましては、まだ情報提供のほうの提出がありませんし、公表してもいいかということの了承をいただいておりますので、この場でのお答えを差し控えさせていただきたいと思います。

期間は3月9日までということになっておりますので、その後に提出いただいた企業の方と調整して、ご了承いただきながら、町民の皆様や議会のほうにご説明する機会を設けさせていただきたいと思っております。以上です。

◇議 長 そのほか、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第3号、令和元年度大空町一般会計補正予算(第8号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第3号、令和元年度大空町一般会計補正予算(第8号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第4号

◇議 長 日程第16、議案第4号、令和元年度大空町国民健康保険事業特

別会計補正予算(第4号)を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。佐々木福祉課長。

◇福祉課長 議案書119ページでございます。議案第4号、令和元年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)。

令和元年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ632万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億85万3,000円とする。

第2項。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和2年3月5日提出。大空町長、山下英二。

議案書121ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

1款、国民健康保険税から496万9,000円を減額。2款、道支出金から216万2,000円を減額。3款、財産収入に5,000円を追加。4款、繰入金から31万6,000円を減額。6款、諸収入に91万8,000円を追加。7款、国庫支出金に20万円を追加し、歳入合計は632万4,000円を減額し、12億85万3,000円とするものです。

122ページをお開き願います。歳出です。1款、総務費に20万3,000円を追加。2款、保険給付費に15万円を追加。4款、保健事業費から113万5,000円を減額。5款、財政調整基金費から554万2,000円を減額し、歳出合計は632万4,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説明いたしますので130、131ページをお開き願います。年度末に向けての執行予算において、執行残見込み等により整理した細かな事項につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

1款1項1目、総務一般事務費の13節、国保システム改修委託料に20万円の追加は、マイナンバーを活用した情報連携項目が増えることに伴うシステム改修による追加でございます。

中段の2款4項1目、出産育児一時金の19節。出産育児一時金に42万円の追加は、現行予算の22件を上回ることが見込まれることから、1件分を追加するものでございます。なお、2月末現在で21件の支出となっております。

5項1目、葬祭費の19節、葬祭費に3万円の追加は、現行予算の16件に1件分を追加するものでございます。

4款1項1目、疾病予防事業の12節、郵便料に5万円の追加は、市町村の共通事務である医療費通知を郵送するため追加するものです。

19節、予防接種事業負担金に42万5,000円の追加は対象者の増による追加でございます。

132、133ページをお開きください。6款1項1目、一般被保険者医

療給付費分の補正でございます。補正ではございませんが、特定財源の国庫支出金から３４４万４，０００円、その他から３１万６，０００円を減額し、一般財源に３７６万円を振り替えております。実績により歳入の保険給付費等交付金等が減少したことから財源内容を変更するものです。

続きまして歳入の説明をいたしますので、１２６、１２７ページをお開き願います。歳入につきましても、実行予算において事業費の実績見込み等により、再積算して整理した細かな事項につきましては、説明を省略させていただきます。

１款１項１目、一般被保険者国民健康保険税、１節から６節全体で４９６万９，０００円の減額は、被保険者の減少等によるものです。

２款１項１目１節、特定健康診査等負担金現年度分に１５６万１，０００円の追加は、実績見込みによるものです。

６款３項１目１節、一般被保険者第三者納付金に８０万１，０００の追加は、第三者求償に伴う返還金があったことによるものです。

２目１節、一般被保険者返納金に１０万９，０００円の追加は、資格喪失後の受診等に伴う返還金があったことによるものです。

７款１項１目１節、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金に２０万円の追加は、歳出の国保システム改修委託に伴うものでございます。

以上、補正内容についてご説明申し上げました。ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第４号、令和元年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第４号、令和元年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１７ 議案第５号

◇議 長 日程第１７、議案第５号、令和元年度大空町後期高齢者医療特別

会計補正予算（第１号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。佐々木福祉課長。

◇福祉課長 議案書１３５ページでございます。議案第５号、令和元年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）。

令和元年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１１０万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億１，５３５万４，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。令和２年３月５日提出、大空町長、山下英二。

議案書１３７ページでございます。第１表、歳入歳出予算補正、歳入です。

１款、後期高齢者医療保険料に２５９万７，０００円を追加。２款、繰入金から１７３万５，０００円を減額。３款、繰越金に４０万４，０００円を追加。４款、諸収入から１６万４，０００円を減額し、歳入合計は１１０万２，０００円を追加し、１億１，５３５万４，０００円とするものです。

１３８ページをお開き願います。歳出です。２款、後期高齢者医療広域連合納付金に１２７万２，０００円を追加。３款、諸支出金から１７万円を減額し、歳出合計は１１０万２，０００円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説明いたしますので、１４４、１４５ページをお願いいたします。年度末に向けての実行予算において執行残見込み等により整理した細かな事項につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

２款１項１目、後期高齢者医療広域連合納付金の１９節、後期高齢者医療広域連合納付金に１２７万２，０００円の追加は、主に後期高齢者医療保険料の増加によるものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。１４２、１４３ページをお開きください。歳入につきましても実行予算において、事業費の実績見込み等により再積算し整理した細かな事項につきましては省略をさせていただきます。

１款１項１目１節、後期高齢者医療特別徴収保険料に２９３万２，０００円の追加は、保険料軽減の制度見直しに伴うものでございます。

３款１項１目１節、前年度繰越金に４０万４，０００円の追加は、前年度繰越金を計上したものでございます。

以上、補正内容について申し上げます。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第5号、令和元年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第5号、令和元年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第6号

◇議 長 日程第18、議案第6号、令和元年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書147ページをお開きください。議案第6号、令和元年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)。

令和元年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,875万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億4,384万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和2年3月5日提出、大空町長、山下英二。

議案書149ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。1款、保険料から32万1,000円を減額。2款、使用料及び手数料から1万7,000円を減額。3款、国庫支出金から2,972万円を減額。4款、支払基金交付金から2,779万2,000円を減額。5款、道支出金から1,133万1,000円を減額。7款、繰入金から958万7,000円を減額。9款、収入に1万4,000円を追加。歳入合計は7,875万4,000円減額し、7億4,384万1,000円とするものです。

150ページをお開きください。歳出です。1款、総務費に4,000円を追加。2款、保険給付費から7,757万8,000円を減額。3款、地

域支援事業費から１９５万７，０００円を減額。４款、基金積立金に７７万７，０００円を追加。歳出合計は７，８７５万４，０００円減額し、歳入合計と同額にするものです。

歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出からご説明しますので、１５８、１５９ページをお開きください。今回の補正予算は、年度末に向けて執行見込み額を精査したもので、執行残等により整理した事項につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承お願いいたします。

歳出です。中段やや下、２款２項３目１９節、介護予防住宅改修費に６７万３，０００円の追加は、自宅に手摺りを取り付ける道の住宅改修に対する給付費が予算額を上回る見込みであることから追加するものです。こちらは１２月定例会にご提案した介護保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）により、１８万円の追加対応をお認めいただいたものですが、その後、新規認定者や転入者の改修希望が増加しましたことから、再度追加をしたいものがあります。

そこからやや下にあります４項１目１９節、高額介護サービス給付費に１３１万３，０００円の追加は、１カ月に支払った利用者負担額の合計が負担の上限を超えたときに、超えた分を払い戻す給付費が予算額を上回る見込みであることから追加するものです。

ページをめくっていただき、１６０、１６１ページ中段です。３款２項１目１１節、包括的支援事業、１１節、修繕料に１９万３，０００円の追加は、総合支所住民福祉課所管の公用車の法定点検の結果、リアサスペンションに不具合が見つかりましたことから、修繕に要する費用を追加するものであります。

ページをめくっていただきまして、１６２、１６３ページです。４款１項１目２５節、介護保険基金積立金に７７万７，０００円の追加は、今回補正予算の財源調整として基金の積立金を増額するものです。

続いて歳入の説明を申し上げますので、１５４、１５５ページをお開きください。１款１項１目、第１号被保険者保険料を３２万１，０００円の減額のうち２節、滞納繰越分２１万５，０００円の追加は、平成３０年度納期分の滞納額が見込みより増加したためです。

３款、国庫支出金、４款、支払基金交付金、５款、道支出金、ページをめくっていただきまして７款、繰入金につきましては、それぞれ歳出の介護給付費に対する国、支払基金、北海道、町でそれらの法定負担割合に応じて算出をして減額となったものでございます。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第6号、令和元年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第6号、令和元年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第7号

◇議 長 日程第19、議案第7号、令和元年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第3号)を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書165ページです。議案第7号、令和元年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第3号)。

令和元年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ607万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和2年3月5日提出、大空町長、山下英二。

議案書167ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。1款、サービス収入から117万2,000円を減額。2款、繰入金に113万9,000円を追加。3款、繰越金から1,000円を減額。歳入合計は3万4,000円減額し、607万3,000円とするものです。

168ページをお開きください。歳出です。1款、サービス事業費から3万4,000円を減額。歳出合計は3万4,000円減額し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出からご説明しますので174、75ページをお開きください。

1款1項1目、職員給与等から3万円。介護予防支援事業から4,000の減額はいずれも年度末に向けて執行見込み額を精査し、執行残を整理した

ものです。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので172、173ページをお開きください。

1款1項1目1節、介護予防サービス計画収入から117万2,000円の減額は、介護予防サービス計画書の作成件数が当初見込んだ件数よりも減少する見込みであることから減額をするものです。

2款1項1目1節、一般会計繰入金に113万9,000円の追加は、今回の補正予算の財源として一般会計から繰り入れるためのものでございます。

以上補正予算の内容について説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第7号、令和元年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第3号)を採決します。

◇議 長 お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第7号、令和元年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時といたします。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後01時00分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第20 議案第8号

◇議 長 日程第20、議案第8号、令和元年度大空町簡易水道事業特別会

計補正予算（第３号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書１７７ページでございます。議案第８号、令和元年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）。

令和元年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４，５７０万１，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２億２，７９２万３，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第２条、地方債の変更は、第２表、地方債補正による。令和２年３月５日提出、大空町長、山下英二。

１７９ページをお開き願います。第１表、歳入歳出予算補正、歳入です。

１款、使用料及び手数料に５万４，０００円追加。２款、繰入金から７８６万５，０００円減額。４款、諸収入から２５９万円減額。５款、町債から３，５３０万円減額。歳入合計は４，５７０万１，０００円を減額し、２億２，７９２万３，０００円とするものです。

１８０ページをお開き願います。歳出です。１款、総務費から４，４９７万６，０００円減額。２款、公債費から７２万５，０００円減額し、歳出合計は４，５７０万１，０００円減額し、歳入合計と同額とするものです。

１８１ページをお開き願います。第２表、地方債補正。１、変更です。女満別本町地区簡易水道事業債は、限度額６０万円から１０万円減額し、５０万円に、起債対象額の確定に伴い変更するものです。

女満別高台地区簡易水道事業債は、限度額６４０万円から１９０万円を減額し４５０万円に。道道改良工事に伴う移設工事費の財源として計上していましたが、工事区間の縮小により移設工事が不要となったことにより変更するものです。

東藻琴地区簡易水道事業債は、限度額４，７４０万円から３，３３０万円を減額し、１，４１０万円に。主に新規水源に関わる総配水管路の委託料の財源として計上していましたが、水道事業の広域化など、新たな検討が必要となり、総配水管路の委託を取りやめたことにより変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますので１８８、１８９ページをお開き願います。今回の補正予算は、年度末に向けた実行予算を実施したものであり、執行残等により整理した細かな事項につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

１款２項１目、簡易水道施設管理費、１８節、備品購入費、メータ器購入から２３９万３，０００円の減額は、各家庭に設置しております検針用メータ器の更新用や購入単価の再積算及び入札による執行残を減額するものです。

2 目、建設改良費、女満別本町地区簡易水道整備事業、1 3 節、委託料から 5 0 万円の減額は、設計が必要となる案件がなかったことによる減額です。

女満別高台地区簡易水道整備事業、1 3 節、委託料から 6 8 万 6, 0 0 0 円の減額は、主に設計が必要となる案件がなかったことによる減額です。

1 5 節、工事請負費、水道管路整備工事から 4 0 0 万円の減額は、第 2 表、地方債補正で説明したとおり道道改良工事の縮小により移設工事が不要となったことによる減額です。

東藻琴地区簡易水道整備事業、1 3 節、委託料、調査設計委託料 5 0 万円の減額は、設計が必要となる案件がなかったことによる減額です。

水道管路整備実施設計委託料 3, 1 6 0 万 4, 0 0 0 円の減額は、第 2 表、地方債補正で説明したとおり、水道事業の広域化など新たな検討が必要となり、総配水管路の委託を取りやめたことによる減額です。

1 5 節、工事請負費から 2 3 6 万 1, 0 0 0 円の減額は、東藻琴 2 4 号線道路改良工事に伴う水道管路整備工事の執行残によるものです。

2 款 1 項 2 目、地方債償還利子、2 3 節、償還利子及び割引料から 7 2 万 5, 0 0 0 円の減額は、地方債利子償還金の確定によるものです。

続きまして、歳入の説明をいたしますので 1 8 6、1 8 7 ページをお開き願います。

1 款 2 項 1 目 1 節、工事検査手数料に 5 万 4, 0 0 0 円の追加は、対象件数の増加に伴うものです。

2 款 1 項 1 目 1 節、一般会計繰入金から 7 8 6 万 5, 0 0 0 円の減額は、財源調整のため変更するものです。

4 款 1 項 1 目 1 節、預金利子に 3, 0 0 0 円の追加は、短期運用に伴う預金利子の追加によるものです。

2 項 1 目 1 節、違約金及び延納利子に 7, 0 0 0 円の追加は、滞納料金の完納により延納利子を追加するものです。

2 目 1 節、雑入、水道管移設補償費から 2 6 0 万円の減額は、道道改良工事区間の縮小により移設工事が不要となったことにより変更するものです。

5 款 1 項 1 目 1 節、簡易水道事業債から 3, 5 3 0 万円の減額は、第 2 表、地方債補正で説明させていただいたとおりです。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 8 号、令和元年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号、令和元年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 議案第 9 号

◇議 長 日程第 2 1、議案第 9 号、令和元年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書 1 9 1 ページになります。議案第 9 号、令和元年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）。

令和元年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 0 9 9 万 8, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 2, 3 9 8 万 8, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第 2 条、地方債の変更は、第 2 表、地方債補正による。令和 2 年 3 月 5 日提出、大空町長、山下英二。

1 9 3 ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入です。

2 款、使用料及び手数料から 3 7 9 万 3, 0 0 0 円の減額。3 款、国庫支出金から 1 4 1 万 6, 0 0 0 円の減額。5 款、繰入金に 1 8 8 万 1, 0 0 0 円の追加。7 款、諸収入から 3 9 7 万円の減額。8 款、町債から 3 7 0 万円を減額し、歳入合計は 1, 0 9 9 万 8, 0 0 0 円減額し、3 億 2, 3 9 8 万 8, 0 0 0 円とするものです。

1 9 4 ページをお開き願います。歳出です。

1 款、総務費から 9 7 5 万 7, 0 0 0 円の減額。2 款、公債費から 1 2 4 万 1, 0 0 0 円を減額し、歳出合計は、1, 0 9 9 万 8, 0 0 0 円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

1 9 5 ページをお開き願います。第 2 表、地方債補正。1、変更です。

下水道事業債は、限度額 1, 4 2 0 万円から 3 7 0 万円を減額し、1, 0 5 0 万円に変更するものです。主に道道改良工事に伴う移設工事費の財源として計上しておりましたが、工事区間の縮小により変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますので202、203ページをお開き願います。今回の補正は年度末に向けて実行予算による精査が含まれておりますので、主だった内容について説明いたします。

1款1項1目、下水道一般管理事業、1節、報酬から6万8,000円、9節、旅費から7,000円、11節、需用費から4,000円の減額は、給排水事業経営審議会の未開催による減額です。

3目、建設改良費、污水管渠布設事業、15節、工事請負費から82万7,000円の減額は、公共枅の新設が予定設置数より少なかったことによる減額です。

改築更新事業、15節、工事請負費から830万3,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の減額と道道改良工事区間の縮小により、事業内容を精査したことによる減額です。

2款1項2目、地方債償還利子、23節、償還利子及び割引料から124万1,000円の減額は、地方債利子償還金の確定によるものです。

続きまして、歳入の説明をしますので200、201ページをお開き願います。

2款1項1目1節、下水道使用料から379万3,000円の減額は、下水道使用戸数の減少と使用水量の見込み減によるものです。

3款1項1目1節、社会資本整備総合交付金から141万6,000円の減額は交付金額の確定によるものです。

5款1項1目1節、一般会計繰入金に188万1,000円の追加は、財源調整のために変更するものです。

7款1項1目1節、延滞金に2万9,000円の追加は、滞納料金の完納により追加するものです。

2項1目1節、預金利子に1,000円の追加は、短期運用に伴う預金利子の追加によるものです。

3項1目1節、下水道施設補償費から400万円の減額は、道道改良工事区間の縮小により補償対象工事から除外されたものです。

8款1項1目2節、下水道事業債から370万円の減額は、第2表、地方債補正で説明させていただいたとおりでございます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号、令和元年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第9号、令和元年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第10号

◇議 長 日程第22、議案第10号、令和元年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇議 長 議案書205ページになります。議案第10号、令和元年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ98万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,108万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和2年3月5日提出、大空町長、山下英二。

207ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

2款、繰入金から193万7,000円を減額。3款、繰越金に95万5,000円を追加し、歳入合計で98万2,000円を減額し、歳入合計は3,108万7,000円とするものです。

208ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費から98万2,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますので214、215ページをお開き願います。

1款1項1目、個別排水処理施設管理費、13節、委託料浄化槽保守点検委託料から98万2,000円の減額は、入札による執行残によるものです。

続きまして、歳入の説明をいたしますので212、213ページをお開き願います。

2款1項1目1節、一般会計繰入金から193万7,000円の減額は、財源調整のため変更するものです。

3款1項1目1節、前年度繰越金に95万5000円の追加は、平成30年度額の確定によるものです。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第10号、令和元年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。お諮りします。

◇議 長 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第10号、令和元年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第11号

◇議 長 日程第23、議案第11号、財産の無償貸付けについてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。中村産業課参事。

◇産業課参事 議案書217ページでございます。議案第11号、財産の無償貸付けについて。

次のとおり、財産を無償貸付けしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。令和2年3月5日提出、大空町長、山下英二。

1、無償貸付けの目的。農村地域との共同活動により農業用排水路等の維持管理を行っているが、地域の負担軽減を図るため、農作業用トラクターを大空町広域協定運営委員会に無償貸付けする。

2、無償貸付けする財産。農作業用トラクター、クローラ式1台。

3、無償貸付けの期間。令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。

4、無償貸付けの相手方。大空町女満別西3条4丁目1番1号、大空町広域協定運営委員会会長、晴山棋一郎。

5、無償貸付けの条件。使用貸借契約による。

農業農村整備事業により整備されました農業用排水路は、大空町、網走川

土地改良区が施設を管理していますが、草刈り作業等は地域の共同活動で実施しています。しかし、農業者の高齢化、農家戸数の減少から共同活動が地域の負担となっています。このような状況の中、近年の降雨形態の変化に伴い排水路の周辺農地へ湛水及び湿潤被害を及ぼし、営農の支障となっています。

大空町は地域の共同活動により、排水路の機能を維持、発揮させることで、降雨等の気象条件に左右されない農業の構築を図りたいと考えています。

共同活動の課題の改善として、人力による草刈り作業をしている農業用排水路区間を農作業用トラクターを導入し作業をすることで、管理の省力化を図るものであります。

そこで、農業農村の多面的機能の維持発揮のため、共同活動しています大空町広域協定運営委員会に農作業用トラクターを令和2年3月31日まで無償貸付けすることといたしましたが、引き続き、無償貸付けを行いたく、議決を得ようとするものです。

無償貸付けの期間につきましては、多面的機能支払交付金実施要綱に基づき、大空町広域協定運営委員会が多面的機能支払交付金により事業を円滑に実施するため策定しました事業計画に合わせて定めます。次の事業計画の期間が令和2年4月1日から令和7年3月31日までですので、5カ年間の貸付けとするものであります。

なお、農作業用トラクターの維持管理経費は、大空町広域協定運営委員会が負担することといたします。

以上、提案理由につきましてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第24 議案第12号

◇議 長 日程第24、議案第12号、大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課参事。

◇総務課参事 議案書219ページです。議案第12号、大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求める。令和2年3月5日提出、大空町長、山下英二。

大空町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、平成28年度からの

5年間を計画期間として策定しています。この度の一部変更につきましては、本定例会に令和2年度当初予算として提案しております事業につきまして、財源措置として過疎対策事業債の充当を考えておりますことから、新たに一つの事業を追加するものです。

変更内容ですが、220ページをご覧くださいと思います。

表の右側が変更前、左側が変更後の計画であります。区分の5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、左側の表の1番下に下線を引いております事業の追加ですが、(9)その他、地域福祉施設に大空町地域福祉センター整備事業、高齢者及び障がい者等の生きがいくりと情報交換の場を提供し、地域コミュニティ活動の推進を図るもので、実施主体は大空町でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第25 議案第13号

◇議 長 日程第25、議案第13号、大空町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 221ページ、議案第13号、大空町課設置条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和2年3月5日提出、大空町長、山下英二。

議案書223ページが改正条文となっております。定例会参考資料15ページに当該改正条例新旧対照表を掲載させていただいております。これにより説明させていただきますので、お開き願います。

今回の改正は人口減少や高齢化が進む中、担い手や後継者不足が課題となっております。多様な人材確保や環境づくりなどを進めるとともに町の魅力を発信して、移住定住の促進と仕事や住居などの相談や支援など、移住希望者等が必要とする情報を一元的に管理し、移住定住までを総合的にサポートするワンストップ体制を築くため、新たに移住定住支援室を設置しようとするものです。

第1条、設置に室及び移住・定住支援室を追加し、2条の事務分掌に移住・定住支援室として、3つの項目を追加するものでございます。

附則としまして、令和2年4月1日から施行するものです。

以上、提案理由を申し上げます。ご審議いただきますようお願いいたします。

ます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めますよって、そのように決しました。

◎日程第 2 6 議案第 1 4 号

◇議 長 日程第 2 6、議案第 1 4 号、大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 2 2 5 ページ、議案第 1 4 号、大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和 2 年 3 月 5 日提出、大空町長、山下英二。

議案書 2 2 7 ページが改正条文となっております。定例会参考資料 1 7 ページに当該改正条例の新旧対照表、1 8、1 9 ページに当該改正条例の施行規則の新旧対照表を掲載しております。改正条例新旧対照表により説明させていただきますので、参考資料 1 7 ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、平成 3 1 年 4 月から働き方改革関連法の施行に伴い、時間外勤務の上限が改正労働基準法に規定されたほか、国家公務員についても人事院規則を改正し、時間外勤務命令の上限が規定されたことなどを踏まえ、改正するものでございます。

8 条に 1 項を加えるということで、第 3 項、前 2 項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務の制限その他の当該勤務に関し必要な事項は規則で定めるとする 1 項を追加するものでございます。

附則としまして、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。

当該条例の第 8 条第 3 項において規則で定める時間外勤務の制限等につきましては、参考資料 1 8、1 9 ページの条例施行規則の改正規則新旧対照表で説明いたしますので、お開き願います。

施行規則の第 7 条第 2 項の次に第 3 項として、職員の健康及び福祉に考慮する。

第 4 項に時間外勤務命令時間は必要最小限とし、限度時間を超えない。

第 5 項に限度時間は 1 箇月 4 5 時間以下、かつ 1 年において 3 6 0 時間とする。

第 6 項に通常予見することもできない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時的に限度時間を超えて勤務する場合に限り、1 号に 1 箇月 1 0 0 時間未満、2 号に 1 年について 7 2 0 時間以下、3 号に 2 から 6 月平均で 8 0 時間以下、4 号に 1 箇月 4 5 時間を超えて時間外勤務を行うことができる月数は 1 年について 6 箇月以下とする。

第 7 項に大規模な災害その他緊急事態への対応等、限度時間を超えて命ずることができる。

第 8 項に限度時間を超えて命ずる場合は、健康及び福祉を確保するために必要な措置を講ずる。

第 9 項に第 7 項の規定により時間外勤務を命じた場合には、その要因の整理、分析、検証を行わなければならないとする 7 つの規定を追加するものでございます。

この規則は附則としまして、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上提案理由を申し上げます。ご審議いただきますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第 2 7 議案第 1 5 号

◇議 長 日程第 2 7 議案第 1 5 号大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議案 2 2 9 ページ、議案第 1 5 号、大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和 2 年 3 月 5 日提出、大空町長、山下英二。

議案書の 2 3 1 ページから 2 3 6 ページが改正条文となっております。議会定例会参考資料の 2 1 から 2 3 ページに当該一部改正条例の概要を、2 4 から 3 2 ページに新旧対照表を掲載しております。

概要により説明させていただきますので、参考資料 2 1 ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、1 2 月定例会において会計年度任用職員に関する条例をお認めいただきましたが、地方公務員育児休業法に基づく育児休業や部分休業につきまして、勤務時間等の一定の条件を満たす会計年度任用職員にも適用されるようになったことから、一部改正するものでございます。

1 条は、省略規定等の文言の整理をしております。新たに第 2 条第 3 号を加え、会計年度任用職員の非常勤職員が対象となることの規定を追加しております。

次、また新たに 2 条の 3、非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日の規定を追加しております。

新たに第 2 条の 4 を設け、1 歳 6 箇月から 2 歳に達するまでの子を養育す

ることができることの規定を追加しております。

第2条の5は、第2条の3及び第2条の4の追加に伴う条の繰り下げでございます。

第3条第4号は文言の整理、第6号は保育所等の入所の待機も認める規定を明文化。第7号は、第2条の3第3号及び第2条の4の規定に該当する場合に認める規定を追加。第8号は、任期の末日までに育児休業をしている非常勤職員が、任期の更新または採用に伴い、引き続き育児休業をしようとするものの規定を追加。

第4条は、保育所等の入所の待機も認める規定を明文化。

次のページになります。第5条は、句読点を削除。

第9条は、北海道市町村職員退職手当組合、退職手当条例第7条第5項についてのみ適用しておりましたが、第6条の4第1項についても適用する規定を追加しております。

続いて11条第7号は、保育所等の入所の待機も認める規定を明文化しております。

第12条は、大空町の職員勤務時間、休暇等に関する条例の省略規定を追加、育児休業法第10条第1項第1号から第4項までに掲げる勤務形態を除く規定を追加しております。

第13条は、字句の修正でございます。

第16条は、第17条を削除し、第16条を17条とし、第15条の次に1条を追加し、さらに職員に対し、書面による通知をする規定を追加しているところであります。

19条は、第12条で省略規定を設けたことによる修正でございます。

第23条に部分休業をすることができない職員として、一定の要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員が該当する規定を追加しております。

続いて23ページになります。第24条の第1項は、非常勤職員について部分休業をすることができる規定を追加。第2項は、第3項に非常勤職員の部分休業の承認に関する規定を追加したことに伴う文言の整理等でございます。第3項は、非常勤職員の部分休業の承認に関する規定を追加したものです。

第25条の第1項は、職員のうち会計年度任用職員を除く規定を追加。2項は部分休業をしている会計年度任用職員の給与の減額規定を追加するものでございます。

附則としまして、令和2年4月1日から施行するものとしております。

以上、提案理由を申し上げます。ご審議いただきますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第２８ 議案第１６号

◇議 長 日程第２８、議案第１６号、大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。佐藤生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書２３７ページでございます。議案第１６号、大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和２年３月５日提出、大空町長、山下英二。

議案書２３９ページから２４１ページは改正条文となっております。議会参考資料３３ページにおいて説明いたしますので、ご覧ください。

今回の改正につきましては、令和２年度から導入を予定しておる学校運営協議会の委員に対して報酬及び費用弁償を支給するため、条例の一部改正を行おうとするものです。

参考資料３３ページは、新旧対照表であります。別表第１（第２条関係）、区分、町民自治推進委員会の区分の欄でございますが、進んでいただいて参考資料３４ページ、オホーツク町村公平委員会の次に学校運営協議会を追加するものであります。また、附則といたしまして、この条例は令和２年４月１日から施行すると定めるものでございます。

以上、提案内容についてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第２９ 議案第１７号

◇議 長 日程第２９、議案第１７号、大空町債権管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。田中住民課長。

◇住民課長 議案書の２４３ページでございます。議案第１７号、大空町債権管理条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和２年３月５日提出、大空町長、山下英二。

議案書２４５ページにつきましては、改正条文でございます。改正の内容につきましては、参考資料にてご説明いたしますので、議会定例会参考資料の３５ページをご覧ください。

議案第17号関係、大空町債権管理条例の一部を改正する条例新旧対照表です。初めに改正の趣旨でございますが、社会経済の変化に対応するため、平成29年に民法の債権関係の規定が一部改正され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、大空町債権管理条例の一部を改正するものでございます。

表の右側が改正前、左側が改正後の条例でございます。

第8条、延滞金の第1項第2号、私債権年5%を民法第404条の法定利率に改めます。具体的には、私債権の遅延損害金の割合を年5%から年3%に引き下げるもので、今後の3年を1期として変動することとされてございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、令和2年4月1日から。経過措置として改正後の第8条第1項第2号の規定は、この条例の施行の日以後に発生する町の債権に係る延滞金について適用し、同日前に発生した町の債権に係る延滞金については、なお従前の例によることとしております。

以上、大空町債権管理条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第30 議案第18号

◇議 長 日程第30、議案第18号、大空町東藻琴生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。田端生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書247ページをお開きください。議案第18号、大空町東藻琴生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和2年3月5日提出、大空町長、山下英二。

今回の改正につきましては、大空町東藻琴生涯学習センターの一部を改正する条例でございます。改正につきましては、参考資料でご説明申し上げたいと思います。参考資料と37ページをお開きください。

大空町東藻琴生涯学習センターにつきましては、従前、児童クラブや子育て支援センターとして部屋を活用しておりましたが、のんきっず館へ移動したことによりまして、空き部屋となったとなっている状況でございます。その空き部屋については、有効活用を図るため、今後郷土資料などの展示室として活用するための一部改正となっております。

第4条につきましては、生涯学習センターが行う事業となっており、3項を追加いたしまして、開拓資料の展示保存に関する事、伝統文化の伝承に関する研究資料の展示保存に関する事、埋蔵文化財、出土品等資料の展示保存に関する事を追加しようとするものでございます。

また、第5条につきましては、従前利用されていたジュニア・アートギャラリーを削除することとしております。

また、別表使用料の関係でございますが、ジュニア・アートギャラリーがなくなりますので、それを削除するものでございます。

次ページをお開きいただきたいと思います。附則といたしまして、この条例につきましては、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第31 議案第19号

◇議 長 日程第31、議案第19号大空町豊住交流センター条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。田端生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書251ページをお開きください。議案第19号、大空町豊住交流センター条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和2年3月5日提出、大空町長、山下英二。

次ページ253ページから257ページまでが今回制定をしようとする条例でございます。新規の条例でございますが、参考資料にてご説明をさせていただきたいと思います。参考資料の39ページをお開きください。

まず、大空町豊住交流センター条例の制定の背景でございます。平成26年3月で旧豊住小学校については閉校され、現在まで社会教育施設という位置づけで普通財産として管理を行ってまいりました。旧豊住小学校につきましては、主に地域での交流の場のほか、社会教育や社会体育事業の場として現在まで利用されてきておりますが、近年については、一般市民のほかスポーツ合宿の利用など、町外の利用者が増加している状況にあります。そのため行政財産としてきちんと位置づけ、管理を行うため、条例化を図ろうとするものでございます。

41ページをお開きください。それでは、新規条例でございます。条文に沿って概要をご説明申し上げたいと思います。

第1条につきましては設置の目的としておりまして、町民相互の交流の場及び町外者との交流の拠点としております。また、芸術文化の振興、スポー

ツ活動の振興拠点という位置づけとしております。

第2条が名称として、豊住交流センター。住所は大空町女満別豊里19番地としております。

第3条は管理といたしまして、教育委員会が行う規定としております。

第4条は利用目的。地域コミュニティと住民福祉の向上のほか、記載された8項目で利用しようとするものでございます。

第5条が開館時間及び休館日でございまして、開館時間が午前9時から午後6時まで。休館日については、毎週日曜日、国民の祝日の日、それから大空町の休日の12月31日から1月5日まででございまして。

第6条については使用の許可でございまして、教育委員会が許可する規定となっております。

第7条は使用の制限でございまして。公の秩序、善良な風俗を乱す恐れがあると認めるとき、ほか7項目を制限としております。

42ページをお開きください。第8条は使用料となっております。条例の256ページに別表を掲げてございまして、使用料の算定につきましては、原価参入方式を基礎といたしまして、同様な施設がある場合との均衡を図った中で金額を設定しております。

第9条は使用料の免除となっております。公用で利用するとき、ほか5項目となっております。

第10条が使用料の還付の規定でございまして、既に納付された使用料は還付しない。ただし特別の理由があると認めるときには、還付できる規定となっております。

第11条が使用許可の取り消し等でございまして。使用者がこの条例、規則に違反したときなど4項目を記載しております。

第12条が使用者の管理義務ということで、善良な管理者の注意を持って管理するという規定でございまして。

第13条が原状回復の義務でございまして、使用した施設、備品等を原状に回復して返還する規定でございまして。

第14条が損害賠償の義務でございまして。使用者が施設や備品の破損、滅失した場合の損害賠償の規定となっております。

第15条が免責。この条例に基づく処分によって生じた損害の免責の規定となっております。

第16条が過料。偽りその他不正な行為により使用料を免れようとしたものは額の5倍に相当する金額の過料に処する規定となっております。

43ページ、第17条でございまして。指定管理者による管理等でございまして、将来的に指定管理者にするための文言の読みかえ規定となっております。

第18条が利用料金となっております。指定管理を行った場合に指定管理者が利用料金を収入することができる規定となっております。

第19条が指定管理者が行う業務といたしまして、交流センター施設及び備品の維持管理ほか4項目としております。

第20条が委任として、この条例の施行に関し必要なものは規則で定める

こととしております。

附則といたしまして、施行日については、令和２年４月１日から施行しようとするものでございます。

参考資料４４ページから５１ページまで、規則を参考までに載せております。後ほどご覧いただければと思います。

以上、大空町豊住交流センター条例の概要についてご説明を申し上げます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
ここで１０分間休憩します。

（休憩 午後１時５７分）

（再開 午後２時０７分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第３２ 議案第２０号

◇議 長 日程第３２、議案第２０号、大空町地域福祉センター条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。佐々木福祉課長。

◇福祉課長 議案書２５９ページをお開きください。議案第２０号、大空町地域福祉センター条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和２年３月５日提出、大空町長、山下英二。

議案書２６１ページから２６６ページは条例文でございます。新規条例ですが、条例の概要で説明をさせていただきます。

参考資料５３ページをお開きください。網走信用金庫から寄附をいただいた建物を有効に利活用するため、地域福祉施設として整備する予定でありますことから、当該施設に係る設置条例を制定するものでございます。

条例の内容につきましてご説明申し上げます。

第１条、設置でございますが、高齢者及び障がい者等の生きがいくつりと情報交換の場を提供し、地域コミュニティ活動の推進を図るため、大空町地域福祉センターを設置するものとしております。

第２条、名称及び位置でございますが、名称を大空町地域福祉センター。位置を大空町女満別西１条３丁目２番５号としております。

第３条、事業でございますが、高齢者福祉に関する事業、障がい者福祉に

関する事業、研修相談事業、ボランティア活動支援事業、福祉情報の提供事業、その他設置の目的にかかわる事業を行うものとしております。

第4条、開館時間及び休館日でございますが、開館時間を午前8時45分から午後5時30分まで。休館日を土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月31日から翌年1月5日まで、町長が必要と認めるときは、上記の規定にかかわらず開館時間を変更し、または臨時に開館もしくは休館することができるとしております。

第5条は職員。第6条は、使用の許可。

第7条は使用の制限を規定しております。使用料につきましては、第8条に規定をしております。別表で使用料を定めるもので、会議室2階で1時間当たり300円といたしました。

第9条は使用料の減免。

54ページをご覧ください。第10条は使用料の還付。第11条は使用許可の取り消し等。第12条は現状回復の義務。第13条は損害賠償の義務。第14条は免責。第15条は過料を規定し、施設の適正な管理に努めることとしております。

第16条から第18条につきましては、指定管理者にかかわる規定を定めております。第16条、指定管理者による管理等では、施設の管理運営上必要と認めたときは、指定管理者に管理を行わせることができるものとし、字句の読みかえ規定を設けております。

第17条、利用料金では指定管理者に管理を行わせる場合は、利用料金を指定管理者に納付するものとし、別表の範囲内で指定管理者が利用料を定められる規定とし、第18条では指定管理者が行う業務について規定をしております。

第19条の委任では、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとしております。

附則といたしまして、第1項にこの条例は令和2年9月1日から施行することとし、第2号で指定管理者の指定のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる規定としております。

なお、施行規則につきましては、参考資料55ページから58ページに掲載しております。規則では、条例の施行に関し必要な事項を定めており、使用許可の申請、使用許可、使用者の遵守事項等の規定を設けておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、条例制定の提案理由につきましてご説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第 3 3 議案第 2 1 号

◇議 長 日程第 3 3、議案第 2 1 号、大空町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課参事。

◇総務課参事 議案書 2 6 7 ページです。議案第 2 1 号、大空町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和 2 年 3 月 5 日提出、大空町長、山下英二。

改正の内容につきましては、参考資料によりご説明申し上げますので、参考資料 5 9 ページをお開き願います。

本条例につきましては、企業や事業所の新設あるいは増設などを支援し、産業の振興と雇用を創出しようとするものでございます。

今回の改正につきましては、対象となる施設を拡充するとともに、雇用要件を整理しまして、事業所などの進出を促し、さらには働く場を確保して地域の活性化を図ろうとするものでございます。

具体的には表の左側、改正後の条例をご覧くださいと思います。

第 2 条第 1 号に対象となる事業所、業種を規定しておりますが、新たに 3 つの施設を支援の対象とするものです。

1 つ目がカの特定事業所。中段の下線を引いております部分でありますけれども、サテライトオフィス等のテレワークの用に供する施設。

2 つ目にケ、物流施設。物流関連事業者が自ら使用する倉庫、配送センター、または流通に伴う簡易な加工を行う施設。

3 つ目にコ、店舗施設、小売業、飲食業、サービス業等の事業を行う施設をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項から第 1 1 項までに規定するものを除くこととしまして、施設を追加規定いたします。

6 0 ページをご覧くださいと思います。別表の改正です。内容を整理しまして、全て改める手法をとっておりますことから、全部に下線が引いてあり分かりづらくて恐縮ですが、表の左から 2 列目、区分の欄の下のほう 9 号としまして物流施設、また 1 0 号として店舗施設を追加しております。なお、もう一つのサテライトオフィスにつきましては、第 6 号の特定事業所に含まれますことから、先ほどの定義づけのみの改正となります。

また、表の左から 4 列目、対象要件の欄ですが、この欄の下半分を追加記載しておりまして、新設の投資額が 3, 0 0 0 万円、増資の場合は 1, 5 0 0 万円以上を要件としていたものに、かつ、新設のときに雇用増が 3 人以上、括弧として 8 号、これは新エネルギー電力供給施設であります、これにあつては 1 人以上、または増設のときに雇用増が 1 人以上ある場合としまして、雇用要件を追加しております。

ページが飛びまして 6 3 ページをお開き願います。下段の事業所の賃借料を基準とする助成の右から 2 つ目の欄に雇用の要件を規定しております。改正前は新設、増設とも雇用増が 5 人以上ある場合とされておりますが、改正後では新設のときに雇用増が 3 人以上、（8 号）の対象施設にあつては 1 人

以上、または増設のときに雇用増が１人以上有る場合としまして、こちらはさきの改正と整合性を図りまして要件を緩和しております。

これ以外の改正につきましては、対象施設を追加したことによる区分の号の繰り下げによるものです。

なお、附則であります、６５ページをお開き願います。施行日は、令和２年４月１日。経過措置としまして、この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の第３条第１項の規定により指定を受けている者の当該指定及び当該指定に係る助成の措置につきましては、なお従前の例によるとしております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第３４ 議案第２２号

◇議 長 日程第３４、議案第２２号、民法の一部改正に伴う町営住宅関係条例の整備に関する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。田中住民課長。

◇住民課長 議案書の２７５ページでございます。議案第２２号、民法の一部改正に伴う町営住宅関係条例の整備に関する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和２年３月５日提出、大空町長、山下英二。

議案書２７７ページから２８０ページにつきましては、改正条文でございます。

改正の内容につきましては、概要についてご説明いたしますので、定例会参考資料の６７ページをご覧ください。

改正の趣旨でございますが、平成２９年６月に民法の一部を改正する法律が公布され令和２年４月１日から施行されます。主に債権関係の規定の見直しが行われ、町営住宅関係では、個人根保証契約、根保証契約とは一定の範囲に属する不特定の債務を保証する契約でございますが、この契約について極度額を定めなければ効力を生じないことや、敷金を不履行債務の弁済に充てることができること。修繕費用の負担を入居者に求める場合は、具体的な内容を定める必要があることなどとなっております。

これに伴い、町営住宅関係条例規則について関係する部分の見直しが必要となったことから、影響する条項について整理を行うものでございます。改正が必要となる条例は、大空町営住宅条例、大空町特定公共賃貸住宅条例、

大空町地域特別賃貸住宅A型条例及び大空町単身者住宅条例ですが、改正の趣旨等が同一であることから、これら4つの条例を一括の改正条例として改正を行います。

このほか、法令等の改正に併せて所要の規定の整備及び項ずれ整理を行うものでございます。

大空町営住宅条例の一部改正では、1点目として、連帯保証人に関する規定の改正として第11条を改正します。連帯保証人は家賃等の債務保証、滞納の抑止のほか、入居者の支援、連絡などの役割を果たしていることから、連帯保証人による保証を入居要件としている現行制度は維持しますが、近年身寄りのない単身高齢者等が増加していることなど、今後の町営住宅の入居に際し、連帯保証人を確保することがより一層困難となってきたことから、現行2人となっている連帯保証人を1人へ改正することとします。

2点目は、敷金の取り扱いに関する規定の改正として、第19条を改正します。敷金を不履行の債務の弁済に充てることができることとする規定が新設されたことに伴い改正するものです。

68ページをお開き願います。3点目は、修繕費用に関する規定の改正として、第21条及び第22条を改正します。公営住宅法第21条及び同法施行規則第10条に規定されている事業主体の修繕義務とされている部分以外の修繕に要する費用を入居者の負担とする場合は、当該費用の負担については、特約を締結することとなるため、その具体的な内容について定めるものとします。

4点目は、法定利率に関する規定の改正として、第43条を改正します。民事法定利率について、現行民法では年5%と定められていますが、時代の経過とともに、市中金利を大きく上回る状態が続いており、不公平が生じていることから、今回の改正により年3%に改められ、3年ごとに見直しが行われることとなったことに伴い改正するものでございます。

以降68ページ中段からの大空町特定公共賃貸住宅条例の一部改正、69ページ上段からの大空町地域特別賃貸住宅A型条例の一部改正、69ページ下段からの大空町単身者住宅条例の一部改正につきましても、大空町営住宅条例の一部改正と同様の内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、令和2年4月1日から。経過措置として、この条例の施行の日前になされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例によることとしております。

なお、参考資料の71ページから78ページに条例新旧対照表、79ページから99ページには各条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上、民法の一部改正に伴う町営住宅関係条例の整備に関する条例制定について、提案理由をご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第３５ 議案第２３号 から 日程第４２ 議案第３０号

◇議 長 日程第３５、議案第２３号、令和２年度大空町一般会計予算から、日程第４２、議案第３０号、令和２年度大空町個別排水処理事業特別会計予算まで８件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。
南部総務課長

◇総務課長 議案書２８１ページございます。提案に際しまして、既に別冊で配付しております令和２年度大空町各会計予算書をご用意したいと思います。なお、この議案を説明するにあたりまして、重複する部分については省略をさせていただくことをご了承願いたいと思います。

議案第２３号、令和２年度大空町一般会計予算。このことについて、別冊のとおり提出する。令和２年３月５日提出、大空町長、山下英二。

予算書の方の１ページをお開き願います。

令和２年度の大空町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９７億８，１８１万２，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。これは２ページから６ページに掲載しております。

債務負担行為。第２条、地方自治法第２１４条の規定により債務負担することができる事項、期間及び限度額は第２表、債務負担行為による。これは７ページに掲載し、５件、６億７，３５６万５，０００円を設定するものでございます。

地方債。第３条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、定率及び償還の方法は、第３表、地方債による。これは８ページから９ページに掲載し、３０件、２０億７，８５２万２，０００円としています。

一時借入金。第４条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、２２億２，４００万円と定める。一時的な資金不足を補うため、限度額を地方債と国の補助金を目安に設定するものでございます。

議案書２８３ページをお開きください。

議案第２４号、令和２年度大空町国民健康保険事業特別会計予算。このことについて、別冊のとおり提出する。令和２年３月５日提出。大空町長、山下英二。

予算書の２４１ページをお開き願います。

令和２年度の大空町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億810万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。これは242、243ページに掲載しております。

議案書の285ページをお開きください。

議案第25号、令和2年度大空町後期高齢者医療特別会計予算。このことについて、別冊のとおり提出する。令和2年3月5日提出、大空町長、山下英二。

予算書の265ページをお開き願います。

令和2年度の大空町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,963万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表、歳入歳出予算による。これは266、267ページに掲載しております。

議案書287ページをお開き願います。

議案第26号、令和2年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算。このことについて、別冊のとおり提出する。令和2年3月5日提出、大空町長、山下英二。

予算書の277ページをお開き願います。

令和2年度の大空町介護保険事業勘定特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億1,160万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。これは278、279ページに掲載しています。

議案書の289ページをお開き願います。

議案第27号、令和2年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算。このことについて、別冊のとおり提出する。令和2年3月5日提出、大空町長、山下英二。

予算書の303ページをお開きください。

令和2年度の大空町介護サービス事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ605万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表、歳入歳出予算による。これは304ページから305ページに掲載しています。

議案書291ページをお開き願います。

議案第28号、令和2年度大空町簡易水道事業特別会計予算。このことについて、別冊のとおり提出する。令和2年3月5日提出、大空町長、山下英二。

予算書317ページをお開き願います。

令和2年度の大空町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところに

よる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,696万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。これは318、319ページに掲載しております。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。これは320ページに掲載し、3件、3,310万円としております。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000万円と定める。この金額は、地方債の額を目安に設定するものでございます。

議案書の293ページをお開き願います。

議案第29号、令和2年度大空町下水道事業特別会計予算。このことについて、別冊のとおり提出する。令和2年3月5日提出、大空町長、山下英二。

予算書337ページをお開き願います。

令和2年度の大空町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,622万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。これは338、339ページに掲載しています。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。340ページに掲載し、2件、8,970万円としています。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9,500万円と定める。これは地方債を目安に設定するものでございます。

議案書295ページをお開き願います。

議案第30号、令和2年度大空町個別排水処理事業特別会計予算。このことについて、別冊のとおり提出する。令和2年3月5日提出、大空町長、山下英二。

予算書359ページをお開き願います。

令和2年度の大空町個別排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,214万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。これは360ページ361ページに掲載しています。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 以上で提案理由の説明は終わりました。お諮りします。本案については議長を除く 11 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって本案については、議長を除く 11 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。暫時休憩します。

(暫時休憩 午後 2 時 38 分)

(再開 午後 2 時 39 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。休憩中に議員控室において予算審査特別委員会を設置し、委員長の互選を行ってください。

再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午後 2 時 40 分)

(再開 午後 2 時 58 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。お諮りします。先ほど予算審査特別委員会に付託しました議案第 23 号から議案第 30 号までの 8 件については、会議規則第 46 条第 1 項の規定によって、3 月 11 日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 23 号から議案第 30 号までの 8 件については、3 月 11 日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

ここで諸般の報告をいたします。休憩中に先ほど設置されました予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。委員長に松田信行議員、副委員長に沢出好雄議員が互選された旨の報告がありました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

(散会 午後 2 時 5 9 分)

令和 2 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 令和 2 年 3 月 5 日
- ・ 開 会 令和 2 年 3 月 5 日
- ・ 閉 会 令和 2 年 3 月 1 2 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	後 藤	忍	7 番	品 田	好 博
2 番	三 條	幸 夫	8 番	齋 藤	宏 司
3 番	上 地	史 隆	9 番	松 岡	克 美
4 番	田 中	裕 之	10 番	深 川	昇
5 番	原 本	哲 己	11 番	松 田	信 行
6 番	沢 出	好 雄	12 番	近 藤	哲 雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 教 育 長
代 表 監 査 委 員		農 業 委 員 会 会 長

副 町 長	福 祉 課 参 事
総 合 支 所 長	産 業 課 長
会 計 管 理 者	産 業 課 参 事
総 務 課 長	建 設 課 長
総 務 課 参 事	建 設 課 参 事
総 務 課 参 事	地 域 振 興 課 長
住 民 課 長	住 民 福 祉 課 長
福 祉 課 長	総 務 課 主 査

生 涯 学 習 課 長	高校・認定こども園推進室参事
生 涯 学 習 課 参 事	高校・認定こども園推進室参事

農 業 委 員 会 事 務 局 長	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長
監 査 委 員 事 務 局 長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和2年第1回大空町議会定例会議事日程

第2号 令和2年3月6日（金） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

（諸般の報告）

日程第2 一 般 質 問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会教育長	渡邊國夫
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	福祉課参事	鈴木章夫
総合支所長	伊藤裕幸	産業課長	藤田勉
会計管理者	平田義和	産業課参事	中村直樹
総務課長	南部猛	建設課長	高島清和
総務課参事	林敏美	建設課参事	山本純生
総務課参事	塚原章裕	地域振興課長	作田勝弥
住民課長	田中信裕	住民福祉課長	星加政志
福祉課長	佐々木徳幸	総務課主査	土田康裕

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐薙幸史	高校・認定こども園推進室参事	村山修
生涯学習課参事	田端久剛	高校・認定こども園推進室参事	友西敦史

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 伊藤裕幸

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 井上透

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 伊藤裕幸

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	菊地教男	事務局主幹	田中学
------	------	-------	-----

以上のとおり報告する。

令和2年3月6日

大空町議会議長 近藤哲雄

(開会 午前 10 時 00 分)

◇議 長 おはようございます。ただいまから令和 2 年第 1 回大空町議会定例会 2 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において、11 番、松田信行議員及び 1 番、後藤忍議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は 12 名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますのでご了承願います。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

◇議 長 日程第 2、一般質問を行います。順番に一般質問を許します。3 番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、3 番。皆様、改めておはようございます。

今年は、世界的に拡大している新型肺炎が大空町にも大変大きな影響を及ぼしています。町内の学校も長期の休みになり、保護者の方も仕事を休んだり、勤務時間を調整したり、大変なご苦勞をされているのではないかと心配をしております。近隣の自治体でも感染者が発生し、全国的には亡くなられた方も出ています。ご遺族には心よりお悔やみ申し上げ、早く終息に向かうのを心より願っています。

また、感染症対策の一環として、マスクを着用しながら、一般質問を行わせていただきますことをご容赦いただきたいと思います。

それでは通告に従い、一般質問に移らせていただきます。ほかの方の質問と重なるところがありましたら、ご容赦いただきたいと思います。

最初の質問は、東藻琴芝桜公園の管理についてです。

どこまでも続く青い空と紫色のラベンダーが北海道の夏を代表する風景なら、大空町の春を代表する風景といえ、藻琴山の麓にあり東藻琴芝桜公園内一面に咲き誇る芝桜ではないかと思えます。

植えられた芝桜の面積は約10万平方メートルあり、小高い丘に囲まれ、その丘までいっばいに芝桜が植えられています。満開時にはまるでビロードの絨毯を敷きつめたように美しく彩られた風景が広がり、多くの観光客に喜ばれています。

最近ではインバウンドの台湾をはじめ、中国、タイ、マレーシア、インドネシア、シンガポールなどの旅行者も多く見かけるようになりました。今後も女満別空港の民営化により、さらに増加するのではないかと考えております。

また、歴史のある施設の一つでもあります。丘に登る階段の途中に芝桜の色と同じピンク色の鳥居があり、それを潜り頂上に着くと小さな社があります。この山津見神社は、大正2年、福島県相馬郡の周辺から、この地に入植した人たちが山の神様、大山津見の神をご神体として建立したものであり、農業、商売繁盛、海、幸、狩猟、良縁、子宝、安産、旅の無事、交通安全を祈願でき、さらには酒造りの神様としても信仰がされています。

その後、昭和52年には、もともと自宅で芝桜を育てていた農家の中鉢さんが当時の藻琴山温泉管理公社から芝桜で村の憩いの場を作ってほしいと頼まれ、農家をやめ、58歳で公社に転職し、丘を開墾し、一株ずつ芝桜の苗を植えていく作業を1人で行い、約8年をかけ、現在のようなピンク色の丘に変えました。その後も引退するまで22年間に渡り、ピンクの絨毯を管理してくれました。そのような偉大な功績を成し遂げられた今は亡き中鉢さんの想いと情熱は、現在も園内の花々に宿っていると私は思っています。そのように観光や歴史的にも大変重要なものです。

現在は、東藻琴芝桜公園管理公社が管理をされていますが、1つ目、ここ数年の入園者数と園内各施設の利用状況、また、2つ目に今年開催が予定されている全国芝桜フォーラム in 大空町の支援内容について、お聞かせいただきたいと思います。

続いて、ボランティアの確保と育成について、質問をさせていただきます。

これまで我が国では、ボランティアに対して特別な活動というイメージが強く、活動に参加する人々は限られていました。

しかし、近年、日常生活に関わる全てのことがボランティアに繋がるという認識が広がり、国際理解や共生社会の視点からの取り組み、豊かなまちづくりなどの取り組みなど、さまざまな活動が行われています。ボランティア活動は個人の自由意思に基づき、その技能や経験、時間等を活用して社会に貢献する活動ですが、これらの活動は現代的課題を背景に行われることから、豊かで活力ある社会づくり、その社会を支えていこうとする人間づくりに寄与するものです。

近年、地方では少子高齢化による人口減少で、会員の確保や育成が難しくなっている自治体も出てきています。そのようなことから、大空町の

ボランティア団体の活動や会員の確保などの現況はどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上で最初の質問とさせていただきますので、町長よりお答えいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 東藻琴芝桜公園の関係でございます。この公園は1977年、芝桜を株分けし、以降、現在は10ヘクタールの植栽面積となっております北海道代表する春の観光地の一つとなりました。

ここ数年の入園者は、平成27年が9万2,000人、28年が8万7,000人、29年7万6,000人、30年8万1,000人、昨年、令和元年が7万1,000人で推移をしております。

平成29年の減少の要因は週末の天候不順、また、開花期間が短かったことだと思っております。昨年は3月まで復興割というものがありませんでしたが、それが4月以降なくなった反動減、さらには大型10連休によります行動パターンの変化、そして5月の猛暑と強風というものが原因と分析をしているところであります。

主な施設の利用状況は、後ほど担当者からご説明をさせていただきたいと思います。

全国芝桜フォーラムin大空町でございます。本年は大空町となりまして15年となります。5年、10年の節目には、さまざまなイベントをさせていただきました。新しい年度の芝桜まつりでは、4年ぶりにライトアップを計画しております。さらに今回、花観光を核とする観光地が一堂に会する全国芝桜フォーラムを開催したいと考えております。平成25年に滝上で第1回、平成29年に栃木県市貝町で第2回が開催されました。今回、大空町で開催をし、全国に芝桜をPRしたいと考えております。また、職員や町民の皆さんのモチベーションを上げるための意味も込めて提案をさせていただいたところであります。

5月21日、東藻琴農村環境改善センターでの開催を予定しております。絶景をプロデュースする写真家によるSNSを活用した情報発信の基調講演や、芝桜に取り組んでいる市町村や事業所の方に参加していただくパネルディスカッションを考えております。このほか、ライトアップ芝桜公園の視察、希望者によります管内花公園周遊バスツアーを予定しております。さらに道外の芝桜と連携した芝桜スタンプラリーの実施、写真教室の開催などを予定しているところでございます。皆様方のお力添えをいただきながら、このフォーラムを実施してまいりたいと思っております。今後ともご指導いただきますようお願い申し上げます。

次にボランティアの関係でございます。現在、社会福祉協議会ボランティアセンターに登録されている団体は9、登録人員は191名、個人登録の方が17名いらっしゃいます。さまざまな活動をしていただいております。町ではボランティア事業にそらっきーポイントを付与しており、平成30年

度の実績ですが、20万7,800ポイントを交付させていただきました。延べ2,684人以上の方がボランティア事業に参加、ご協力をいただいたということになります。ボランティア活動に参加、ご協力をいただいている皆さんにこの場を借りて心より感謝を申し上げたいと思います。

具体的な内容項目などについては、後ほど担当者から申し上げたいと存じます。

全国社会福祉協議会の報告書によりますと、ボランティア組織の年齢層は、60歳代が41%、次いで50歳代が16%、70歳代が11%と50歳以上の割合が約7割となっております。大空町においても、ボランティアをされている方を拝見いたしますが、年齢層の高い方々が頑張っている印象がございます。ただ、平成26年度と比較してみますと、団体数は4団体、登録者人数は61人増えているという数字的なものはございますが、それぞれの団体の皆さん方、会員の確保にはご苦労されている状況も伝え聞いているところでございます。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 作田地域振興課長。

◇地域振興課長 芝桜公園の主な施設の利用状況につきまして、私のほうからご説明させていただきたいと思います。

まず、利用者数につきまして、ゴーカートは、平成29年が6,685人、30年が8,529人、令和元年が8,490人の利用となっております。遊覧車につきましては、29年が2万1,055人、30年が2万2,590人、令和元年が1万7,553人となっております。キャンプ場につきましては29年が1,072人、30年が878人、令和元年が1,197人となっております。温浴施設につきましては、29年が1,343人、30年が1,286人、令和元年が1,359人となっております。また、釣り堀につきましては、29年が905人、30年が872人、令和元年が1,071人となっております。

次に売上額についてでございますが、入園料が29年は2,919万3,000円、30年が3,436万円、令和元年が2,866万2,000円となっております。ゴーカートにつきましては、29年が301万1,000円、30年が388万円、令和元年が380万6,000円となっております。遊覧車につきましては、29年が617万5,000円、30年が657万5,000円、令和元年510万5,000円の売り上げとなっております。また、食堂は29年が195万2,000円、30年が219万6,000円、令和元年が211万1,000円。さらに売店につきましては、29年が1,099万円、30年が1,122万3,000円、令和元年が893万1,000円に減少しているところでございます。キャンプ場につきましては、29年が67万7,000円、30年が58万2,000円、令和元年が77万2,000円。温浴施設は29年が51万1,000円、30年が43万9,000円、令和元年が48万2,000円。また、イチゴの販

売につきましては、２９年が２１４万円、３０年が２４８万５，０００円、令和元年が２１４万７，０００円の見込みとなっております。

以上、主な施設の利用状況と売上額につきまして、上地議員へのご答弁とさせていただきます。

◇議 長 佐々木福祉課長。

◇福祉課長 ボランティア団体等の活動状況につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、ボランティアセンターに登録されている団体及び個人登録の方の活動状況でございます。主なものといたしましては、花壇の整備や管理、給食サービスの協力、高齢者訪問の協力、福祉施設への訪問・慰問、ふれあいサロンの運営協力、世代間交流の運営補助、高齢者、小学生・高校生への調理実習などの活動をしていただいているところでございます。

また、ボランティアセンターが主体となって実施しております事業といたしましては、女満別高校におけるボランティア事業の支援、女満別地区の単身高齢者及び高齢者世帯等のおはぎ配りの友愛訪問活動、町内高齢者へのふれあい年賀状づくり活動などがございます。

他に住民が参加されますボランティア事業としましては、花いっぱい運動といたしまして、道道女満別空港線、町道１３線の露地花壇や学園通りへの花苗植え込み作業や、役場前等の花壇整備、駅前環境美化活動、湖畔清掃、地域自主防犯パトロール、合同補導、合同指導などで、自治会や自治会女性部の方、また、ことぶき大学の方など多くの方がボランティア事業に参加、ご協力いただいているところでございます。

以上でございます。

◇議 長 ３番、上地議員。

◇上地議員 はい、３番。再質問をさせていただきたいと思います。

ここ数年の入園者数の推移については、お聞かせをいただきました。平成２７年９万２，０００人で、昨年は７万１，０００人と大体８万人から７万人で推移していると。また天候不順や強風などいろいろな社会情勢などもあり、入園者数の前後があるのは致し方ないものかなと理解しています。

ですが園内の各施設の利用状況、売り上げなどもお聞かせをいただきましたが、気になった点がありますので、再度お聞きしたいと思います。芝桜管理公社の事業報告、決算、また産業建設文教常任委員会の資料なども拝見させていただくと、２施設ほど大きな赤字を出している施設があると。まず１点目は、先ほど説明もあったように売り上げが大体２００万円ちょっとだったかと思いますが、イチゴハウス。平成２９年度の収支だとマイナス４３６万円。平成２９年度だとマイナス３９８万円。平成３０年度だとマイナス３６０万円。年間トータルすると大体４００万円ほどの赤字を出していると。

もう一つ、温浴施設。温浴施設についても、平成２８年度マイナス１２７

万円、平成２９年度がマイナス１３５万円、平成３０年度がマイナス１３８万円ほどだったと思います。

この２施設の赤字が大きいと実際に地域住民または他の議員の方から心配する声が上がっています。今後、どのように収支改善を考えているのか、新たに運営していくのか、考えがありましたら、再度お聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 このイチゴハウス、また、温浴施設につきましては、大空町となりましてから整備をしたものでございます。議員ご指摘のとおり、それぞれ個別の施設で見ますと、大きな赤字計上となっているところでございます。そのようなことから、イチゴ栽培につきましては、現在、収穫をしておりますイチゴは６月まで収穫することとしておりますが、そこで一旦栽培を終了したいと考えているところでございます。その後のイチゴハウスの施設の利用につきましては、現段階で未定、白紙の状態でございます。今後、議会の皆さん、さらには町民の皆さんからのご意見を頂戴してまいりたいと考えてございます。

次に温浴施設でございますが、こちらはキャンプ場のサービス施設としての位置づけもありますことから、単純に休止ということは今では考えておりません。ただ、利用の期間や時間帯の短縮などを検討しながら、経費の節減に努めてまいりたいと考えているところでございます。

◇議 長 ３番、上地議員。

◇上地議員 はい、３番。町長よりご説明いただいて、イチゴハウスについては確か３，２００株ほどだったと思いますが、６月収穫し、事業を一旦中止し、後のハウスの利用についても考えていきたいとお聞きをしました。

これについては２，６８０万円と大きな金額を掛けて平成２３年に作ったものですし、開設当時は障がい者の方、また温泉熱を利用した農作物の栽培、話題性、シーズンオフの集客など、いろいろな思いがあって作られたものだと思います。後の利用については、町長が言われたように議会とも連携しながら、地域住民ができるだけ納得いただく形となるように取り組んでいただけたらと思います。

続いて温浴施設について、再度質疑をしたいと思います。温浴施設については、キャンプ場利用のためには必要なものだとも私も理解はしておりますが、収支改善のため期間を短縮すると、そのことに対しても評価はしたいと思うのですが、実際にそれだけではなく、しっかりと対応して取り組んでいかなければいけないこともあるのかなと。実際、私のもとによく利用する方から苦情の連絡がありました。その方は何を言ったかという、昨年急に温泉が中止になったと。それこそ１２月定例会で質問させていただいた洗浄作業の件についてですが、実際その方は何で休んだ理由が周知、掲示されてなかつ

たのかと。行政としてそこはしっかり取り組むべきではないのかと、私に対しても大変ご立腹をしている様子でした。私はそれだけではなく、いろいろな意見とか苦情とかは、やはり民間の業者と同じように、やっぱり業績を伸ばしたり、収支を改善するにはそういう意見など取り組んでいかないと改善には繋がっていかないのではないかと。やはり、しっかり意見、苦情を汲み上げるシステムを構築すべきだと。

そしてまた、山奥ということもありますが、季節によってここでしか体験できないものというのは、予算を掛けずにもできると思うのですよね。いろいろな媒体を用いての周知はもとより、もう1度しっかりと対応について検討していかなければいけないと思います。

このことについて何か、改めてお考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 温浴施設につきましては、レジオネラ菌の確認がありまして、休止させていただき、洗浄作業をさせていただいたところであります。また、利用者の方に対する周知が不十分で、私どもも町民からお叱りを受けたところでございます。その周知の仕方などについて配慮に欠けた点がございました。この場を借りて、改めてお詫びを申し上げたいと思います。

決して物事を公表したくなかったということではありませんが、単純にその理由などをしっかりと説明責任を果たした中で、皆さんにご理解をいただくべきであったと反省をしているところでございます。

その他にも、過去から施設の形態でありますとか作り方、そういったところでもいろんな苦情やご意見をいただいてまいりました。また、最近では秘湯ブームと言われるところもございます。そういった中で活路を見出すこともできないかと考えるところでございますので、先ほどのイチゴハウスももちろんでございますが、議会の皆さんや町民の皆さんのご意見に真摯に耳を傾けながら、今後検討させていただきたいと思っております。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。温浴施設については、しっかり対応していただけるということをお聞きしましたので、地域住民の方が納得いくようにしっかり取り組んでいただきたいと思います。

ボランティアについて、改めて質問したいと思います。説明ではボランティア団体9で199名、そして個人が17名、そして意外にすごいなと思ったのがポイント事業、20万7,800ポイント、そして実際いろいろなボランティア活動を含めると2,684名以上の地域住民が参加されていると。このことについては、すごい数字だなと評価したいところでありますが、町長が言われたようにボランティア団体の方の高齢化というものがあります。実際に年を取っているからという訳ではなく、元気で動ける方は沢山います

し、そういう方の協力は大切だなと、そのことは分かっておりますが、私が心配するのはもう少し若い人に関心を持ってほしいのと、あとはやはりボランティア活動が団体の活動とか、私も含めてあまり理解が進んでいないように思います。もう少し会員が確保しやすいように、興味を持っていただくようにしっかりと周知活動に取り組んでいかなければいけないのかなと思っております。

そのことについてどうお考えでしょうか、改めてお聞かせください。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 温浴施設につきましては、現在、町が指定管理も含めて直接的に所有権のある温泉が3カ所ございます。女満別のひまわり温泉、それから東藻琴のフロックス、そしてこの公園の中であります芝桜の湯でございます。

町民の方々、ご高齢の方には共通入浴券という形で、いろいろな施設を広く利用していただくという思いから出させていただいておりますが、実際その収入たるものは、それぞれご購入いただいた場所での収入になってございます。そのようなことから、実際にはひまわり温泉、それからフロックス、芝桜の湯それぞれ別の事業者の方々に指定管理などをしてお願いをしています。そこの中の仕組み作りなども、今後検討していく要素の一つかなと考えてございます。いろんな視点からこの問題について、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次にボランティアの関係でございます。ポイントの交付ですとか、先ほど言いました人数、こうみますとそれなりの大きな人数になっているかなという印象もありますが、私自身がちょっと気になっておりますのは、先ほど担当課長から言いましたいろいろな取り組みの中で、本当に自らボランティアに参加しようという形で足を向けてくださる方もいらっしゃることは重々承知していますが、一方では、私どもの反省点でもあります、例えば自治会の皆さん何名以上とかいう形でお願いをすることがよくあるかなと思います。さらには会員が10人いらっしゃいますから10人充てにさせていただきますというようなことは、ボランティアではなくて出役になってしまっている部分もあるのではないかと感じておりまして、そういったボランティアを募る仕組み作りというものも、町側として必要ではないかなと最近考えるようになりました。

いろんな活動のPRにつきまして、社会福祉協議会の皆さんのところでは、ボランティア実践者交流会というものを開催されておりました、このことは、住民に周知もされておられます。これは町民の皆さんの理解と関心を高めようという試みの一つではないかなと私どもも受けとめてございます。

また、ボランティア団体の方々の組織化は、先ほど言ったように団体が増えたという例もありましたが、気心の知れた方々同志で、まず組織化して活動を始めようということが多いのではないかなと。ただそういった場合、後からその組織に入っていく、例えば最初に10人でグループ化して団体を立ち上げた後で、そのことに賛同はできるが、1人だけで参加していこうかな

というのは、ちょっと気が引けるということも人間の中であるのではないかなと考えておまして、呼びかけとか仕組みづくりのところを私どもとすればどのように考えて、一緒になって取り組んでいくのかということを考えなければならぬのかなと思っております。

そのようなことから、若い世代の方々の時代からボランティアに参加する土壌とか習慣といったものを作っていくということを考えますと、教育の現場でありますとか、また社会人となって職場にお務めになる、そういったその職場の中での取り組みにも私どもは配慮しながら、アプローチを掛けていかなければならないのではないかと感じてございます。

先ほど言った、どちらかというところとご高齢の方が頑張っていらっしゃるというのは、その団体の中での話で、例えば湖畔清掃などもっと広く呼びかけているものなどでは、ご家族で参加をいただいたり、また職場単位で若い世代の方々も足を向けてくださっているところがあるかと思っておりますので、そういった事例も参考にしながら、今後のボランティアのあり方、声の掛け方、そういうところを社会福祉協議会の皆さん方でありまして、また、教育関係の方々も含めて、知恵を出して一緒になって取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。町長からご説明いただいたように、本来ボランティアというのは自主的なものが理想だろうと。それに対しては、教育とか土壌づくり、若い人が参加する体制も作っていききたいと、関心を持つ機会も作っていただきたいと、その仕組みについても、社会福祉協議会と連携しながら進めてまいりたいとお聞きしました。そのことについてはしっかりと協議をしながら、新たな仕組みを作っていただけたらと思います。ボランティアの確保についてはこれで質問を終了いたします。

続いて育成について、再度お聞きしたいと思います。ボランティアの方の育成についてですが、実際にボランティアというのは多岐に渡るもので医療、教育、福祉さまざまな場面に関わってきます。特に最近では、福祉などでも大きく取り上げられることがあります。厚生労働省においても、介護の推進というものもしておりますし、実際福祉にあててみれば、介護支援専門員としてケアプランを作成するときに、インフォーマルサービスとしてボランティアを位置づけして、地域資源として位置づけて、プランを作成したりします。

実際にボランティアの介護支援制度を設けている自治体も出始めております。これはどのようなものかと言いますと、位置づけは介護保険法上の地域支援事業、しっかりと研修を受けた方が対象ですが、そういうふうに段々と行政、そして福祉事業所だけではサービスが難しくなってくると。特に地方については、そういう方の育成なども進めてきております。実際に姉妹都市の稲城市もこの制度に取り組んでおります。ホームページなどでも確認をさせていただきました。北海道の他の市町村、苫小牧、函館とかもやっています。

したし、何町、何市かやっているところがありました。

実際に国としても地域を維持していくためには、ボランティアが大変重要なものだと思っております。ですから私はしっかりとボランティアの方の研修、育成なども今後考えていかなければいけないと思いますが、このことについてどうお考えでしょうか、改めてお聞かせください。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 社会福祉協議会の皆さんの中で、地域福祉サポーターの養成研修会も実施されていると聞いてございます。こういったものも今後、もう少し幅広く取り組んでいかなければならないのではないかと思います。

さらに社会福祉協議会の皆さんと言いますと、どちらかという福祉サイドのボランティア活動が中心になってこようかと思います。ただ、社会の中には衛生環境の分野だとかも広くあります。過去には、女満別町時代ですが衛生協会という組織もありましたが、現在はないということから、そういった分野などについても広く見識を広める、そういった中でボランティア活動にも参加をいただくということを考えて仕組みづくりをしていかなければならないのではないかと思います。

先ほど言いましたそらっきーカードのポイントの交付、これを議会の皆さんからご指摘をいただいて、その発行の間口を広げたという経過がありますが、ただ自分自身のボランティアに参加した実績というのはそこにはなかなか残ってこないということがございます。また、それをさらに次のボランティアに繋げるというところが、そらっきーポイントカードだけでは、まだまだ不十分なところもあるのではないかと考えております。例えばボランティアの記録が残るようなカードポイントのあり方とか、さらにはそのポイントが、さらに今度は別な形で自分がボランティアを受けたいときに使えるような地域通貨の理念というようなものも、次の段階として考えていく、その中で仕組みをつくりながら、それぞれの皆さんが得意の分野、関心の高い分野でボランティアに参加できる、そのことがボランティアに関わる方々の実質的な養成に繋がっていくのではないかと考えておりまして、そういうところを目指して努力をしてまいりたいと考えております。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。これはしっかりと社会福祉協議会とも連携しながら、先に言ったように、いろいろとボランティアが必要になってくる場面が今後出てくるのではないかと考えております。成年後見支援事業でも市民後見人の養成とかしておりますし、これからいろいろな場面に関わりが出てくるのではないかと考えております。是非、いろいろな市町村先進事例なども参考にさせていただきながら、また、先に言った議会にお認めいただいたそらっきーポイントなどもありますし、そちらも議会とも連携を図りながら、しっかりとしたものを実践していただければと思います。

以上で質問を終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 行政だけで全てのサービスを町民に提供していくということは難しい時代となってまいりました。また環境面などを考えても、それぞれの皆さん方のご協力をいただかなければならない場面も出てまいりました。そのようなことから、いろんな形のボランティア、関わりを持っていた方を増やしていくことが大切なことではないかと思います。

ただ、先ほど答弁申し上げました出役のように、あまり個人に負担感を強いるような形は長続きしないことになるのではないかと、そのところを常に心に持ちながら大勢の皆さんに関わっていただく、その仕組みづくりについてこれからもいろいろ知恵を出していきたいと思います。またご指導いただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

◇議 長 これにて、上地史隆議員の一般質問を終了します。次に2番、三條幸夫議員の一般質問を許します。

◇三條議員 はい、2番。令和2年度第1回定例町議会において、通告書により一般質問させていただきます。

最初に新型コロナウイルス感染予防対策について伺います。

新聞、テレビ等で毎日、新型コロナウイルス感染の拡大が報じられています。国、道、保健所等が中心となり対策を講じていますが、大空町として取り組まなければならない課題も多々あると思います。既に大空町として、感染症予防対策の取り組みをされていると思いますが、町の対応について、お尋ねします。

また、感染症入院病床は北海道内で94ベッドと言われておりますが、町内でもし、発生等が確認された場合の感染症入院病床等の確保は大丈夫なのでしょうか。お伺いします。

2点目、TPP・日米貿易協定による農業への影響についてお尋ねします。

昨年9月に日米貿易協定が締結され、さまざまな影響について報道されていますが、現時点で想定される大空町農業への影響と対策はどうなっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

複雑で難しくて分からないということをよく耳にしますが、国は影響を最小限に抑えようとハード、ソフトを含め、さまざまな取り組みを計画されていると思います。分かる範囲でお聞かせいただきたいと思います。

3点目、大空町内河川の管理についてお尋ねします。

近年、異常気象など平年から大きくかけ離れた天候により、通常の降水確立量だけでは予想できないことが起きています。大空町内の河川においても、雑木等の繁茂により、大雨時に氾濫し、流域に影響を与える箇所はないのかお尋ねします。

国、道が管理する河川、大空町が管理する河川の状況はどうなっているの

か、お聞かせいただきたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 現時点で把握しております新型コロナウイルス感染症患者の発生状況をまず報告をさせていただきます。3月5日発表時点で、道内において83人、オホーツク管内において13人の感染が確認されております。町内での感染は現在確認されておられません。

町の対応でございます。新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて行動することとしてございます。この計画は平成21年、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、行動計画として策定したものでございます。計画では、町は感染防止策について周知し、個人がとるべき行動について、情報提供を行うとされております。

今回の町の対応です。今回、道内での感染の状況などに鑑み、2月21日、17時10分に対策準備本部を設置いたしまして、情報の収集や町内で発生した場合の対応策などの検討を指示したところであります。翌22日、土曜日、19時にオホーツク管内で初めて感染症患者が確認されたとの発表がございました。町民の方に情報をお知らせするため、翌23日にホームページ緊急速報覧、メール配信サービスにより、手洗いなどの予防策の徹底と、発熱や風邪症状がある場合には仕事や学校を休み、外出を控えることなどについて情報提供をしたところでございます。

3連休が明けました25日、準備本部におきまして協議をいたしまして、10時40分、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したところでございます。主な対応状況を申し上げたいと存じます。衛生資材等を確保するため予備費の充用をさせていただきました。次に町主催の行事イベントなどは、原則中止または延期としております。会議等についても、基本的には延期としておりますが、やむを得ず開催する場合は、予防策の徹底を指示しております。今後の状況にもよりますが、目途といたしましては、まずは今年度いっぱい进行を想定しているところでございます。

町内の小・中学校、高等学校、幼稚園、保育園は、春休みまでの期間を臨時休校としているところでございます。就労の都合により、保護者の方がどうしても休むことができないことなどの一定の条件のもとに、預かり保育や児童の対応なども行ってまいっております。

広報3月号発行時に、町民の皆様へのメッセージとともに、保健所相談窓口の電話番号などを載せましたチラシを折り込みさせていただきました。具体的に相談窓口は北海道が主体となることとなっておりますが、町民からの健康相談などは平時でも受け付けておりますので、相談があった場合には、保健師が対応させていただいております。

また、公共施設の関係でございますが、昨日、各課におきまして情報を収集いたしまして、決定をした内容を報告申し上げたいと思いますが、一律全ての公共施設を閉館するという措置は取らない方針といたしました。ただ実

質的に皆さんの自粛によって利用のない施設などについては、閉館をすることとしております。

また、温浴施設などについては、一部制限を加えながら営業する予定でございます。

さらに、子どもたちが利用する図書館でございますが、これも貸し出しなどについては行うこととしておりますが、そこでの長時間の滞在というものはご遠慮申し上げるということを考えてございます。併せて移動図書館車については、固定的な利用者がいらっしゃるということで、衛生管理の徹底をしながら巡回をしようと考えてございます。

そのほか体育施設などについては、集团的な大会等については開催を見送っていただいておりますが、通常の活動などについては、今のところは平常で利用をいただこうと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、現時点での対応でありまして、当面3月19日までの北海道が示しております緊急対策期間中については、そういった対応を考えております。

これらを本日中にまとめまして、明日の新聞折り込みでのチラシ配布と併せてメールやホームページなどでも伝達をしていきたいと思っております。

また、町内で感染が確認された方が出たというような場合の入院措置などについては、私どもの判断ということではなく、北海道が判断をいたしまして、それぞれ然るべき入院施設にお願いをするということになろうかと思えます。ただ、先ほど言いましたように管内でも13人の方が既に感染が確認されております。擬似的に入院されている方もいらっしゃるのではないかと思いますので、こういった施設などについては、今後間口が広がってくる可能性があるのではないかと考えているところでございます。

次にTPPの関係を申し上げたいと思えます。TPPは、アメリカが離脱後はTPPイレブンとなりまして、協定署名が2018年3月に行われ、同年12月30日に発効となったところでございます。

日米貿易協定については、本年1月に発効となりました。政府の発表では、TPP協定を超えた内容にはなっていないということです。当初のTPPの形となったものと受けとめております。

いずれにいたしましても、海外から安い農畜産品などが輸入されるということから、農業への影響が心配されるところでございます。大空町におきます影響、特に額などに関して独自に取りまとめたものはございませんので、北海道がまとめた資料から、関係するものについて説明をさせていただきたいと思えます。小麦については、輸入量の増加は見込まれておりませんが、価格の低下でありますとか経営所得安定対策財源の減少というところにつながるのではないかと考えております。砂糖、澱粉は価格の低下、これによって、生産額が減少する可能性があるということでもあります。これらについては大きな影響は見込まれていないようでございます。牛肉につきましては、特に競合いたします乳用種や交雑種を中心とした価格の低下、これが大きな課題かと思えます。豚肉も同様でございます。脱脂粉乳やバター、チーズ、乳乳製品、こういった物についても価格が下がってくることが懸念材

料でございます。いずれの作目、産品にいたしましても、価格が低下する可能性があるということから、これによって生産者の意欲の低下というものに繋がるのが最も恐れているところでございます。

国においては、平成27年度の補正予算から対策を講じてきておりまして、スマート農業の導入、新規就農者の確保、担い手の育成、そして畜産クラスター事業による施設整備、機械の導入、さらに肉用牛、酪農経営の増頭、増産などの支援が現在進められているところでございます。

町の基本的な考え方ではありますが、国のさまざまな対策事業をこの機会にしっかりと活用していくことがまず必要だと思ってございます。そのような中で畜産クラスター事業の取り組みでありますとか、産地パワーアップ事業をしっかりと活用していくということをまず心がけたいと思っております。

さらに農業農村基盤整備事業、国営・道営・団体営事業がありますが、こういったものも着実にしながら、農作業の効率化というものを考えていかなければならないとも思っております。

また新しい年度に提案させていただいております高度無線環境整備事業、光ケーブルの敷設、さらにその先にあります無線の活用、こういったものも次代の農業を展望するものではないかと考えてございます。

そして、移住、定住さらに職業紹介を新しい年度の一つの大きな施策に掲げておりますが、こういったものも活用して、地域の人材労働力を確保し、育成していく、こういったことを町としては取り組みながら、TPPなど国際貿易対策として取り組んでまいりたいと思っております。これについては、国や北海道への働きかけはもちろんでありますが、地元といたしましては、JAなどの皆さん方の物心両面のご協力などもいただかなければならないと考えているところでございます。

次に河川の関係でございます。町内の河川は、網走川水系、藻琴川水系の2つに区分されております。管理区分を申し上げますと、国の管理になりますのは、湖も含めてでございますが網走川でございます。北海道管理は、サラカオーマキキン川、トマップ川、パナクシュベツ川、女満別川、黒瀬川、藻琴川がでございます。

網走川につきましては、河川整備計画というものができておりまして、これに基づき、河道掘削や雑木伐採などによりまして維持を行っていただいていると受けとめてございます。さらに内水対策として本郷排水機場、排水路の機能向上工事が今年度で完了をいたすところであります。併せて左岸側になります住吉排水機場などについては、新規の採択要望を行っているところでございます。この網走川につきましては、防災計画でも重要な位置づけになっておりますので、ハザードマップを作成し、地域の住民の方々に周知をし、安全確保に努めているところでもございます。

北海道管理河川のうちサラカオーマキキン川、女満別川が平成27年10月の台風によりまして、堤防が決壊するという被害が発生いたしました。人命被害こそなかったものの農業被害が発生しているところであります。このことを契機にサラカオーマキキン川、トマップ川、女満別川、黒瀬川、藻琴川の5河川では、護岸や堤防工事、河道掘削に併せた雑木の伐採など対策を

進めていただいております。しかしながら、地域の皆さんが望む進捗状況には届いていない状況がございます。

次に町の管理河川でございますが、サラカオーマキキン川、トマップ川、パナクシュベツ川、女満別川、黒瀬川、藻琴川の上流部でありますとか、チクサ藻琴川などが代表的な河川でございます。これらの河川は農業用排水路として国営事業により整備をした経過がございます。整備後、相当の期間を経過していますことから、土砂の堆積でありますとか、雑木の繁茂によりまして排水機能が低下してきてございます。また、その他の河川につきましても未整備河川が多いということから、降雨時でありますとか融雪時、河岸の決壊など被害を受けることが多くなってきました。

このため北海道管理河川や町の管理河川については、融雪時や降雨時にパトロールを町として実施をしてございます。さらに農業農村多面的機能支払交付金事業における保全組合の皆さん方が事前のパトロール結果に基づいて活動計画というのを作成してくださっております。これによりまして、道管理河川等につきましては、北海道へ要望を出しておりますが、対応が全てできているわけではございません。そのため、保全組合が届け出を行いまして、維持管理を実施している場合もございます。例えば、令和元年度はトマップ川、約300メートルの区間について、河道掘削を実施してくださっておりますし、サラカオーマキキン川では、北海道の草刈りに加え、保全組合が直営で草刈り作業も実施をしてくださっております。そういう維持管理の他に町管理の河川工事でございますが、実際には災害時に災害復旧事業で対応しているものがほとんどという状況になっているところでございます。

以上、3点に渡っての1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 三條幸夫議員の一般質問中ですが、ここで10分間休憩します。

(休憩 午前10時59分)

(再開 午前11時09分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第2、三條幸夫議員の一般質問を続けます。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。それでは新型コロナウイルスの関係で2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

既に新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されて、町民の皆さんへの情報の伝達とさまざまな取り組みがなされているということでございます。

さらに国、道と連携して、想定されるさまざまな対策を引き続き講じていただきたいと思います。

町主催のイベントの中止、注意喚起のための啓発資料の配布、公共施設への消毒剤の配付等は既に行われていると思いますが、一つの例として既に当初から設置されている箇所もありますが、公共施設のトイレの洗面等の自動

センサー手洗いとか自動ペーパータオルの設置等、身近な改善すべきところはあるような気がします。そういったことも含めて再度、接触する部分の感染しない対策も含めて是非、検討として、改善していただければと思います。

また、商工業者をはじめ、さまざまなところで経済的影響が出てきているやに聞いております。国、道の対策を見極めながら、町ができることはしっかりと、必要な時は予算を計上して、対策を講じていただきたいと思いますので、再度お尋ねしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 お手洗ですとか、そういったところでの洗浄対策ということで、確かに自動化していくべきではないかと思います。今時点では応急の対応ということで、そこまで踏み込んで対応ができているわけではございませんが、今後こういった関係のものというのは、いつ何時出てくるやもしれません。そういうことを考えますと順次施設などについてはそういう取り扱いをしていただければならないと考えてございます。古い施設などもありまして、全てがそのような形になっていないということも承知しておりますので、今後そういったものについては考えてまいりたいと思っております。ご理解を賜ればと思います。

経済の関係でございますが、国は2月13日に中小企業者への支援として、資金繰り対策を重視して、別枠で5,000億円規模の融資を確保したという報道がございました。また、北海道でも融資制度を設けたというところがございます。また2月29日には、国が雇用調整助成金を活用した支援策などについての概要が発表されたところであります。

しからは町内ではどうすべきかということで検討をいたしております。今当面、取り組まなければならないのは、いろいろな事業者の方々の資金繰りではないかと考えておりまして、中小企業振興資金、現在ある制度でございますが、これの別枠で運転資金を融資することができないだろうかと考えております。この中小企業振興資金につきましては条例事項でございますので、その内容を詰めまして、議会の皆さんにも早急にお諮りをしたいと考えているところでございます。

また、相談の窓口等などについても検討しているところであります。関係する団体でありますとか金融機関の皆さん方との協議がまとまりましたら迅速にお諮りをして、こういった対応がとれるように努めてまいりたいと思っておりますので、またその折にご指導いただければありがたいと思っております。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。経済対策の方はしっかりと是非やっていただきたいと思います。

3回目になりますが、感染症の疑いのある人の相談窓口、新聞報道等では、どうしても保健所とか道の機関の電話番号が記載されていますが、なかなか保健所とかになるとなかなか連絡しにくいというようなことをよく言われておられます。町ももちろん相談には応じていると思いますが、特に高齢者の方は、情報が伝わりにくい方も相当数おられるのかなと思います。また家に閉じこもって、寝てばかりで筋力低下にならないよう、健康へのアドバイス等、1回伝えたからそれで良しとしないで、複数回にわたって伝えていただきたいと思います。

前回もチラシをお配りしていただいておりますが、文字が小さくて見えないと思います。いろいろなことをお伝えいただいておりますので、是非この次に配布するときは少し大きめに、お年寄りの方も理解できるような形で配布をしていただきたいと思います。

町がいろいろな予知能力を発揮しながら、町民の皆さんの協力をいただきながら、もしも発生が見られた場合は、慌てないで対処されること望みたいと思います。町はマニュアル等を策定されていると思いますが、いざという時にマニュアルどおりに行かないのが緊急時の対応なのかなと思います。それぞれの役割、職員の皆さんの役割又は議会も役割はあるのだと思いますが、それぞれの役割を再確認されて、是非、もしものときに備えていただきたいと思っております。

再度、町長のお答えをお聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 ご心配をいただきまして、ありがとうございます。先ほど言いましたように国や北海道が主体的にと言っておりますが、やはり町民の方々がそこまで連絡を入れるというのは、なかなか敷居が高いものもあるのではないかと。できるだけ町が前面に立って、皆さん方の相談に応じていきたいと思っております。

ただ、町だけではなくて、例えばご高齢の方が過ごされている介護の施設でありますとか、さらには病院などとも常に連携をとらせていただいた中で情報を共有しながら対応していく体制をとらせていただいております。特にご高齢の方々の体調異変などを把握するということは大切なことではないかと思っておりますし、そういった方々にお伝えをしていく、その難しさもありますので、ご指摘の部分、十分受けとめさせていただきながら、対応してまいりたいと思っております。

職員にも伝えておりますのは、あまりドタバタしない、冷静沈着に、しかし迅速に対応するということが、こういった場合には大切だと伝えておりますし、私自身にも言い聞かせているつもりでございますので、その中で対応してまいりたいと思っております。今後ともご指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。コロナウイルスについては、引き続きいろいろな対策を講じていただくことをお願いしたいと思います。

それでは2点目のT P P・日米貿易協定による農業の影響について、再質問させていただきたいと思います。

昨年の10月に日米貿易協定の合意に伴う、先ほどお話ありましたように北海道における影響、中間報告がされております。麦、ビート、牛肉、豚肉、乳製品等、どれをとっても大空町にとっては大事な農作物ばかりでございます。将来、農業が立ち行かなくなることにならないように日頃から是非、この動きを監視して、国、道への働きかけを続けることが大事なかなと思います。知らないうちに制度が変わってしまっていて、後で追っかけ進めていくというのは大変だと思いますので、いろんな情報を是非駆使して取り組んでいただければと思います。

今、農業後継者が安心して将来農業が続けられるように、J Aさんと連絡を、今も密に連絡をされていると思いますが、さらに連絡を密にして、農業の進むべき方向が間違わないように進めていただきたいと思います。

過去の話で恐縮ですが、今導入されています玉葱、黒毛和牛の導入には、小規模農業経営者の皆さんが収益力を高める作物として、大空町として、当時は女満別町ですが、全面的に行政が主導権を握って、取り組んできた経過もございますので、国、道の施策イコール町として何かやることもあるような気がするのですが、そういったことに目を向けていただきながら、今の農業形態がそのままで良いのか、世界情勢を見ながら、必要なことは先行投資するなどして是非、取り組みを行ってほしいと思います。

以上、2回目の質問です。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 町政懇談会の中で農業者の方から、町と農協は波長が合っていない、仲が悪いのではないかと言われたことがございます。私も農政の担当係長をさせていただいていた時代もありましたので、いろんなお互いの大きな組織の中の考え方は、必ずしもぴったりと行く時ばかりではないように思っておりますが、最終的に思いますのは、大空町にとって農業という産業、また、そこに携わる職業は、なくなってはならないものだということでは変わらないのではないかなと思ってございます。農業という産業が衰退をしまえば、町そのものの力、活力というものがなくなっていくということは、間違いない事実だろうと思ってございます。

過去に和牛でありますとか玉葱、例えば花卉などもそうではないかと思いますが、町とJ Aの皆さん方が一緒になって取り組んで普及にあたってきたと。今回、例えばビーンズファクトリーもそうですが、古くから豆作が私どもの町はあったということで、町からもお話をかけて、誘導的にといひましょうかリーダーシップをもって、施設の整備にあたって、そのことによって地域の中の豆の作付けなども増えてきている。3作から4作へと定着が図られてきていると思いますし、今回の光ケーブルの敷設などについても、町が

主導的にまずは進めながら協力をお願いしているということもございます。

また、人材の確保ということは、他の産業もそうですが、農業の現場でも大変重要な課題になってきておりますが、これについても積極的に取り組むというようなことから、国の事業も使い、さらには今回、新しく無料職業相談所、いろんな産業に関わる部分ではありますが、まず農業の分野などで効力、効果を発揮できるようにしていかなければならないと考えてございます。こういったところも、町が主導的な役割を果たしながら取り組んできているところでございます。

ただ国や北海道の施策を利用するところもちろんですが、そこに流されることなく、町としてのしっかりとした考え方を持って、農業の振興にあたってまいりたいと考えているところであります。その中で、JAの皆さん達との協力関係というものはなくてはならないものと考えているところでございますので、今後もまた、いろんなご提案などもいただければありがたいなと思ってございます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。農業の関係については引き続き、さまざまな取り組みを遅れることのないように取り組んでいただければと思います。

周辺の網走市等を含めて、いろんな取り組みをされています。サクランボの普及だとか行者ニンニクとニラの掛け合わせたものを作ったり、新しい作目にも目を向けて取り組んでいる事例もありますので、大空町にもメルヘンカルチャーに温室ハウス等も設置しておりますので、そういった所を利用しながら、世界中にはここで知らない作物がいっぱいまだあるんですよ。その中にこの地域で使える作物はないのかどうかを含めて、是非、急にはできませんので、できるものから取り組んでいただければありがたいなと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今までも新しい作目を提案してきた私どもの先輩方がいらっしゃいます。そのような中で、確かにメルヘンカルチャーセンター、さらには東藻琴の農業高校、そして今回の網走刑務所作業所の活用の中での農地化をして体験農場的に使う、また試験圃場的に使うということも可能性としてあるのではないかと考えております。

過去には薬用植物などの栽培といったものなどは、ある一定の面積である一定の生産額を上げることもでき、取り組んでみてはどうかという話もあります。さらに薬用までいかなくても、さまざまな機能性植物などもありまして、そういったものを栽培していく、可能性というものも指摘されておりましたので、網走市と現在取り組んでおります長いもの機能性成分というものの活用というようなものもありますが、さらに新しい分野についても目を向けてまいりたいと思います。

また、ご指導いただきますようお願いいたします。

◇議 長 2 番、三條議員。

◇三條議員 はい、2 番。それでは、大空町内の河川の管理について、2 回目の質問をさせていただきたいと思います。

堤防外に柳等の雑木が繁茂して、流下能力が軽減されていると言われていきます。先ほど答弁いただいたように、女満別川で柳が繁茂していきまして、大雨のときに、恐らくまた堤防決壊に繋がっていくのではないかなと懸念しているところです。

今年度、大雨対策として道路側溝の断面確保、排水機能の向上に努めるということで予算計上されておりましたが、この道路側溝等を整備することで、河川に今までは浸透しながら入っていたものが、また急にどっと入っていくようなことに繋がっていくのかなということを懸念しているところでございます。川に流れた水が滞留して土砂も流れて、河床が高くなることで畑の暗渠排水をするのに水が流れて行きにくくなるという箇所が何カ所かあるのかも知れませんが、下までずうっと流れるルートがしっかり確立されていないと、どこかで詰まって氾濫するというのに繋がっていくのかなと思います。春先にはパトロールで見て歩くという答弁もございましたので、是非そういった箇所、大雨が降って決壊しそうなところ、また溢れて氾濫しそうなところを重点的に点検していただいて、大雨のとき、周りに影響がないようにぜひ、努めていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 この関係については、河川への負荷を軽減することを常々考えていかなければならないのではないかなと思っております。今、議員が言われましたように、いろいろなところから、例えば道路の表面水、また、畑の暗渠排水の水が排水路などを通して河川に最終的には流入していく、そのときの断面を考えたときにも、ある程度の下流域の流下能力を超えるようなものをそこに流してしまうわけにはいきませんということです。場合によっては、その前段で、言葉はちょっと適切でないのかもしれませんが、溢れさせて下流域の河川には負荷を掛けないことを今の設計の中では随分と考えられているようでございます。そういった断面、さらにはその流下量というものを想定しながらの設計になっていると聞いてございますので、そういう中でそれぞれの事業での排水対策というものも考えていかなければならないと思ってございます。

また、農地保全会議というものが立ち上がったということを行政報告の中で言わせていただきましたが、これは、この地域特有の土質若しくは畑地帯の基盤整備の状況などによって、河川に対して、ほかの地区よりもっと多くの土砂流入が進んでいるのではないかという考え方がございます。そのような中で、どのようにして河川に土砂を流入させないか、暗渠排水からも、や

はり土砂も入っていくということでございますし、そのことが湖なり河川の浅化に繋がって、漁業者の方々の環境としても変わってしまう、いろいろなことが考えられます。そう考えますと農業者の方、さらには先ほど言った雑木の伐採なども、漁業者の方々によりますと短絡的に行ってもらっても困るというご指摘もありますので、そういう影響を与えないような伐採の仕方、また、河道の断面の確保の仕方、そういったこともありますので、農業者、漁業者そして生活をされている方々、こういった方々が一体となって、このことについて関心を持って、取り組みを進めていかなければならないのではないかなと考えております。そういった中では、例えば沈砂池などを作っていくということ、今の基盤整備事業の中では、こういったものが農地造成や区画整理などをやると、ある程度、条件付けられていると聞いておりますが、そういったところも今後、新たなものとして考えていかなければならないのではないかなと考えております。

最近の気候状況というのは、短時間に大きな雨量を観測するということがございます。そういったいろいろな状況が考えられるものですから、網走川流域の大規模な洪水ということにならないために先日、北海道開発局、北海道森林管理局、オホーツク総合振興局、そして流域にあります網走市、美幌町、津別町、大空町、この7つの機関で、その対策の検討を行いまして、ビジョンというものを取りまとめました。その関係する機関がそれぞれそのビジョンに基づいて取り組みを進めていこうということで、この2月に私どもの町で署名式、推進宣言を行って、お互いがそこの取り組みを進めていこうということを確認してございます。

そのような中、今言われた流下をどのようにするか、河川への負荷を下げるか、そのためには農地側はどうあるべきか、排水路はどうしていかなければならないのかというようなものを決めていかなければならないですし、そういった中で取り組みをしていきたいと考えてございます。そこを一つの柱としながら、これから取り組みをさせていただきたいと思っておりますので、是非、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 これにて三條幸夫議員の一般質問を終了します。次に1番、後藤忍議員の一般質問を許します。

◇後藤議員 はい、1番。令和2年第1回定例会通告に従いまして、一般質問させていただきます。

両福祉会との今後の関わりについてであります。

東藻琴福祉会は、平成4年、女満別福祉会は平成6年に運営が開始されています。これまで両福祉会は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行い、地域福祉の推進に努めていただいております。

大空町の年齢別人口推移では、令和7年、2025年に65歳以上の老年人口はピークに達することが予想されていますが、一方で国は、人生100年時代にふさわしい社会への転換を推し進めるために、地域包括ケアシステ

ムの構築を推進しています。

大空町においても構築に向けた地域支援事業の充実を図っていただいております。今後、支援ニーズの多様化、特に令和7年以降の医療や介護のニーズがさらに高まることが予想され、福祉の専門家を多く抱えている社会福祉法人が、町とともに福祉施策を担っていただく重要なパートナーとして考えられると思います。

1点目の質問といたしまして、両福祉会が所有する施設の状況と運営上の課題について、伺いたいと思います。

2点目として、平成24年度及び28年度に行われたコンサルタント調査は、どのような内容のものだったのか伺いたいと思います。

3点目といたしまして、地域包括ケアシステムの確立に向けて、両福祉会と町との今後の関わり方について伺いたいと思います。

以上3点について、町長よりお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 両福祉会の施設の状況からご説明を申し上げたいと存じます。

女満別福祉会ドリーム苑は、平成6年4月から30床で供用開始をしております。平成20年には増床し、合計60床の運営とされております。

東藻琴福祉会福寿苑は、平成4年、30床。平成30年に増床し、60床で現在開設をされております。

また、平成24年度にはドリーム苑、福寿苑とも浴室、トイレの改修などを実施されております。

運営上の課題でございますが、経営面があらうかと思われます。介護報酬改定により収入が減少し、経営が厳しいというお話も伺っております。次に人材の確保もあらうかと思ひます。さらには建築から25年を経過いたしました建物や設備などについても、課題であるのではないかと推察をいたしているところでございます。

次に調査の関係でございますが、平成24年度に実施した調査は、法人合併支援業務として、町が業者に委託をしたものでございます。課題の整理、課題解決のための方策、将来の法人のあり方等を検討させていただいたものでございます。内容につきましては、両法人にご説明をさせていただきました。併せて統合ということについての協議をお願いしたところでございます。

その後、両法人において協議いただいたわけではありますが、進展があまりありませんでしたので、平成27年11月に私と両福祉会の理事長の三者において、会談をさせていただきました。その席で統合の必要性というものをお伝えもいたしまして、協議の再開をお願いしたところでございます。

こういったことがありましたことから、平成28年6月に両法人に対しまして要請書という形で出させていただきました。そして、それらと関連しまして、9月に介護基盤充実強化支援業務という形で、改めて委託を発注したところでございます。これは平成24年度に実施した報告書をベースに経営分析、経営の見通し、経営基盤充実の必要性等を整理させていただいた

ところでございます。この内容、結果につきましても説明を申し上げ、協議をお願いしたところでございます。

大空町となりまして、先ほど述べました調査以前からも、統合ということについての協議をお願いしてまいりました。近年、高齢化の中で目まぐるしく福祉情勢、介護の現場、さまざまなものが変わってきてございます。対応するということは大変難しいですし、困難なことも多くあるかと思えます。そのような中で、スケールメリットを生かすということも必要であると思っております。住み慣れた地域で長く暮らし続けることができるように、町民の方々のそういった要望に応えるためには、支援やサービスの提供をしっかりとしていかなければなりませんし、それは行政そしてサービスの提供主体となります両福祉会の皆さん方が、それぞれ両輪として活動していかなければならないと感じているところであります。そのような中で、両法人の統合ということも必要なことであると信じているところでございます。

そういった経過の中で、現在、進んできているということを申し上げて、1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 1 番、後藤議員。

◇後藤議員 はい、1 番。両福祉会が所有する施設の状況と運営上の課題について、再質問させていただきたいと思えます。

町長がお話しされたとおり、両施設とも建築より25年が経過しております。将来的に老朽化による修繕や介護ニーズの状況によって、施設整備を行っていかなければいけない可能性も考えられ、また、今後も3年に一度実施される介護報酬改定による厳しい経営状況に柔軟に対応していくために、そして、課題でもある人員確保や育成、さらに今後導入されていくであろう介護ロボット、介護センサー、IOTの活用に向けての経営支援などを行政としてサポートを行っていく考えは今後あるのか、伺いたいと思えます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 当初、それぞれの施設を建設した折、また、それぞれ増床されておりますので、そのときの費用などの多くを公費で負担すべきと、その当時、それぞれ判断をいたしまして支援してきたところでございます。

今後において、どのような対応かということでございますが、介護における対象人員が増えるというようなこと、さらにはそのサービスの需要量、また、それぞれ求めておりますニーズの内容、そういったものを慎重に見据えた中で議論していかなければならない時代なのかなと考えてございます。

人材の確保では現在、町として助成制度を創設しておりますが、将来的には外国人の人材の活用をさせていただくでありますとか、介護ロボットの導入といったこと、そういう新しい仕組みも当然必要になってくるものと考えてございます。支援について必要なものは沢山あるのではないかと思います。そういったその基準でありますとか、ルールづくりというものも今まで

は明確にありませんでしたので、そういったものも考えていかなければならないのではないかなと思ってございます。

医療の現場においても同じような状況がありまして、それぞれいろいろな基準をルール化しながら、応援、支援もさせていただいているということでございます。そのためには、経営の基盤を強化していただくということも必要な条件の一つになるのではないかなと考えている部分もございます。

◇議 長 1 番、後藤議員。

◇後藤議員 はい、1 番。両福社会が所有する施設の状況と運営上の課題、そして2点目のコンサルタント調査については分かりました。

3点目の地域包括ケアシステムの確立に向けて、再質問させていただきたいと思います。

今後、約4人に1人が後期高齢者となる時期は着実に迫ってきておりまして、地域包括ケアシステムのポイントである自助、互助、共助、公助の役割分担と相互の連携によって地域福祉に取り組むことが重要と言われております。

町民の皆様の目線に立った場合、特に高齢者の方及び家族の方がストレスなくワンストップで支援を受けやすい環境にしていくためには、今後の介護保険制度や医療保険制度の仕組みの動きを鑑みながら、地域包括支援センターの外部委託の検討を進めていくことも考えられると思いますが、このことについて、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 確かに今後の社会の中で、介護に関わる取り組みの多様性というものが求められてくるだろうと、また質の高いものが求められてくると。その中において、その地域包括支援センターが担うという役割というのは、今まで以上に幅広いものになってくるのではないかと予想されておりますし、私もそのように考えます。

現在、直営部分がありますが、外部委託をすることによって、利用者にとってはどんな形が見えてくるのか、影響が出るのか、メリット、デメリット、さらに町としてはどうなのだろうか、さらに、例えば外部に出すということになると、その受け皿としまして、今で言いますと両法人などもあるかと思いますが、そういった方々のところにはどんな影響が出るのか、そのところはまだ頭の中で、十分描き切れていないのが今の状況でございます。

例えば、今2つの法人がありまして、外部委託をするということになったときに、実質的に可能なのかどうなのかという、受け側のことももちろんありますし、2つあるときに、スムーズにそれが運用されていくかどうか、そのところを少し検証してみなければならぬなと思っています。例えば、先ほど私が言いましたように、統合となったときに外部委託をするということが可能なのかどうなのか、また同じような試行を繰り返していかなければ

ならないのかなと。前提条件が非常に多岐にわたっておりますので、そのような中でどう判断すべきか、そういったことをそれぞれ検証してみた中で、総合的に判断をするためには、もう少し時間をいただきたいものだと思ってございます。

そういった周りの状況も十分踏まえながら、そういったことの可能性について検証してまいりたいと考えております。そのような中で、また、いろいろな方々から、当事者である方もそうですし、先ほど言った利用者、議会の皆さんもそうですが、その方々のご意見も頂戴しながら、考えてみていきたいと考えております。

◇議 長 1 番、後藤議員。

◇後藤議員 はい、1 番。地域包括ケアシステムですが、先ほどボランティアの話とか農業の話も出ましたが、大変幅が広くて、これから公助はあまり充てにせず、互助、共助の時代になってくると言われています。私も農業者であります、今まさに農福連携なども進んできていますし、やはり町民みんなが高齢の方、障がいのある方を見守っていくという時代がもう来ていると感じております。

最後になりますが、第2次総合計画の将来像は、夢を絆を笑顔で彩る大空町としています。ふれあいにより繋がりを始めた心の融合を強い絆に変え、町民が抱く理想のまちづくりという夢をみんなで生き生きと笑顔で大空に彩る。そうした輝いた町民の姿を実現していくために、両福祉会におかれましては、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行っているところではあります、高齢化の時代を迎え、町民の皆様がワンストップで支援を受けやすくするためには、今後、両福祉会がどのような形で進んでいくことが必要か。合併15年を迎えるにあたり、僭越ではありますが、ご考慮いただければと思うところであります。

今後の大空町の地域福祉が、さらに充実していくことを願って止みません。以上、質問を終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 総合計画の中ではさまざまな目標を掲げておりますが、最終的には町民の方々が、ここに住んでいらっしゃる中で、その満足度をどこまで高めることができるか。いろいろな分野がありますが、そこに尽きるのではないかと考えております。そういった視点からアンケートも実施をさせていただいております。少しでも、そういったものを上げていくためには、行政の取り組みだけではなく、さまざまな関係者の皆さん方がこぞってまちづくりに参加をいただく、それぞれの役割を担っていただくということが大切ではないかと考えております。

今回、ご指摘の点も非常に重要なポイント、重要な分野ではないかと感じているところでございます。言われましたとおり、町民の方々に多様なサー

ビスを提供いただく行政と事業主体の方々と一緒になってやっていく、そのための一つの手段といたしまして、経営基盤の強化というところも避けては通れない分野ではないかと考えてございます。担当者を介しながら、今ご検討もいただいておりますので、そういった推移を見ながら、皆さん方の気持ちの一つになれるように、町としても努力をしてまいりたいとそうように考えてございます。

今後また、いろいろな視点からご指導いただきますようお願いを申し上げます。ありがとうございます。

◇議 長 これにて後藤忍議員の一般質問を終了します。ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後 1 時とします。

(休憩 午前 1 時 5 2 分)

(再開 午後 1 時 0 0 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2、一般質問を続けます。

次に 1 1 番、松田信行議員の一般質問を許します。

◇松田議員 はい、1 1 番。令和 2 年第 1 回大空町議会定例会において、一般質問通告書に従って、一般質問を行います。

質問事項 1 点目、地域担当職員制度について。

この制度は、平成 2 0 年に導入されました。目的は住民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、地域担当職員制度を導入し、地域活動の活性化及び行政運営の円滑化を図ることを目的として実施されていますが、これまでの取り組み状況と評価、検証について伺いたと思います。

質問事項 2 点目、定住自立圏構想について。網走市と大空町において、平成 2 3 年、定住自立圏形成協定が締結されました。同年、網走市大空町定住自立圏共生ビジョンが策定され、平成 2 8 年には、第 2 次網走市大空町定住自立圏共生ビジョンを策定し、今日に至っております。

令和 3 年には、新たな取り組みが始まろうかと思えます。それを踏まえて、これまでの取り組み状況と課題について伺います。

2 点目。少子高齢化人口減少が進む中、オホーツク圏域における定住自立圏構想の推進について伺います。

質問事項 3 点目。障がい児、障がい者のライフサイクルにおける支援のあり方について伺います。

子どもたちが健やかに育ち、安心して子育てをしていくためには、地域社会全体で支えていくことが重要であり、障がいがあることでの不安や負担にならないように支援が必要です。このため、教育や就労支援を含めた長期的な関わり合いが重要であり、現在の支援状況について伺います。

小項目 1 点目、幼児期、学齢期における特別支援教育の現状について伺い

たいと思います。なお、ここで述べました幼児期、この部分については子ども発達支援センターの利用状況を踏まえての説明をお願いしたいと思います。

小項目2点目、学齢期における放課後の居場所の確保について伺います。

小項目3点目、成年、成人期における相談支援、生活支援、就労について、その利用状況を踏まえて説明をお願いしたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 地域担当職員制度からご答弁申し上げます。この制度は、平成20年2月から導入をいたしました。町内全48自治会に職員を2名以上配置し、会議や行事等への参加を通じて、地域と密接な関係を築きながら、自治会と行政のパイプ役を担い、地域活動の活性化と行政運営の円滑化を図ることを目的といたしております。

このように要綱上では大きな目標、理想を掲げておりますが、当時、合併直後であり、職員は町民の顔が分からない、町民の皆さんも職員の顔が分からないといったことから、町民の顔を覚える、町民の方に顔を覚えてもらうというところからスタートしたいと思って制度化したものでございます。

現在は消防、幼稚園職員を除く全職員を配置し、班長、班員をもって構成をしております。配置にあたりましては、職員自身が居住する自治会や過去に配置した自治会には配置しない、配置期間は原則として2年以内とするなど、一定のルールで配置をしております。新規採用職員については、特に参加要請の多い自治会に配置するなどして、少しでも早く覚えてもらえるように配慮しているところでございます。

これまでの取り組み状況につきましては、後ほど担当者から説明をさせていただきます。

導入してから12年が経過し、効果の検証が必要な時期になったと考えております。町民の皆さんはどう思っているのか、職員の制度に対する意識や負担感はどうなのかなど、今後検証をし、廃止も含めた見直しを検討していかなければならないと考えているところでございます。

次に定住自立圏の関係でございます。平成23年3月に網走市と定住自立圏形成の協定を締結いたしました。9月には定住自立圏共生ビジョンを策定し、取り組みを進めているところでございます。

ビジョンは、地域医療の確保、観光産業の振興、生涯学習の充実、防災といった生活機能の強化をはじめ、公共交通の維持や人材の育成など11の分野における施策を掲げております。これまでの取り組みとして、救急搬送における体制整備や網走厚生病院における脳神経外科の開設などがございます。

観光の分野では、自然やアウトドアを組み合わせた体験型の旅行を企画し、民間企業と協働のイベントを開催するというものがございます。国内外の航空会社や旅行会社への誘致活動も行っております。

産業におきましては、長いもの販路拡大、また、有効成分に着目した新たな機能性商品の開発にも取り組んでおります。

環境に関しましては網走湖、網走川や藻琴川の保全活動、生活排水の共同処理などがございます。

このほか、公共施設相互利用の観点から、使用料の割増規定を適用除外するというようなこともあるほか、オホーツク網走マラソンに私どものバスの運行もさせていただいております。

さらに職員の合同研修も実施しているところであります。

一方課題としましては、さまざまな分野における従事者や担い手の確保といったことが挙げられます。観光や産業の振興においても、広域的な取り組みが重要視されておりますので、これまで以上の連携が求められております。一般廃棄物の処理や水道事業などにおいても、広域的な取り組みを検討すべき課題と捉えているところであります。

定住自立圏構想は、人口減少や少子高齢化が進む中、近隣の自治体が互いに連携、協力することにより、都市機能と生活の利便性を向上し、安心して暮らせる環境と圏域全体の活性化を図ろうとするものでございます。今後の取り組みは、これまでの施策を一層強化するため民間事業者との連携が重要視されるものと思っております。圏域以外の企業や人材、そういった方々が多様に関わる仕組みづくりが必要ではないかと思えます。例えば情報通信技術を活用した取り組みも考えられると思えます。光通信網の整備に併せ、観光資源の魅力向上や効果的な情報発信、スマート農業の推進なども必要なことでございます。幅広く両市町が連携、補完し合いながら、行政サービスの向上と効率的な財政運営が図られるように、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

次に3点目でございます。項目が3つに分かれておりましたけれども、1点目の幼児期、学齢期の関係については、後ほど教育長からの答弁とさせていただきます。私からは障がい児の放課後の居場所の確保についてからご答弁を申し上げます。

大空町の児童生徒で特別支援学級に在籍している状況でございますが、小学生19名、うち療育手帳を所持している児童は申請中の方を含め8名でございます。中学生は15名、うち療育手帳を所持している生徒の方は10名でございます。この他に網走養護学校に在籍している児童が5名いらっしゃいます。

町では、放課後児童対策として、めっちゃいるど館、のんきっず館を設置してございます。特別支援学級に在籍し、療育手帳を所持している児童3名が登録をされております。

児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業所というものがございますが、残念ながら大空町にはございません。近隣市町でありますのは網走市、美幌町、津別町で、いずれもNPO法人が設置者となり、運営をされております。利用されている児童生徒は、網走養護学校に在籍している児童の方々5名は、全員利用しておりますが、町内の小中学校に在籍の児童については1名のみでございます。これは、町外であるということで利用が少ないものなのかなと感じております。保護者や関係者からは、町内に設置してほしいという話も伺ってございます。設置するための場所、また設置者の選定、そ

ういった課題がございます。さらに利用者のニーズの把握、そういったことも理解を深めていく必要があります。必要と考えておりますが、検討に少々時間を頂戴したいと考えているところでございます。

障がい者の方々の成人期における相談支援、生活介護、就労についてでございます。相談支援事業は、平成28年から東藻琴福祉社会に業務委託を行っており、ちあふるの運営と一体的に進めていただいております。具体的な相談支援、生活介護、就労の業務内容、また実績については、後ほど担当者から説明をさせていただきたいと存じます。

以上で、3項目にわたる1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 松田議員からの一般質問のうち、大項目3番目の障がい者、児のライフサイクルにおける支援のあり方についてのうち、幼児期、学齢期における特別支援教育の現状についてご答弁を申し上げます。

近年の障がいを持つ児童生徒の増加や障がいの多様化、重複化の状況を踏まえ、平成19年度に学校教育法の改正が行われ、特殊教育政策から特別支援教育へと転換が図られたところでございます。

特別支援教育は、従来の特殊教育の対象者であった知的、情緒、肢体不自由に加え、言語障がいやLDと言われる学習障がい、AD、HDと言われている注意欠陥多動性障がい、また、高機能自閉症をも含めた、障がいのある幼児、児童、生徒のため、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、日常生活や学習上の困難を改善または克服するとともに、将来の自立や社会参加に向け、適切な指導及び必要な支援を行うことを目的としてございます。

小学校の特別支援学級に在籍する児童数でございますが、令和元年度では、女満別小学校、東藻琴小学校2校合わせまして19名となっており、児童全体に占める割合は、5.0%となっております。

次に中学校の特別支援学級に在籍する生徒数ですが、女満別中学校と東藻琴中学校合計で15名、生徒全体に占める割合は7.5%となっております。また、小学校と中学校の合計では34名、全体に占める割合は5.9%という状況となっております。

小学校と中学校の特別支援学級在籍者数合計の割合の推移を見ますと、平成26年度には2.9%であったものが、平成28年度には3.9%に、平成29年度には4.8%、平成30年度には5%を超え、さきに申し上げましたように今年度時点では5.9%と年々増加の傾向が見られるところでございます。

増加の要因としては障がいのある児童生徒数の増加によるものだけではなく、特別支援教育への保護者や児童生徒本人の理解が進み、これに応じたきめ細かな支援が行われる特別支援学級を希望する方が増加していることも要因として挙げられております。大空町では対象児童生徒の増加傾向を踏まえ、特別支援教育の体制強化のため、本年度は、町内小学校2校と中学校1校に

対し、町独自に補助教諭を4名配置し、教育内容や支援の充実に努めているところでございます。

次に通級指導教室の状況について申し上げます。通級指導教室は、通常の学級に在籍する比較的軽度の発達の遅れなどがある児童生徒に対して、言語指導など当該児童生徒の特性に合わせた個別の指導を行う教室であります。平成25年4月に北海道教育委員会から女満別小学校への設置が認められ、教室を開設しております。東藻琴小学校の対象児童については、女満別小学校の通級指導担当教員が週5日、巡回により指導にあたっております。

通級指導を受けている児童の状況であります。教室開設当初は16名でしたが、本年度現在、両小学校合計で60名と増加しており、小学校全体に占める割合は15.9%という状況になっております。通級指導教室が設置されて、今年度7年目を迎えておりますが、対象児童の特性に応じた個別の指導は、個人の成長を促し、大きな成果が上がっているものと認識しております。

小学校での通級指導の実態から見まして、中学校でも通級指導体制の整備が必要と感じているところでございますが、全道における教員の配置基準枠の関係から、新規の開設がなかなか認められない状況が続いております。オホーツク管内においても、北見市の中学校1校のみしか、開設されていないといった状況となっております。当面、町内の中学校におきましては、チームティーチングなど複数教員による指導方法を活用し、個々に応じたきめ細かな対応を図ってまいりたいと考えております。

次に学校種間の連携についてでございますが、特別支援教育においては、対象児童生徒に係る支援内容や教育内容の情報のバトンがしっかりと引き継がれていくことが重要となっております。町内における特別支援教育における幼稚園、小学校及び中学校の連携を図るための取り組みとしては、学校、教育委員会、町福祉部局の構成による特別支援連携協議会において、コーディネーター会議やケース検討会議を開催するとともに、教育相談員が中心となり、連続した支援体制の構築に努めているところでございます。また、小学校の教諭が幼稚園へ訪問したり、中学校の教諭が小学校へ出向き、対象となる児童の状況を把握したり、さらにはコーディネーター会議に東藻琴高等学校の教諭も参加するなど、幅広く取り組んでいるところでありまして、これからも校種間連携の強化が一層図られるよう努力してまいりたいと考えております。

次に児童発達支援センターへの参加の状況でございますが、現在、大空町の未就学児12名が網走市の子ども発達支援センターでの活動に参加しているところでございます。教育委員会いたしましては、児童の就学時の適切な対応を見据え、教育相談員を中心として、日頃からの児童発達支援センターとの連携や情報共有に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 田中住民課長。

◇住民課長 私から松田議員からの１点目のご質問、地域担当職員制度におけるこれまでの取り組み状況について、ご答弁申し上げます。

過去５年間の各自治会行事等への参加実績件数でございますが、平成２７年度６０件、２８年度６１件、２９年度７７件、３０年度７６件、令和元年度は本年２月末現在の数字ですが６６件となっております。要請の目的別参加件数につきましては、平成２９年度から葬儀等のお手伝いも地域担当業務の一部に位置づけいたしましたことから、２９年度以降３年間の数字でご報告いたします。各自治会の総会への出席は平成２９年度２３件、３０年度２４件、令和元年度２月末現在１８件。自治会のお祭り、イベントなど各種行事への参加は、平成２９年度２８件、３０年度同じく２８件、令和元年度２月末現在２７件。交流会、親睦会などへの参加は、平成２９年度１２件、３０年度１３件、令和元年度２月末現在１６件。また、葬儀のお手伝いにつきましては、平成２９年度１４件、３０年度１１件、令和元年度２月末現在５件となっております。

参加要請回数につきましては、多い自治会で年に４、５回というところもありますが、過去５年間で１度も要請のなかったところが１０自治会ございました。その他、自治会からの参加要請以外にも町政懇談会に地域担当として出席させていただいているところでございます。

◇議 長 佐々木福祉課長。

◇福祉課長 青年成人期における相談支援、生活支援、就労状況につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、令和元年度の大空町におけるサービス支給決定状況でございますが、町内の在宅者が５５名、サービスの支給決定を受けている状況でございます。このうち障がいのある子どもが１８名、青年成人期の方が３７名であります。成年成人期の方で、ちあふるの相談支援を利用している方は２９名であります。そのほかの８名の方は、現にサービスを受けている事業者等で相談支援を利用しているというところでございます。またサービス利用計画の作成は２８件、モニタリングは７０件であります。利用者のお宅や就労支援事業所に訪問するなどいたしまして、利用者の状況等を確認しながら業務を進めているところであります。

次に生活介護、就労支援の状況であります。町内の在宅者で生活介護のサービスを利用している方は２名で、ちあふるの他、網走に所在する事業所を利用しております。また、就労移行支援のサービスを利用している方は１名、就労継続支援Ａ型を利用している方は４名、就労継続支援Ｂ型を利用している方は１５名で、それぞれちあふるの他、網走市、美幌町、北見市に所在する事業所を利用しているところでございます。

ちあふるにおける平成３０年の実績といたしましては、グループホームに９名入所し、短期入所では、延べ９名の方が利用しております。生活介護では入所者を含む１３名が利用し、絵画、貼り絵、館内清掃、粘土細工などを行っております。また、就労支援Ｂ型では、入所者を含む７名が利用いたし

まして、運動公園のトイレ清掃ですとか、朝日ヶ丘公園の清掃、女満別町産業開発公社のシジミ作業、大豆の選別作業、出張カフェなどの作業を行っているところでございます。

以上です。

◇議 長 11番、松田議員。

◇松田議員 はい、11番。質問項目がちょっと多すぎて重複してしまうことがあるかもしれませんが、お許し願いたいと思います。

まず1点目、地域担当職員制度についてですが、先ほど業務内容、それから当初の目的の一つである若手、新人職員の顔を地域の皆さんに覚えていただくということから始まったということの説明を受けました。

10年余り過ぎ、私はこの制度は素晴らしい制度だと前段申し上げたいと思います。これを是非、継続してほしいと思うのですが、この頃感じるのですが、当初の顔を知ってもらう、それから情報の伝達、提供、それから収集、この業務内容は分かるのですが、10年も経つと、やはりそこから少し展開を考えなければいけないのではないのかなと思います。また、同時に職員の意識も、そして受ける自治会の方も、この目的の意識が少しずつ薄れ掛かっているような気がしてどうもならないのです。

私は、これからこの地域担当員制度に求められるのは、職員の人材育成、これが大きな一つの目的に加わるのではないかと常日頃考えているのです。それは地域の皆さん方にいろんな形で業務に携わることによって、管理職の方は当然経験がありますから、時として住民の方にいろいろなことを聞かれたときには人間力やら経験やらコミュニケーションを発揮して、やっていただきたいと思うのです。将来、課長にという中間な職員の方は、やはりその経験の中から自分のコミュニケーション能力、よくこの頃、職員のコミュニケーション能力の低下ということが言われます。そういうことをしっかりとやるべきだと思います。若手職員もそうです。この頃、若手職員も町外からの職員が沢山います。地域のことは分かりません。知ってもらうということも良いことでしょう。だけど、知らない人との会話の中でコミュニケーション能力を上げるのだという事をその目的の一つと加えて、これから取り組んでいくことを考えていくべきじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 ご意見ありがとうございます。本制度は、町民の皆さんの顔を覚える、また、職員の顔を覚えてもらうというところからスタートをいたしました。現在、先ほど言った消防それから幼稚園の教諭を除いた職員数が129名おります。出向している職員などもいまして、そこから何名か配置していない職員もおります。そのうち課長職が22名で、町内の出身者が13名ということで、町内の方の率が約6割、町外の方が約4割という状況があります。一方では、主幹職、主査職、係員の職員もあるのですが、係員で見ま

すと41名おりまして、町内出身は11人ということでありますので、3割を切る状況にあります。トータルとして、町内の出身者が約4割、町外が6割ということですが、若い世代ほど町外の出身者が現在職員として頑張っているという状況があります。単に町内出身だから、それ以外だからということで、差別をしているわけではありませんが、どうしても就職した当初で考えますと、多少ハンディキャップがあるのではないかなと考えているところがございます。

そんな中で、これから、いろいろな立場で町政を担っていく若い職員も、これから管理職になっていく職員なども含めて、育成をしていくということは大切なことでありまして、そのために地域に赴くということは、良い研修に繋がるのではないかなと感じております。またその中で、単に行くだけではなくて、地域の方々、町民の方々といろいろな会話を通じてコミュニケーション能力を養う、さらには政策立案に向けての地域の課題というものを自分として受けとめていく、そういったことが大切になるのではないかなと感じます。人材育成としてのこの制度のあり方というところも大きなポイントになるのではないかなと思います。

また、職員それぞれが、どのような意識を持ってこの制度に取り組むかというところを発令する側、制度を仕組んでいく私どもとすれば、考えていかなければならないと考えますし、併せて人材の育成を、この制度を通じてということであれば、地域の方々にもそういった趣旨を理解いただいて、ご協力もいただかなければならないのではないかなと思ってございます。

先ほどは廃止も含めてということで、見直し、制度の検証をということでございましたが、そういった新たな目標も設定をしながら、運用していくということも必要なことではないかなと改めて今のご質問から感じたところがございます。

自治会の皆さんにそういった趣旨をしっかりとお伝えしていくこと、一方で職員の意識調査なども行いながら、この制度の見直しに向けて取り組んでみたいと思うところがございます。

今後ともご指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 11番、松田議員。

◇松田議員 はい。11番。ただ今、町長から答弁をいただいて、了としたいと思います。

なかなかこの人材育成の効果というのは目で測れない部分があります。例を見ない部分があります。ここは継続的に今後検討されるのであれば、どういう影響を持つかということをしっかり見極めながら、職員の皆さんにはやっぱり一公務員ではなくて、地域人として、今後とも期待をしたいと思います。この件についてはこれで終わりたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 ありがとうございます。毎年度、新しい年度に職員が入ってまいります。その中で私も伝えておりますのは、良き役場の職員ということもありますが、まず、良き人材と言いましょ。うか、社会人になっていかなければならない。そのためには、地域の方々と一緒になって汗を流す、知恵を絞るということが大切だと。単に役場の中だけでの仕事の活動という業務だけではなくて、地域のさまざまな団体に所属をしたり、いろんな交友関係を広めて、そして立派な社会人になって欲しいと。そのことが最終的には、また立派な職員というところにも繋がるのだと申し伝えております。

そういった意識をこの制度の中からまた一つ、目標として掲げながら取り組んでみたいと思います。今後ともご指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 11番、松田議員。

◇松田議員 はい、11番。次に質問項目2点目の定住自立圏構想について伺います。

これまでの取り組み状況を先ほどいろいろ説明をいただきました。ただ、正直なところ、私もこの定住自立圏がどういう効果をもたらしたのかと聞かれると、ちょっと応えにくい部分があります。

この共生ビジョンを策定するわけですが、策定にあたり共生ビジョン懇談会というのが開催されているように聞いております。この懇談会の議論、当然議論はされていると思います。いろいろなことを、策定にあたっては。そんな効果など含めてどういう議論がなされているのか、その状況を知り得る範囲で教えていただきたい。

もう一つ、これ当初は国からの財政支援がありました。それは私も理解しています。中心都市、それから地方圏の都市の財源の部分、当初は4,000万円と1,000万円。間違っていたら訂正してください。これまでに。おいて国の財政支援も含めて、どういう支援が今現時点で実施されているのか。拡大されているか、そういう部分がありましたら教えていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど言いましたビジョンの策定。また、見直しをする時というものについては、民間の事業者の方や団体の方、さらには委員会の編成の中で学識経験者と言われる方、さまざまな分野で専門的な知識を持っている方ということですが、そういった方々にも参加をいただいて、その懇談会というものを設置して、ビジョンなり見直しなり、議論をいただくということになってございます。詳しくは担当から説明をさせていただきたいと思います。

一方で財政支援でございますが、若干ではあります。が特別交付税が措置されている状況でございます。こちらについても、その母体となる市、今回う

ちの場合で言いますと網走市と大空町の場合は若干違いますので、そういったところの違いも含めて、担当から少し説明をさせていただきたいと思いますので、まずはお聞きいただければと思います。

◇議 長 林総務課参事

◇総務課参事 定住自立圏共生ビジョン懇談会について、説明申し上げます。

委員の構成につきましては、医療や福祉、教育、産業、観光、交通、人材育成の分野、さらに公募委員を加えまして、合計19人で組織をしているところでございます。会議の内容としましては、ビジョンに掲げる事業の進捗状況をご説明させていただくほか、各種統計データや指標の更新、また、必要に応じて、それらを踏まえた施策の見直しを行っております。最近では、脳血管疾患にかかる医療体制の整備につきまして、追加記載するなどしたところでございます。

委員の皆様からの主な意見としましては、圏域の発展に欠かせないものの一つであります観光の振興につきまして、より広域的な視点を持った取り組みの重要性、また、地域には魅力ある資源がいろいろありますが、余り知られていないという現状もございます。そういった状況を踏まえまして、関係者が連携をして地域のイメージアップやブランド化を図っていくことの必要性、さらには地域産物を活かした商品開発、地域の担い手確保や人材育成といった観点から東京農業大学との連携を強化することなどについて、ご意見をいただいているところでございます。

国からの財政支援につきましては、先ほど町長からの答弁にありましており、特別交付税として措置されております。制度といたしましては、平成26年度に制度改正が行われておりまして、中心となる市につきましては対象経費の8割、最大で8,500万円、最終的には人口や面積などを勘案して算出されます。構成自治体の大空町は対象経費の10割、上限を1,500万円として交付されます。本町といたしましては、観光客誘致に向けた地域PR事業、販路拡大など産業の振興に関する施策、また下水道、し尿処理施設の運営、スポーツ芸術文化活動の振興や各種イベント情報の共有などに関する事業の財源といたしまして、有効に活用しているところでございます。

懇談会と財政措置の概要につきましては、以上のような状況でございます。

◇議 長 11番、松田議員。

◇松田議員 はい、11番。ただいま参事のほうから懇談会の状況を説明いただきましたが、地域の課題の分析や解決策のプロセス、それから実施にあたり関係者の調査、それから企画立案にあたってから具体的に取り組んでいるということは理解できました。

そこで、これから考えていかなければいけないのは、こういった情報を圏域内の皆さん、住民の皆さん、関係者の皆さんに積極的に公開していかないとなかなかこれ理解されないものがあるかと思います。今後は、その効果

やらその考え方も含めて、積極的にこの情報を出すべきだと私は認識していますが、町長、所見ありましたら、お伺いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 なかなか難しいなと感じておりますのは、いろんな事業を例えば、近隣の市町村と連携をしながら取り組んでいる。例えば、先ほど言いました定住自立圏、平成２３年に提携いたしました、それ以前から大空町の場合は、し尿の共同処理、また消防業務の広域での一部事務組合の設定、さらには下水道事業においても共同処理をさせていただいているなど、沢山ございました。しかし、私も行政の中に身を置いている人間からすると、定住自立圏という新たなその制度ができまして、そこに身を置いた中で、例えばさらに広域で今後、ごみなどの処理について協議をするという中で、全く白紙の状態から協議をするのかということではなく、定住自立圏という一つの枠組みがあるというところからスタートすることができるのか、いろいろな意味で、ベースとなるものがある中での広域連携という形になってこようかと思いますが、なかなかそれを町民の方々にそれがあからできるというところを知らしめるというのは、なかなか難しいことだなという印象を受けております。なくたってできるんじゃないかと言われれば、確かにそうなのかもしれませんが、あることによって、その協議のハードルが今までよりは下がっているというところを、どのように感じ取ってもらうかということかなと思います。

ただ、行政の中の財政状況、またサービスの向上、効率的な行政運営ということを考えたときに、近隣の市町村と色々な形で物を共有したり、同じく取り組みを進めたりということは、これから今まで以上に出てくることだと考えておりますので、そういった中で町民の皆さんの生活に直接直結するのは、今まで以上に出てくるのではないかなと思っております。

そのような中で説明を加えていく、また町民理解をいただく中で、定住自立圏構想というものの趣旨というところも説明を加える中で理解をいただく努力をしていきたいと考えてところでございます。

◇議 長 １１番、松田議員。

◇松田議員 はい、１１番。今の町長からいただいた答弁で理解するものはあります。次の質問に移らせてください。

人口減少が進む中で、オホーツク圏域における定住自立圏構想の推進、今、町長の答弁の中にもこれにちょっと関連している部分があるのかなと思って聞いていたのですが間違っていたら訂正してください。

すごく大きな質問をしてしまった部分はあるのですが、この定住自立圏、目的から言えば、確かにそのとおりで、少子高齢化、これには全然歯止めがかからない地方圏、そんな実情の中で、その町が持っている、培ったものは大切に、全体として、何とかして維持していかなければいけない、そういう考えに立った時に、例を挙げさせてもらいますが、固有名詞を出します

が網走の総合体育館があります。ここら辺で1番大きな体育館です。全道的な規模の大会を運営すると言ったら、あそこぐらいしかないのです。後は、北見市にもありますが。この体育館一つにしても何10年後、20年後、私たちの町で体育館を果たしてその時に維持できる、新しいものを維持できるか、建てられるかと言ったら、なかなかそうはならないと思います。

やっぱりそういう定住自立圏、これを糧にして、この網走を中心とした圏域の核となる、そういう総合体育館的なものの誘致や建設、それから当然、先ほどいろいろ説明ありましたが観光もそうでしょう。今回、民営化になってその真価がまた問われるのだと思います。医療関係もそうでしょう。継続的な取り組みが必要だと思っています。

ただ、この取り組み状況を今ちょっと見させてもらうと、今は大空町と網走で圏域を結んでいます。今の空港の観光にしてもそうですし、医療にしてもそうです。網走川の流域云々もそうでしょう。それから先ほど言いました脳神経外科の設置、これらも含めて考えると、もっと大きく、大きなエリアで考えていくべきではないかと私は思っています。決して大空町、網走だけでなく、これは相手のいることですから、一方的なことは当然言えませんが、共生ビジョンの効果をそういう何かの機会に、こういう効果があったとか情報だとかを共通の認識にして、共生ビジョンの懇談会でも、これからの圏域のあり方ということも題材にして検討していただきたい。

また併せて、町長も定住自立圏に取り組んでいる経験、十分知っている、熟知してらっしゃる方だと思っています。管内の首長さんの集まりもあるでしょう。そういった部分も利用して、率先的に話題提供というか、そういう考えを持っていただければありがたいなと。

また、今、定住自立圏に加わっていない町、もう既に定住自立圏を組んでいる町に対しても、近くで言えば北見市でしょう。北見との積極的に定住自立圏をやった者同士として情報交換や、そういったものを今後、積極的に取り組んでいただければなと思うところですが、町長のご所見を伺いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 体育施設でありますとか文化施設というのは、その市町村にそれぞれありまして、基本、条例なども町民の利用の部分については無料だけでも、町外者だと割増料金とかいう場面もあります。先ほど言いましたように定住自立圏の網走市とは今現在はそういう割増料金の設定というのはなくて、それぞれ相互に使えるということになっておりますが、まだまだだと、そんなに多くはないと感じております。

先日もあるところで、これ美幌町民の方でしたが、大空町の施設をこうやって使わせてもらいたいというようなお話もありました。段々、行動範囲が広くなる中で、私どもの町の町民が美幌町の若しくは網走市の、さらにもっと言えば津別町のいろいろな施設を使わせていただいている事例もございます。体育施設、文化施設なども共同設置をしながら、互いに使っていくとい

うことも可能ではないかと思ひますし、今後は、そういったことも視野に入れながら、いろいろな議論を重ねていく必要があるのではないかと考えてございます。

そのように考えますと、圏域の規模ということも、今まで以上に広範囲になるということも当然考えられるわけでありまして、そこも目指していかねばならないところではないかと思ひます。例えば具体的に申し上げますと、私どもの管内の西興部村は名寄市の圏域の定住自立圏に加入されております。ただ一方で紋別市を中心とするところのいろいろな行政の広域の組織にも加入されているということもござひます。さらに昨年の10月に北見市を中心に置戸、訓子府、美幌、津別、北見市というところで定住自立圏を結ばれました。一方で医療圏などは2次医療圏ということで、北網という言葉の中で北見網走圏域を一つのグループとして、構成されているものもござひます。例えば女満別空港整備利用促進協議会は、今言つた北網の地域とさらに佐呂間町を加えた中で共同でいろいろな取り組みを行っているというものもござひます。そのような中で、定住自立圏も今の1市1町だけでいいかということになりますと、さらに広範囲の中で、いろいろな事業が考えられるのではないかと。現に医療分野においては、斜里、小清水、清里など一緒になって取り組んでいる事例もござひます。そういった諸々の関係性を大切にしながら、定住自立圏をどのように有効に活用していくか、そういった議論をこのオホーツク地域全体で議論できるような、そんな投げ掛けも私なりにしてまいりたいと思ひます。

議会の皆さん方もさまざまな近隣とのお付き合いもあろうかと思ひますので、そういった中でもまたご提起いただければありがたいと思ひております。私なりに努力をしてみたいと思ひます。

◇議 長 11番、松田議員。

◇松田議員 はい、11番。3番目の障がい者、児のライフサイクルについてですが、まず1番目、幼児期、学齢期における特別支援教育の現状について、教育長から懇切丁寧に現状、生徒数も含めて報告をいただきました。正直言って段々増えているのが現状ですが、ただこの地域で生まれる限りは障がいを持っていようがいまいが、安心して生まれ育つた町で暮らすというのが大前提だと思ひています。

その中で幼児期、学齢期の特別支援教育においては、私は小学校の通級学級、設置は大変評価しているところです。よくこの町に通級学級が設置できたなど、正直個人的には思ひているのですが、ただ先ほど教育長が言ひましたように中学校には通級学級はない。人数もあるし、近隣の大きな学校でしか今のところ対応してないのが現実だと。その中でどうやって対応していくかという部分については、適正な職員の配置という部分も大切だと思ひます。補助教員を付けているという話もありました。私から申し上げたいのは、今後とも中学校においても通級学級がどうなのか、確かうちの学校もモデル事業区になっているように認識しているのですが、そんなことも含めて、今後

とも要望はしていただきたいと思うのですが、ただ一番戸惑うのは親御さんなのです。小学校は通級があつて、それぞれの対応をしてもらったが、なかなか現実、中学校に行くと教科担当の先生が決まっています、難しいという相談を受けることがあります。併せて、どこに相談したら良いのだろうか。担任の先生なのか、それは教育指導員の先生なのか、相談窓口がちょっと分からないという意見もいただいております。そこら辺も含めて、多分これから問われるのは、そのような状況の中で、個別計画や校内委員会のあり方、それからもう一つ、外部の有識者、特別支援学校における、いろいろな資格を持った有識者の方がいると思います。そういった活用も積極的に取り組んでそこを補っていくべきではないかと考えているところですが、教育長の所見を伺いたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 中学校の今、置かれている特別支援教育の状況であつたり、また、小学校のほうで設置できている中学校への通級指導教室の開設の問題でありますとか、ご質問をいただいたところでございます。

小学校については、先ほどご答弁申し上げましたように、週1回から2回程度、その子どもの特性に応じた指導支援を個別教室において、行っていると。とりわけ低学年の児童に対する早期からの言語指導といったものについては、大きな効果や成果を上げてきていると思っております。

中学生においても、やはり小学校から継続して指導していくということが、望ましいと思っておりますし、是非ともそのような環境を作っていくべきだと思います。

しかしながら、先ほど答弁しましたように、全道の教員の配置基準枠という大きな壁がございまして、中学校での通級指導教室の開設が大変厳しいと、また、その先の高校においても同じようなやっぱり必要性というものがありますし、高校での通級指導教室の制度も3年前にでき上がったのですが、実態としては管内の高校1校のみしか開設されていないという状況が続いております。

全道の市町村による構成組織であります北海道特別支援教育振興協議会という組織がございまして、そこを通じて国に対して、毎年、配置基準の見直しといった部分についての要望活動を行っているところでもございます。

それとは別に、地元としての対応としては、教育委員会に配置しております教育相談員が中心となつて、北見の特別支援学校の非常に専門的な知識をお持ちである先生でありますとか、網走の養護学校のコーディネーターさんなども招聘させていただいて、それぞれの学校における個の問題などもケース検討会議として、対応させていただいておりますし、もちろん、今、小学校、中学校含めての特別支援学級に在籍している生徒並びに通級指導教室を受けている児童の個別の支援計画と個別の指導計画については、全員分策定をしております。そういったものを中心に専門家とも協議しながら、そしてなおかつ、中学校については、特に教科担任ということもあるので、学校

全体が一人一人の情報を共有しながら、全ての事業の場面において、適切な対応を複数でやれるような体制を組むように努力をしていただいております。

また、学校ごとに校内支援委員会というものも適宜開催をしながら、ケースに変化があった都度、その対応などについても変化を加えながら、きめ細かに対応できるような体制をとってきているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

◇議 長 11番、松田議員。

◇松田議員 是非、切れ目のない教育をお願いしたいところであります。今後、努力をしていただければと思います。

続いて2番目、放課後の居場所について。うちには、これはありません。健常者の1年生から6年生までの対象とした児童館、めっちゃいるど館、それはあります。障がいの部分については、私は基本的に児童館で健常者の子どもたちと一緒に、実際3名ぐらいいます、活用しているという話もありましたが、そこで共生して成長していくという、そういう部分はあろうかと思えます。私はこれは1番望ましいことなのですが、ただ、やっぱり学校と家庭等は異なる時間と空間と人と体験を通して、個々の状況に応じた発達支援というのがどうしても必要なのです。ある程度の空間の中で、ストレスを感じないように落ちついた空間がどうしても必要なのです。先ほど町長もそこら辺についても、今後、事業者、それから設置、町の中の空いた施設の活用も含めて、積極的に進めていただきたいと思います。先ほどそういうお話をいただきましたので、是非進めてほしいと思います。

併せて是非考えていただきたいのは、子どもたちは、1年生の子供がいたら必ず次の年は2年生になるのです。その次は3年生になるのです。6年生を過ぎたら中学生になります。もうここは止められないのです。待ったなしなのです。どうかスピード感を持って、この放課後の障がいを持った子たちの確保ということを進めていただきたいと申し上げたいと思うんです。町長から所見がありましたら。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 第2次総合計画の実施計画の中には、児童発達支援放課後等デイサービス整備事業というものを盛り込んでおりますが、まだ、担当を含め具体的なものは何も決まっていないという状況でございます。先ほど言いましたように、設置するための施設の考え方を整理しなければなりません。

今、議員からは、児童センターの活用ということも可能性としてあるが、また別な視点からいうと、さまざまな空間確保というようなお話もありました。また、これから使わなくなるであろう施設の活用というところにも触れておりましたが、まず、施設の設置の是非、当然、いろいろな意見がありますので、そういうことの整備も必要でしょうし、一方で再利用施設というようなことをひとつ考えるとすれば、その施設をどうして再利用するのかと

いった必要性なり適当性といったものも、また議論になってくると思ってございます。

私もよく学校現場のいろいろ施策をする中で、小学校1年生は2年ないのだという話をして、時間の迅速性、早めに取り組んでいかなければ、お待ちいただいている方々の期待に応えられないということも分かりますが、時間のかかるものだというのも、一方ではご理解を頂戴したいと思ってございます。

◇議 長 11番、松田議員。

◇松田議員 はい、11番。私から申し上げるのは、成長は止められないのだというしかありませんが、鋭意努力していただきたいと思います。

最後に青年成人期における、各種相談支援、生活支援、就労支援なのですが、私は前にもこのお話をさせていただいたような気がするのですが、今、新しく数年前からちあふるさんで相談支援事業を新たな事業として取り組んでいただきました。私はちあふるというのは、ここが終わりではないと思っています。ここはあくまでも拠点であって、そこからまたいろいろな展開ができると思っています。利用者の中で高齢となれば、介護施設利用だとか、そういう流れもあるでしょう。また、グループホームの展開の部分では、町内の空き家で展開してほしいだとか、そういうところで実施している施設はありますが、そういう展開の拠点なのだと認識しているところです。

それを踏まえると利用者のこともそうなのですが、今、東藻琴の地区にあります。そこで全て完結ができればいいのですが、これから利用者が増えればパイは決まっているので、また新たな展開を考えなければいけないときに、女満別地区にもそういう展開の場が必要ではないかと。これから求められる利用者のことも含めて、女満別地区への何らかの拠点も必要ではないか。その環境整備に向けて、行政と施設が連携しながら進めていただきたいと思いますので、町長の所見を伺って、質問を終わりたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 障がい者の方々に対する様々なサービスや、いろいろな取り組みは大空町となりまして、ちあふるの開設に伴って、いろいろな事業に取り組んできております。

先ほど教育長から答弁をさせましたが、教育現場においても、充実をさせてきているところでございます。これからも、さらにさまざまな要望があり、いろんな制度化、また対応していく中であって、現在のちあふる、指定管理としてお願いをしながら進めておりますが、その役割というものは非常に大きなものになろうと思っております。

また、そこがさまざまなものを行っていく中心的存在でございますので、今のあり方だけで私どもも、また、ちあふるに勤務されている、指定管理を受けている方々も含めて、満足することなく、次のサービスの展開、事業の

あり方、その仕組みを常に考えていかなければならないと考えております。

そのような中で、女満別地区にも拠点はどうなのだとのことです。私が思うには、大空町ですので2棟建てになることはしたくないと思っております。ただ、距離的な問題がありますので、例えば就労などを事業として行っていくことを考えると、そういった意味での事務的な、もう一つの場所なり拠点といったものは要望としてはあるだろうと考えております。そこをしっかりと整理をして取りかからなければならないのではないかとこの考え方でございます。

地域福祉計画でございますが、令和2年度に第6期の障がい福祉計画を策定するという事になっております。その中におきまして、当然、協議にあたるためには地域の自立支援協議会の皆さん方にさまざまなご意見をいただかなければなりません。私としましては、その中の皆さん方の考え方を早期にまとめていただいた中で、町としての考え方というものを確固たるものにしていきたいと考えております。当然計画をつくる中で、協議会で議論するにあたって、いろいろなアンケート調査をする予定になっておりますので、そういった中で、先ほど言われたことなどについても、意識をして、項目に取り込む、そして町内のニーズや希望、そういった考え方を取りまとめながら進めていきたいと考えているところでございます。是非、計画の策定にあたりましても、ご指導をいただければありがたいと思っております。

そういった中での取り組みとさせていただきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これにて松田信行議員の一般質問を終了します。これで一般質問を終わります。

お諮りします。3月7日と3月8日の2日間は、会議規則第10条第1項による休会とし、3月9日、10日、11日の3日間は、予算審査特別委員会の開催に伴う議事の都合によって、会議規則第10条第2項による休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、3月7日から3月11日までの5日間は、休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

(散会 午後2時12分)

令和 2 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 3〕

- ・ 招 集 令和 2 年 3 月 5 日
- ・ 開 会 令和 2 年 3 月 5 日
- ・ 閉 会 令和 2 年 3 月 1 2 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	後 藤	忍	7 番	品 田	好 博
2 番	三 條	幸 夫	8 番	齋 藤	宏 司
3 番	上 地	史 隆	9 番	松 岡	克 美
4 番	田 中	裕 之	10 番	深 川	昇
5 番	原 本	哲 己	11 番	松 田	信 行
6 番	沢 出	好 雄	12 番	近 藤	哲 雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 教 育 長
代 表 監 査 委 員		農 業 委 員 会 会 長

副 町 長	福 祉 課 参 事
総 合 支 所 長	産 業 課 長
会 計 管 理 者	産 業 課 参 事
総 務 課 長	建 設 課 長
総 務 課 参 事	建 設 課 参 事
総 務 課 参 事	地 域 振 興 課 長
住 民 課 長	住 民 福 祉 課 長
福 祉 課 長	総 務 課 主 査

生 涯 学 習 課 長	高校・認定こども園推進室参事
生 涯 学 習 課 参 事	高校・認定こども園推進室参事

農 業 委 員 会 事 務 局 長	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長
監 査 委 員 事 務 局 長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和2年第1回大空町議会定例会議事日程

第3号 令和2年3月12日（木） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第11号 財産の無償貸付けについて
- 日程第3 議案第12号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第4 議案第13号 大空町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第14号 大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第15号 大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議案第16号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第17号 大空町債権管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第18号 大空町東藻琴生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第19号 大空町豊住交流センター条例制定について
- 日程第11 議案第20号 大空町地域福祉センター条例制定について
- 日程第12 議案第21号 大空町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第22号 民法の一部改正に伴う町営住宅関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第14 議案第23号 令和2年度大空町一般会計予算
- 日程第15 議案第24号 令和2年度大空町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第16 議案第25号 令和2年度大空町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議案第26号 令和2年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第18 議案第27号 令和2年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算
- 日程第19 議案第28号 令和2年度大空町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第29号 令和2年度大空町下水道事業特別会計予算
- 日程第21 議案第30号 令和2年度大空町個別排水処理事業特別会計予算
- 日程第22 議案第31号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

- 日程第23 議案第32号 大空町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第24 議案第33号 令和元年度大空町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第25 発議第1号 大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第26 発議第2号 民族共生の未来を切り開く決議
- 日程第27 発議第3号 道立網走高等看護学院の存続を求める要望意見書
- 日程第28 発議第4号 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第29 発議第5号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第30 発議第6号 懸案事項促進のための議員派遣について
- 日程第31 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第32 報告第2号 令和元年度定期監査結果報告について
- 日程第33 報告第3号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会教育長	渡邊國夫
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	福祉課参事	鈴木章夫
総合支所長	伊藤裕幸	産業課長	藤田勉
会計管理者	平田義和	産業課参事	中村直樹
総務課長	南部猛	建設課長	高島清和
総務課参事	林敏美	建設課参事	山本純生
総務課参事	塚原章裕	地域振興課長	作田勝弥
住民課長	田中信裕	住民福祉課長	星加政志
福祉課長	佐々木徳幸	総務課主査	土田康裕

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐薙幸史	高校・認定こども園推進室参事	村山修
生涯学習課参事	田端久剛	高校・認定こども園推進室参事	友西敦史

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 伊藤裕幸

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 井上透

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 伊藤裕幸

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	菊地教男	事務局主幹	田中学
------	------	-------	-----

以上のとおり報告する。

令和2年3月12日

大空町議会議長 近藤哲雄

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会 開会宣言

◇議 長 ただいまから、令和 2 年第 1 回大空町議会定例会 8 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において 2 番、三條幸夫議員及び 3 番、上地史隆議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は 12 名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第 11 号

◇議 長 日程第 2、議案第 11 号、財産の無償貸付けについてを議題とします。本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 11 号、財産の無償貸付けについてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号、財産の無償貸付けについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 議案第 12 号

◇議 長 日程第 3、議案第 12 号、大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 12 号、大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号、大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 13 号

◇議 長 日程第 4、議案第 13 号、大空町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2 番、三條議員。

◇三條議員 はい、2 番。1 点だけ。移住・定住支援室ということで、町民の方も非常に興味を持っておられますし、私どもは興味を持っています。町長の想いを聞かせていただければと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 地域におきまして、人口の減少の歯止めがかかりません。その大きな要因は、出生と死亡のアンバランスということもありますが、そのほかにも社会的な要因で転出される方が、転入される方よりも多いということがずっと続いております。

そんな中で、高齢化も進んでおりますし、さらにはそのことにより地域の中で働き手の数が少なくなっている、どの産業、どの職業を見ても人手が足りないということが言われております。

こういったことを考えますと、私どもの町の優位性が十分PRされていない、またそれを全国に発信できていないということがあるのではないかと。ここでもう一度、私どもの町の素晴らしさをPRし、そして多くの方がこの町で住んでみたいということにつながる努力をしていかなければならないと思ったところであります。

今までも、それぞれの担当部署でいろいろな町民の方々や各関係機関、団体の方々と調整をとりながら、こういったことを進めてきたわけではありますが、中核となる行政において、ワンストップでこういったものを対処できる、そういった部署が必要ではないかと考えて、この支援室を設定するということに至ったところでございます。

衣・食・住、これが人が生活していく条件だと言われておりますが、私どものような町に住んでいただくためには、衣料の衣ではなくて、医者、医療という部分の医、そして食は食べるということばかりではなくて、職業としての職、そして住としての住むところ。こういったものを備えながら、PRをし、そして住んでいただく環境を整えていくということになろうかと思っております。

特に医の部分については、いろんな課題がありますが取り組んでできているところでもあります。この度、併せて職と住というところを、この移住・定住支援室が所管をしながら、そして町の活性化のために働いていただく、そういうスタッフを配置しながら、まちづくり取り組んでいきたいという想いで設置を決めたところでございます。

是非皆さん方のご理解と併せてご協力をいただきますように、お願いを申し上げます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号、大空町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第１３号、大空町課設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 議案第１４号

◇議 長 日程第５、議案第１４号、大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第１４号、大空町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第１４号、大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第６ 議案第１５号

◇議 長 日程第６、議案第１５号、大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第１５号、大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す

る条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第１５号、大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第７ 議案第１６号

◇議 長 日程第７、議案第１６号、大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第１６号、大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第１６号、大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第８ 議案第１７号

◇議 長 日程第８、議案第１７号、大空町債権管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を行っておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行い

ます。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号、大空町債権管理条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第17号、大空町債権管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第18号

◇議 長 日程第9、議案第18号、大空町東藻琴生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。

1点だけ確認をさせていただきたいと思います。第4条で、開拓資料の展示保存、伝統文化の伝承に関する研究、資料、埋蔵文化財、出土品等資料の展示保存をするというようなことで記載されておりますが、女満別の研修会館との関わり、この出土品は東藻琴地区だけなのか、全町的なものをここに展示保存することにするのか、考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 田端生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 三條議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回整備いたします生涯学習センター内の展示室につきましては、両地区であります開拓資料、それから過去の遺産等について、整理していこうとしているものでございます。

研修会館にあります昔の資料は、東藻琴地区にも同様の物がございまして、それを整理しながら、皆さんに見ていただけるような展示にしたいと考えているところでございます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。町内には、郷土保勝会という埋蔵文化財等に関心のあるそういう組織もあるやに聞いておりますが、特に埋蔵文化財となると、包蔵地も何もないところに展示するのはどうなのかなという気がするのですが、その辺よ

く住民皆さんのコンセンサスを得ながら、開拓資料等の展示については検討していった方がいいのかなという気がします。

町民皆さんの中でいろいろな噂が飛び交っておりまして、こちらのほうにある2階の展示品が全部向こうに移ってしまうというようなことを懸念している方もおられますので、その辺のことをはっきり住民の皆さんに良く伝えながら、センター改修後の設置等について、検討していただければと思います。

◇議 長 生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 今回の移転と埋蔵文化財の展示方法につきましては、文化財保護審議会、郷土保勝会の方にもご相談をさせていただいている状況でございます。

現在、研修会館にあります埋蔵文化財の石刃は、700点以上ございまして、その分については、生涯学習センターで改装する展示室に全部は展示できない状況でございますが、美幌や斜里の専門の社会教育学芸員の方に相談しながら、より効果的に、歴史、貴重なものについて、わかりやすい展示をするということによって進めていきたいと思っております。

また、ご心配のように、条例改正をいたしますが、町民の皆様にも随時お知らせをしていきたいと考えております。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号、大空町東藻琴生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第18号、大空町東藻琴生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第19号

◇議 長 日程第10、議案第19号、大空町豊住交流センター条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。大空町豊住交流センター条例については、特に異論はないのですが、小学校が統合され、校舎の跡地利用でいろいろなことを検討されてきたと思います。経過を含めて、どのような取り組みをされてきて今日に至ったのか。

また、網走刑務所作業所用地の利活用の新聞報道の中で施設の利用のことが記載されておりますが、このこととの兼ね合いはどうなっているのか、その辺のことを説明いただければと思います。

◇生涯学習課参事 あの当時は携わっていなかったこともありまして、過去の資料の記憶でございまして、間違っていたら申しわけございませんが、過去の検討状況について、ご説明申し上げたいと思います。

平成26年の3月に学校は閉校になるというようなことから、事前に閉校後の有効利用につきまして、庁内で関係各課によるプロジェクトチームを作りまして、検討してまいっております。その結果、教育施設と位置づけ、当面、施設も新しいですし、広場もありますので、幼稚園ではどうかというような検討なされたところでございますが、保護者の方のアンケート調査によりますと、距離が遠いというようなことから、幼稚園としての利用についてはなくなったと記録のほうでは書いております。

その後、有効な活用方法について検証してまいりましたが、特に定まっていないうことことから、教育施設という位置づけで、社会教育施設として現在まで活用させていただいたものでございます。

新聞の関係につきましては。私からはご答弁は正確にできないかなと思っておりますので、前段の経過の部分だけご説明を申し上げたいと思います。

◇議 長 塚原総務課参事。

◇総務課参事 私からの後段の網走刑務所住吉作業所との利活用事業との関連性をご説明させていただきたいと思います。

こちらにつきましては、この網走刑務所住吉作業所と豊住交流センターは距離的に非常に近いということもありまして、連携した活用を検討していけば、相乗効果でよりよい効果が得られるのではないかとということで、今回の情報提供依頼にも提起させていただいたところでございます。

こちらにつきましては、今、情報提供いただいている情報等に基づきまして、今後どういった活用方法があるかということ、この作業所と交流センター、セットで検討していくことになると思いますが、どういった形でやっていくのかということにつきましては、また議会にお諮りしたり、住民の方の利用状況等も考えまして、検討してまいりたいと考えております。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。学校跡地ということで、当時どのようなことを検討されたか分かりませんが、校舎跡地に企業を誘致したりとか、工場を誘致したりとかという話もされたのかなと思います。もし、その話がされていたのであれば、どのようなPR活動をして、誘致に向けて働き掛けをしたのか、その辺のことが分かるのであれば教えていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 跡施設の利用について、企業誘致といった具体的な動きをしたことはございません。当初は、幼稚園として活用ができないかということで、1年ほどかけて内部的にも議論をし、町民の皆さんにもお諮りをしたというような経過がございました。しかし、先ほど担当から答弁申し上げたとおり、理解を得られないということで、そういった計画については白紙撤回をさせていただいたということでございます。

その後も、内部的には高齢者施設としての活用ができないか、宿泊施設としての活用はどうだろうかというような話もありましたが、当面は社会教育のさまざまな施設として、地域ばかりではなく全町的に使わせていただくということを念頭にいろいろな可能性を探ってきたというところがございます。

そのような中、一方で網走刑務所住吉作業所用地の活用、ただいま民間の企業の方々などからのご提案もいただいておりますが、もともとは町として、あそこの作業所用地を活用したい、どんなことに使いたいかということで、きちっとペーパーとしてまとめた形にはまだなっておりませんが、議会などでもお話をしているのは、例えば町民の植樹祭などで活用させていただく、また、子どもたちの体験農園的なものをあの場所で仕組むことができないだろうか、さらには薬用植物などの試験的な栽培というようなことも考えられるのではないかと、そのほか、企業の方々にもさまざまなご提案をいただいて、そういった方々にも使っていただく可能性というのはないだろうか。そのような議論が進んで、現在、法務省との共同活動を模索しているところでございます。

そのような中で、よく町民に聞かれますのは、町長はあその場所に何かすごい施設を建てようと考えているのかと、お話をされる場合がありますが、住吉作業所の場所にすばらしい何か施設をつくるという考え方を今は持っておりません。先ほど言った、作業を行うための作業小屋、倉庫程度は必要ではないか、若しくは昼休みに休憩するような場所が必要なのかなという程度のことは思っております。

しからば、その前段として、そういったものに取り組むその座学的なもの、そこをどう整備をするかという中で、今回提案しております豊住交流センター、旧豊住小学校を活用すると。あの場所で例えば子どもたちが、森林について座学として学び、そして現地に赴いて、例えば森林体験をすとか、農作業体験をする、そういった中での活用を図ることができないだろうかと考えたところでもございます。そういったことから、この住吉作業所の活用と併せて、その場所もご提案の中に入れて、広く企業にもPRをさせていただいたと。

一時は、そこを専属的に使いたいというような意向も少し示していた企業がご

ございましたので、条例制定については、少し時期をおいて、そのあたりの調整をかけてみました。しかしよくよく企業の方々と話をしてみますと、最初から施設全部を買ったり、借りたりして使うというところまでの検討はまだされていないということでございました。あったとしても極一部の部分を時間的に借りるというようなことが考えられるということでございましたので、それでは、いつまでも普通財産として持っているということは適切ではないと判断をいたしましたことから、今回条例化をして公の施設として位置づけたい。ただ、部分的に貸し出す余地というものも残しながら、今後考えていきたいということでございます。

これが今までの経過と現在の考え方ということでございますので、是非ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号大空町豊住交流センター条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第19号、大空町豊住交流センター条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第20号

◇議 長 日程第11、議案第20号、大空町地域福祉センター条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。地域センター条例の制定ということで、旧信金跡地を活用しての施設となる高齢者及び障がい者地域コミュニティ活動推進等のほかに、設置目的が記載されておりませんが、どうして西通りに設置するのか、その意義、役割を忘れることなく、市街地の賑わい等に関わりを持って運営すべきと私は思っておりますし、そのことを是非、引継いでいってほしい。

あそこに設置した目的、ここに記載されてる以外に何故あそこに持っていくのかということを再度の確認をしていただきながら、この施設の運営にあたっては、

指定管理になるのだと思いますが、伝えていっていただきたいなと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 この関係につきましては、金融機関からさまざまなご提案をいただく中で、私として判断をしたところでございます。

そのような中で、最も危惧しておりましたのは、今回は福祉施設としての設置をお願いしたいという形に最終的にまとまりましたが、町の中の賑わい、人通り、そういったものも考えていかなければならないと。ほかの町では言い方としてはコンパクトシティと言うのでしょうか、市街地の中にさまざまな福祉施設や医療施設、介護施設、その他公園ですとかを郊外に求めるのではなくて、町の中に設置をするという提案をされて、まちづくりをされているところもあります。

残念ながら私どもの町は、新しく郊外に作るものも町中に作るものもそう多くあるわけではございませんが、今回の状況の中から、この施設はまだ使うことが可能であると判断いたしまして、そういった趣旨からも、町中に公共施設として、一つものを設置したいという想いで、こういうご提案をさせていただきました。

当然福祉の施設として、これからの時代、さまざまな方がここに入出入りをされていくことになるだろうと思いますが、さらに今回のご提案ばかりではなくて、その活用の仕方、大きなスペースがあると私はそのように考えておりますので、ここをどのように活用していくかが、その地域の中のコンパクトシティ、そして町中での人通りが絶えないかないかというところに、繋がるのではないかなと思っています。

目的としては福祉の施設ではありますが、そういった形、そういった趣旨、考え方からも、この施設を上手に活用していかなければならないと考えてございます。

当然、今後管理していくことになる事業者の方々にも、その趣旨を十分にお伝えをしながら、活用にあたってまいりたいと思うところでございます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 これから議案第20号、大空町地域福祉センター条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２０号大空町地域福祉センター条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第２１号

◇議 長 日程第１２、議案第２１号、大空町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第２１号、大空町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２１号、大空町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第２２号

◇議 長 日程第１３、議案第２２号、民法の一部改正に伴う町営住宅関係条例の整備に関する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第２２

号、民法の一部改正に伴う町営住宅関係条例の整備に関する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、民法の一部改正に伴う町営住宅関係条例の整備に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第23号

◇議 長 日程第14、議案第23号、令和2年度大空町一般会計予算から、日程第21、議案第30号、令和2年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの8件を一括議題とします。

本案について、予算審査特別委員会の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長、松田信行議員。

◇松田委員長 はい、11番。

予算審査特別委員会における審査結果について、報告いたします。

本委員会に付託されました事件は、議案第23号、令和2年度大空町一般会計予算。議案第24号、令和2年度大空町国民保険事業特別会計予算。議案第25号、令和2年度大空町後期高齢者医療特別会計予算。議案第26号、令和2年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算。議案第27号、令和2年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算。議案第28号、令和2年度大空町簡易水道事業特別会計予算。議案第29号、令和2年度大空町下水道事業特別会計予算。議案第30号、令和2年度大空町個別排水処理事業特別会計予算の8事件であります。

令和2年3月5日の令和2年第1回大空町議会定例会で設置された本委員会に付託された事件は、今後の大空町の方針性に関わる重要な内容であることから、3月9日、10日、11日に委員会を開催し、説明員の出席を求め、その内容等を慎重に審議しました。

その結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、本委員会に付託されました8事件は、全て原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託された事件の審査結果を申し上げ、大空町議会会議規則第77条の規定による報告といたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。お諮りします。

議案第23号、令和2年度大空町一般会計予算から、議案第30号、令和2年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの8件を一括して採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第２３号から議案第３０号までの８件を一括して採決することに決定しました。

議案第２３号から議案第３０号までの８件に対する予算審査特別委員会の審査報告はいずれも原案可決です。議案第２３号から議案第３０号までの８件は、予算審査特別委員会審査報告のとおり、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２３号、令和２年度大空町一般会計予算から議案第３０号令和２年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの８件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２２ 議案第３１号

◇議 長 日程第２２、議案第３１号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。山本建設課参事。

◇建設課参事 追加議案書１ページになります。

議案第３１号、和解及び損害賠償の額を定めることについて。町有車両に起因して発生した物損事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により議会の議決を求める。令和２年３月１２日提出、大空町長、山下英二。

記、１、和解内容、別紙のとおり。２、損害賠償の額、５２万４，１２２円。３、和解の相手方、札幌市中央区大通西１４丁目７番地、東日本電信電話株式会社北海道事業部、設備部長、飯島隆浩。

次のページになります。

和解内容、１事故の原因。（１）事故発生日時、令和元年８月２２日、午後１時８分頃。（２）事故車両、北見１００は８４、大型ダンプトラック。（３）事故発生場所、網走郡大空町女満別日進２９７番地。（４）事故車両の運転手、大空町との関係、吉田秀樹、嘱託職員。（５）事故の相手方、札幌市中央区大通西１４丁目７番地、東日本電信電話株式会社北海道事業部、設備部長、飯島隆浩。

（６）事故の概要、道路維持補修原材料を運搬の際、車道から離脱し北海道電力株式会社所有のコンクリート柱に接触し、破損させたため、電柱に共架していた東日本電信電話株式会社所有のケーブルに損害を与えた。

２和解の条件。（１）事故の第１当事者（甲）、大空町長、山下英二。（２）事故の第１当事者（乙）、札幌市中央区大通西１４丁目７番地、東日本電信電話株式会社北海道事業部、設備部長、飯島隆浩。（３）過失割合、甲１００％、乙０％。（４）損害賠償の額、５２万４，１２２円。（５）支払期限、甲は乙に対して、本件物損事故による損害賠償額として、金５２万４，１２２円を令和２年３月３１日までに支払うものとする。（６）異議の申立て、示談書（承諾書）の

締結後は、甲・乙間において今後本件に関しては異議申立てをしないことを約束する。

本件につきましては、女満別地区に堆積してありました道路維持用の採石を東藻琴地区の作業現場へ運搬する際の事故であります。事故箇所を走行中、前方から来た大型車とすれ違うために左へ寄ったところ、寄り過ぎたために路肩を崩し、車道から逸脱して発生した事故であります。

なお、この事故による運転手の怪我はありませんでした。

以上、説明申し上げました。ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第32号

◇議 長 日程第23、議案第32号、大空町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。藤田産業課長。

◇産業課長 追加議案書の3ページになります。議案第32号、大空町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和2年3月12日提出、大空町長、山下英二。

5ページは改正条例となっております。改正の内容につきましては、参考資料にて説明いたしますので、追加議案参考資料の1ページをお開き願います。

議案第32号関係、大空町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例新旧対照表です。今回の改正につきましては、今般のコロナウイルス感染症の流行に伴い、経営に影響を受けている中小企業者の経営安定を図るため、条例の一部

を改正し、融資枠拡大による特別融資を設けるものであります。

2 ページをお開き願います。今回の特別融資分につきましては、附則に第3項を追加するものであります。令和2年新型コロナウイルス感染症の流行により経営に影響を受けている中小企業者の経営安定を図るため令和3年2月28日までの間は、第7条及び第8条に規定する融資のほか、次の要件を満たす場合には別に融資するものとする。

第1号、貸付けの対象。ア、町内に独立した事業所を有し、事業を営んでいる者。イ、町税及び町が賦課した使用料、手数料、分担金等を完納している者。ウ、直近1箇月の売り上げ実績が前年同月比10%以上減少し、今後2箇月を含む3箇月の売り上げ見込みの平均が、前年同期比10%以上減少することが見込まれる者。

第2号、貸付条件。ア、資金の使途、運転資金。イ、貸付限度額、1事業所800万円。ウ、貸付期間及び償還方法、1年以内一括償還、7年以内うち据置2年以内、割賦償還。エ、貸付利率、取扱金融機関の利率。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

なお、特別融資につきましては、通常の融資より償還年数を2年延長しております。また、利率につきましては、現行の融資では、1年以内の償還は2.5%、7年以内の償還は3%であります。保証につきましては、現行と同じく信用保証協会の保証付きとしております。

町の利子補給につきましては、利子及び信用保証料の3分の2を補給することとしております。

併せまして、商工会及び取扱金融機関に中小企業者の経営相談を受けていただけるよう窓口の設置をお願いしているところでございます。

現在、貸付利率につきましては、さらに利率を下げていただけるよう金融機関をお願いをしているところでございます。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。

中小企業振興融資条例、産建の資料などでも確認をさせていただきました。課長のほうからも利率の方は、短期で2.5、長期で3.0、利率についてはこれ以上下げていただくようお願いをしているということもお聞きをしました。確かに他の金融機関に比べ、少し利率が高いように思います。

また、他に限度額の方は800万円ということを確認していますが、説明の中にあつたように、信用保証協会の保証が必要と、これは以前からのものですが、実際に融資を受けるまで、どれぐらいの期間がかかるのか。併せてお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 藤田産業課長

◇産業課長 融資を受けるまでの期間ですが、早ければ1週間程度、当然、金融機関の審査、それから保証協会の審査、また、役場の内部での確認行為等ございますので、それ以上にかかる場合が生じてまいります。

ちょっと時間がかかるというような場合も、今までの融資の中ではあったのかと思いますが、そういった役場の内部の処理に関しましては、早急に対応できるように進めてまいりたいと考えております。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。

早ければ1週間とお聞きしましたが、話の中でもあったように長くなる場合もあるということですが、緊急的な要素があるのですから、やはりしっかり早く、運転資金というものは、本当に明日にでも欲しい方もいると思いますし、3月は入用の時期でもありますから、しっかりと早く出せるようにしなければいけないと思いますし、実際に借りるまで長い期間かかったという意見を聞いたこともあります。ですからしっかりと、やはり困っている企業、地元企業を助けるために、しっかりと早期に、できる限りの支援をしていただくようお願いしたいと思います。

◇議 長 藤田産業課長。

◇産業課長 上地議員がおっしゃられたとおり、大変事業者の方も現在は困られているような状況にもあるかと思しますので、早期の貸付実行ができるように対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。9番、松岡議員。

◇松岡議員 はい、9番。

昨日の予算審議の総括でも、一部触れさせていただきました。今回の条例については、令和3年2月28日までの時限立法ということであります。このことについては、異を唱えるものではありません。

ただ、その中身について、短期の1年以内の一括償還は2.5%ということですが、これは組合員さんに限ってのことですがJAは1.2%だとお聞きしております。それから信用保証協会の保証付きとするということでもありますから、銀行の審査が通らなければ、町の審査に上がらないということでもありますから、相当の日数がかかる案件が見受けられることだろうと思います。

例えば、これが良いかどうかは別にしていますが、町の独自財源を商工会に貸し付けをして、これはあくまでも一括償還という部分ですが、町の財源を商工会に貸し付けをして、商工会の中で審査をして、早急に資金を動かすということ、ただ、その中には債権の管理をどうするのかと、例えば滞った場合、そういったものはありますが、そこはいろいろ形の中で考えることができるだろうと。これはこの近くではありませんが、一部こういう事例がありました。確認をさせていただき

ました。町の独自財源でやることによって、早く審査ができるというようなこともありますので、これが良いかどうかは別ですが、そういう考え方も一つの考え方としてできるのかなと思っておりますので、そこも含めていろいろ早期な対応が必要だろうと思います。

今の状況では、申し込みをすると金融機関が審査をし、その結果、また町が審査をするということで、相当な日数がかかるだろうと考えられますので、いろいろな考え方があると思いますが、タイムリーな施策をとっていただきたいと思います。

◇議 長 産業課長。

◇産業課長 現在、特別融資枠を設定して、既に運転資金等の借り入れを行っている方、こういった特別枠を利用していただくということもあるかと思います。

また、国、北海道で制度を作って、融資をするというようなところも出てきております。

また、国の第2弾の制度の中では、無利子、無担保というような融資も出てきているようでございます。詳細はまだこちらに届いておりませんので、具体的な内容は分からないのですが、いろいろな融資制度があるというような状況でございます。そういった中で、事業者の方が有効なものを利用していただければと思っております。

また、今後の状況を見ながら、次の対応が必要であれば、検討しながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

◇議 長 山下町長

◇町 長 この関係につきましては、まず第1弾といたしまして、この中小企業振興資金の条例の改正を提案させていただきました。

しかし、これだけで十分ではないということも承知をしております。

昨日、道を通じまして国の予備費による対応の情報が入ってまいりました。そのような中で、国としての金融対策などのことも書かれておりましたが、併せて都道府県や市町村が行う金融対策に対する財源措置というようなものも项目的には書かれておりました。具体的にはどのようなものが対象になるのか分かりませんが、今後、そういった支援措置も当然出てくるものと思っております。

金融対策ばかりではなく、地域の消費をどのように喚起をするのかといった対策も必要なのではないかと考えてもいます。

昨日、ご指摘いただいた商工会でのアンケート調査、まだ私内容まで確認はしていませんが、相当厳しい結果が寄せられているのではないかと考えてございます。これらを受けて、次の第2弾、こういった対策で迅速に対応していくかということについて、特に商工会長などと直に懇談をさせていただいて、その対策などについて練ってみたいと考えているところであります。

また、今回のこのことなどにつきましても、町がこういう制度改正するということばかりではなくて、この不況状況でございますので、いろいろな業種の方々

にもご理解やご協力をいただかなければならないと思っております。

特に金融機関の方々などにもお願いをしなければならないところが沢山ございますので、そういった申し入れなどについても、この議会後、直ちに組み込んでまいりたいと思っておりますのでございます。

何としてでも、この苦境をみんなで乗り越えていかなければならない、そういう気持ちを強く持っておりますので、いろいろな対策を遅れることなく組み込んでまいりたいと考えてございます。

今後もしろいろなご提案がございましたら、またお寄せいただいた中で、順次検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号、大空町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第32号、大空町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

(休憩 午前10時59分)

(再開 午前11時09分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第24 議案第33号

◇議 長 日程第24、議案第33号、令和元年度大空町一般会計補正予算(第9号)を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 追加議案書 7 ページ、議案第 33 号、令和元年度大空町一般会計補正予算（第 9 号）。令和元年度大空町一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 74 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 88 億 6,863 万 9,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。令和 2 年 3 月 12 日提出、大空町長、山下英二。

9 ページ、第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入です。19 款、繰入金に 22 万円追加。21 款、諸収入に 52 万 5,000 円追加し、歳入合計は 74 万 5,000 円増額し、88 億 6,863 万 9,000 円とするものです。

10 ページ、歳出です。2 款、総務費に 52 万 5,000 円追加。6 款、農林水産業費に 22 万円追加し、歳出合計は 74 万 5,000 円増額し、歳入合計と同額にするものです。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出から説明しますので、16、17 ページをお開き願います。

2 款 1 項 6 目、公有財産管理費、22 節、自動車事故賠償金に 52 万 5,000 円の追加は、先ほどの議案第 31 号でお認めいただきました、町有車両物損事故に伴う対物損害賠償金として計上するものです。

6 款 1 項 3 目、農業振興一般事務費、11 節、修繕料 22 万円の追加は、農業構造改善センターの自動ドア故障に伴う修繕料を計上するものです。

続きまして、歳入の説明をしますので、14、15 ページをお開き願います。

19 款 1 項 4 目 1 節、公共施設等整備基金繰入金に 22 万円の追加は、農業構造改善センター自動ドア修繕に伴う財源として繰り入れるものです。

21 款 4 項 11 目 1 節、自動車事故共済金に 52 万 5,000 円の追加は、議案第 31 号でお認めいただきました、町有車両物損事故に伴う対物損害賠償共済金です。

以上、補正予算について説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 33 号、令和元年度大空町一般会計補正予算（第 9 号）を採決

します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 33 号令和元年度大空町一般会計補正予算（第 9 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 25 発議第 1 号

◇議 長 日程第 25、発議第 1 号、大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。8 番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 はい、8 番。

議会側議案書 1 ページをお開きください。

発議第 1 号、大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、このことについて、大空町議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出する。令和 2 年 3 月 12 日提出、大空町議会議員、齋藤、松岡、深川、沢出、原本の各議員です。

3 ページをお開きください。この条例につきましては、先ほどの議案第 13 号、大空町課設置条例の一部を改正する条例制定について審議されましたが、移住・定住支援室が 4 月 1 日から設置されることにより、大空町議会委員会条例第 2 条、総務厚生常任委員会の所管に移住・定住支援室に関する事項を追加するものです。

附則として、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

条例改正の新旧対照表につきましては、別冊の配布の参考資料にてご覧ください。

以上、説明を申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第 1 号、大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第1号、大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 発議第2号

◇議 長 日程第26、発議第2号、民族共生の未来を切り開く決議を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。5番、原本哲己議員。

◇原本議員 はい、5番。

議会側議案書5ページをお開きください。

発議第2号、民族共生の未来を切り開く決議。このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。令和2年3月12日提出。大空町議会議員、原本、田中、深川、松岡、齋藤、後藤の各議員です。

7ページをお開きください。民族共生の未来を切り開く決議。
アイヌ文化の復興・発展の拠点としてウポポイが北海道白老町ポロト湖畔に、4月24日誕生する。

先住民族アイヌを主題とした日本初の国立アイヌ民族博物館と国立民族共生公園等からなるこの施設は、国では年間来場者100万人の目標を掲げ、道内においては官民一体となって誘客活動に取り組んでおり、道内各地のアイヌ文化振興の取り組みや食・観光等の地域の多様な魅力とつなげることにより、国内外への総合的な情報発信の強化となり、国民理解の促進が大きく期待される。

また、北海道を訪れる観光客のさらなる増加は、新たな産業の創出・既存産業の活性化など相乗効果も期待されるところである。

よって、大空町議会は、ウポポイ開設を機に、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現が図られ、北海道が魅力ある大地であり続けるため、大空町民の協力を得て、民族共生の未来を切り開く決意をここに表明する。

令和2年3月12日、大空町議会。

以上、提案申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号、民族共生の未来を経費切り開く決議を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第2号、民族共生の未来を切り開く決議は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 発議第3号

◇議 長 日程第27、発議第3号、道立網走高等看護学院の存続を求める要望意見書を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。6番、沢出好雄議員。

◇沢出議員 はい、6番。

議会側議案書9ページをお開きください。

発議第3号、道立網走高等看護学院の存続を求める要望意見書。このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。令和2年3月12日提出。大空町議会議員、沢出、上地、松田、品田、三條の各議員です。

11ページをお開きください。道立網走高等看護学院の存続を求める要望意見書。

北海道は、全道的な准看護師養成施設が減少し、さらに入学者数が減少する中、道立網走高等看護学院についても今後、学生の確保が見込めないとの理由から、令和3年度の学生の募集を停止するとともに、同年度末をもって網走高等看護学院を廃止する方向性であるとの新聞報道がありました。

道立網走高等看護学院は、准看護師対象の正看護師養成機関であり、その運営については、准看護師を経ずに正看護師を目指す学生が増加するなど、進路の志向や社会状況の変化等に伴い、現行課程での存続は厳しい状況にあることは理解しております。

しかし、医療従事者の地域偏在や看護師の不足は、都市から離れるほど深刻な問題であり、斜網地域の自治体におきましても医療従事者、とりわけ看護師の確保は喫緊の課題であります。

また、看護師は医療機関だけでなく、介護・福祉の分野においても需要が高まっている職種であり、その養成施設が都市部に集中することは、斜網地域の介護・福祉分野にも多大な影響を与えることになるかと懸念しております。

道立網走高等看護学院の存続は、この地域で看護師を目指す学生にとって、経済的な負担軽減が図られるとともに、斜網地域における高等学校の進路状況からも需要があると考えております。

大空町議会としては、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域における看護師養成機関は必要不可欠と考えており、道立網走高等看護学院を3年課程の看護師養成所に転換し、存続することを強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は北海道知事宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいた

します。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号、道立網走高等看護学院の存続を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第3号、道立網走高等看護学院の存続を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 発議第4号

◇議 長 日程第28、発議第4号、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会議日程等議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第29 発議第5号

◇議 長 日程第29、発議第5号、各常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。各常任委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第30 発議第6号

◇議 長 日程第30、発議第6号、懸案事項促進のための議員派遣についてを議題とします。令和2年度中の懸案事項促進のため、派遣用務の選択、派遣議員の指名、人員、派遣期間及び用務地等について、その都度、議長において検討の上決定し、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。発議第6号は、そのように決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、懸案事項促進のための議員派遣については、そのように決定しました。

◎日程第31 報告第1号

◇議 長 日程第31、報告第1号、専決処分の報告についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり専決処分の報告がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。山本建設課参事。

◇建設課参事 議会側議案書27ページになります。

報告第1号、専決処分について説明いたしますので、29ページをお開き願います。

専決処分第7号、専決処分書。町有車両に起因して発生した物損事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和元年12月24日、大空町長、山下英二。

記、1、和解内容、別紙。2、損害賠償の額、18万9,698円。3、和解の相手方、札幌市中央区大通東1丁目2番地、北海道電力株式会社送配電カンパニー、流通総務部長、岩代 基。31ページになります。和解の内容。1事故の原因。(1)事故発生日時、(2)事故車両、(3)事故発生場所、(4)事故車両の運転者については、先ほど追加議案第31号でお認めいただきました事故と同じであります。(5)事故の相手方、札幌市中央区大通東1丁目2番地、北海道電力株式会社送配電カンパニー、流通総務部長、岩代 基(6)事故の概要、道路維持原材料を運搬の際、車道から離脱し、北海道電力株式会社所有のコンクリート柱に接触し、損害を与えた。

2和解の条件。(1)事故の第1当事者(甲)、大空町長、山下英二。(2)事故の第1当事者(乙)、札幌市中央区大通東1丁目2番地、北海道電力株式会

社送配電カンパニー、流通総務部長 岩代 基。(3) 過失割合、甲100%、乙0%。(4) 損害賠償の額、18万9,698円。(5) 支払期限、甲は、乙に対して、本件物損事故による損害賠償額として金18万9,698円を令和元年12月27日までに支払うものとする。(6) 異議の申立て、示談書の締結後は、甲・乙間において今後本件に関しては異議申し立てをしないことを約束する。

この事故に伴う損害賠償につきましては、先ほどの議案第31号と、この報告第1号で全て完了しております。

以上、専決処分の内容を報告いたします。

◇議 長 これで専決処分の報告については終わります。

◎日程第32 報告第2号

◇議 長 日程第32、報告第2号、令和元年度定期監査結果報告についてを議題とします。監査委員から、令和元年度定期監査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第2号、令和元年度定期監査報告についてご報告いたします。

令和元年度の定期監査につきましては、令和2年2月26日に松岡監査委員とともに審査を実施いたしました。

今回ご報告いたします定期監査については、地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査であり、令和元年度中の東藻琴高等学校における生産品等の受払簿、在庫管理状況及び各課公用車の管理状況について監査を実施いたしました。

今年度の定期監査については、出納関係帳票の整備、記帳は適正か、また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か、在庫管理と収入・支出の整合性は適正か、大空町車両等管理規程に基づく車両整備等について適正に行われているかを主眼に監査を実施いたしました。

今回の監査結果につきましては、その事務に関して、花木の在庫管理表の数値と記載内容の一部が符合していないことが確認されたことから、生産現場との連携及び管理日誌の記載内容の確認や日誌記載様式の改善など、事務改善に向けた職員への指導等をされるよう意見を付することとします。

また、各課公有車の管理状況について、監査を実施した結果については、大空町車両等管理規定に基づく車両整備等について、概ね適正に行われていることと認められました。なお、お手元に配付の資料に記載のとおり、当該事務に関して改善が必要な事例やその他事務処理上留意すべき事項については、所管部署へ意見として申し伝えたところであります。

以上、令和元年度定期監査結果報告とさせていただきます。

◇議 長 これで令和元年度定期監査結果報告については終わります。

◎日程第33 報告第3号

◇議 長 日程第33、報告第3号、例月出納検査結果報告についてを議題とし

ます。監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員

ただいま上程になりました報告第3号、例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告を申し上げます。

検査の対象となった月は、令和元年11月分から令和2年1月分までであります。

検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、11月分につきましては12月19日、12月分につきましては1月22日、1月分につきましては2月21日に松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これでは例月出納検査結果報告については終わります。これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。山下町長。

◇町 長 令和2年第1回大空町議会定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

今定例会におきましては、議案の内容などにもありましたが、コロナウイルス対策の迅速な対応が求められていることを改めて痛感したところでございます。国や北海道の動向、そして町としてできる対応を迅速に取り進めていかなければならないと改めて感じたところでございます。

商工会や商工事業者の方々も、自らさまざまな取り組みを行うということを想定されているのだらうと思います。そういった方々の取り組みをしっかりと支援をする、また、いろいろなことについて協議をして、共同で取り進めることを旨といたしまして、今後も対応していきたいと思うところでございます。

今定例会に提案をさせていただいたものは、限りがある部分でしかございませんが、今後もいろいろな時期にいろいろな場面で議員の皆様方にもお諮りすることとなってくるのではないかと感じてございます。そういった折にまた、さまざまな視点からご議論いただければありがたいと思うところでございます。

町長となりまして、女満別時代を含めると17回目の予算編成であり、予算を審議いただく議会となったところでございます。いつも自身で編成をしてまいりましたこの予算、点数をつけるとどうかなと思いますが、やはりいろいろな面で、功罪あい半ば50点というところかなと感じております。なかなか及第点まで到達しないというのが、私自身の率直な感想でございます。

私の性格かもしれませんが、何もしないということで、ご批判をいただくというのは、どうも不本意でございます。過去にもそういった何もしないというのは、皆無主義で、何もなくて、ある意味平等かもしれませんが、それではいけないと

常々自分自身に言い聞かせて参りましたので、いろいろなことを提案したいと思って、部下職員にもさまざまな話もさせていただきながら、提案をさせていただくわけですが、それはそれで全ての方が、良しと言ってくれるわけでもございませんので、議論の中では、いろいろ波風が立ったりすることもあります。また、批判もいただきます。

一方で取り組んできた事業などについて、止めていく、削減していくということについても、やはり同様にいろいろなご議論がございまして、ご批判を受ける機会もございます。そのようなことで、この予算編成の時期、部下職員との議論もありますし、議会の中での審議もございます。また、このことを契機に町民の方々からもさまざまなご意見もいただきますので、この時期というのはどちらかというと、へこむこと、落ち込むことの方が多いなと感じているところでございます。

しかしながら、町政執行方針でも述べさせていただきました将来の大空町の姿というものを、どの時期に立っても展望できるような形がなければならないと考えたときに、今、何をしておかなければならないのか、さらには今どういったことを見直ししておかなければならないのかと。そのことが自分自身で今まで提案してきたことであっても、若しくは自分自身で提案してきたものだからこそ、もう一度、感情を抑えて、冷静な立場から検証ということが必要ではないかと感じているところでございます。

そのような中で、今回、この議会の議論、予算などを通じまして、幼児教育の将来のあり方、体制のこと、当然施設のこともあります。そういったことのご議論をいただいたと思っておりますし、高校の再編、高等教育のあり方ということも、ここ数年来の議論となっております。

また、医療や介護、町だけでできるわけではなく、医療法人や福祉法人、そういった方々に担っていただかなければならない。そういったところの基盤の強化ということも必要なことであります。農村部における通信網でありますとか、総合支所の改修、こういったハードの分野についても、将来ずっと使っていく中においては間違いなく必要になってくるもの、それを今の時点で、何とか整備をしておかなければならないという気持ちでございました。

さらには、ご質問もいただきました移住定住の窓口となる新しい支援室についても、人口減が町の活力というものを奪っている、なんとかここに歯止めを掛ける、そういった仕組みを作っていきたいという思いでございます。

さらに、さまざまな生活環境を考えた中で大空町だけで処理するのではなくて、広域で取り組む、そういった必要性もあるのではないかと。ご指摘の中でも、環境分野ばかりではなくて、文化や体育施設にも及ぶのではないかとというご指摘もいただいたところでございます。

さらに、住吉の刑務所作業所の活用などにあたって、さらに近年、町の重要な財源となっているふるさと納税の制度、これは、町だけの取り組みではなくて、民間の企業や、また多くの国民の方々の外からのご支援をいただいているかなければならない。そういったものを上手に使っていく仕組みというものも今考えておかなければならないのではないかと。

さらに、大空町を将来担っていく人材を育てていくためのまちづくり推進塾な

どの提案をさせていただいたところでございます。今、種を蒔きそして成長を待つ、またレールを敷設して、そこに列車が走ることを期待すると、そういったことを行っていかなければならない、そういう次期の予算や議会でのご審議でなかったかなと思ってございます。

私にできることといいますのは、予算を提案し、制度を提案し、議会の中でお認めをいただく。さらに、お認めいただいたものの中で、社会資本の整備となるさまざまなハード面の整備をしていくということがあります。そのほかにも、さまざまなことがあります。もう一方で役場組織を束ねながら人事面で、そこをしっかりと支えていく体制をつくるということも必要なことではないか。また私に与えられた役割ではないかと感じてございます。今後、そういったものを強力に推し進める体制についても、十分検討しながら進めてまいりたいと思ってございます。

行政を進める上で各般にわたり、町民の代表であります議員の皆様には、いろ
いろなご指摘やご協力をもらわなければなりません。今後ともご指導いただきま
すように改めてお願い申し上げまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。あ
りがとうございました。

◇議 長 これで令和2年第1回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

(閉会 午前11時46分)